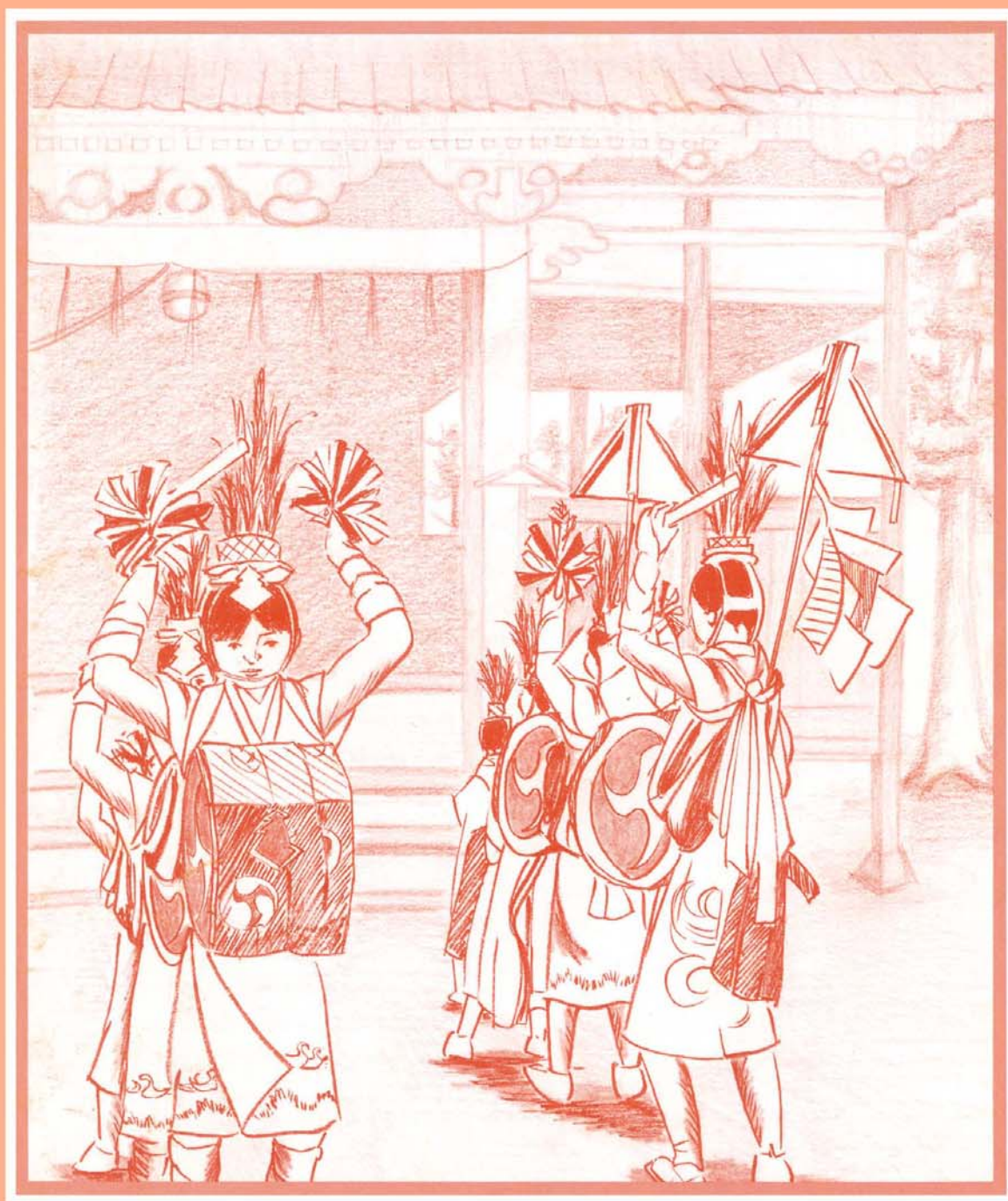


第 42 回

福岡県公民館大会



平成 7 年 8 月 3 日

〈表紙〉

福岡県無形民俗文化財

検地楽

毎年5月3、4日の春祭りに市内下
検地で行われる楽打ち行事で、勇壮華
麗な楽が五穀豊饒などを願って地区の
氏神である王野八幡宮や地区内の各所
で奉納されます。

楽打ちは宮柱の指揮のもと言立人、
笛吹き、太鼓打ち、鉦打ちによって構
成されています。笛吹き二人が壮年男
性、親楽が青年であるほかは、4歳か
ら12歳ぐらいまでの男子によって演じ
られます。

親楽は、雄役が大太鼓を雌役がチャ
ンガラと呼ばれる鉦を持ち、同じく太
鼓や鉦を打ち鳴らしながら舞う子供達
をリードします。舞い手たちが頭に鶏
の尾羽根を飾っているところからニワ

トリ楽とも呼ばれています。

検地楽のはじまりについて、源平合
戦の頃とも伝えられていますが明らか
ではありません。少なくとも江戸時代
には近隣に広く知られていたようで
す。小倉藩から呼ばれ雨乞いのための
楽を奉納したとの記録が残っていま
す。

県内に同様の楽打ちが見られます
が、検地楽は子供たちが主役である点
が特徴となっていて、県の無形民俗文
化財に指定されています。初夏の田園
風景にあどけない子供たちの楽打ち姿
が映えます。

表紙イラスト 大庭京子

第 42 回

福岡県公民館大会

主 催

福 岡 県 公 民 館 連 合 会

福 岡 県 教 育 委 員 会

行 橋 市 教 育 委 員 会

目 次

第42回福岡県公民館大会に寄せて	1
第42回福岡県公民館大会開催要項	2
平成7年度公民館役職員表彰一覧	6
平成7年度優良公民館表彰一覧	14
記 念 講 演	20
分科会事例発表要旨	23
〔参 考 資 料〕	
1 「豊かな生涯学習社会を築く」社会教育の振興方策について（建議） 福岡県社会教育委員の 会議（平成7年7月3日）	
2 福岡県公民館大会年表	
3 県内公立公民館一覧	

第42回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会会長 鏑 水 速 太

本日、ここ行橋市におきまして、県内各地から多数の皆様方の参加を得て、第42回福岡県公民館大会がこのように盛大に開催できますことは、ひとえに関係各位の御尽力の賜であると深く感謝申し上げます。

さて、本年は戦後50年という節目の年ですが、その間公民館は、社会教育の中核施設として地域の人々に学習機会や場を提供したり、各種団体の育成や自主活動の支援、及び地域課題解決のための援助等を行ってまいりました。施設がない中で公民館活動が展開されたいわゆる「青空公民館」の時代から、施設・設備が充実し学習活動が活発に展開される現代まで、社会の変化とともに公民館の様相も大きく変容してまいりました。昭和24年に制定された社会教育法を基に、昭和46年、国の「社会教育審議会答申」において、生涯教育の理念を踏まえた社会教育の拡大・発展が求められ、さらに臨時教育審議会の4次にわたる答申を受けて、「生涯学習振興法」の制定をはじめ、「中央教育審議会答申」や「生涯学習審議会答申」等が次々と出され、教育改革へ向けての新たな取り組みが始まりました。

今日、すべての人々が、人間性豊かな生活を営むために、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の構築が求められています。そこで、今年度も昨年度に引き続き「住民とともに生涯学習を目指す公民館の学習・交流活動の在り方」をテーマに掲げて研究協議していただき、生涯学習社会実現へ向けての公民館の新たな役割や具体的事業の展開を明らかにし、明日への実践に役立てていただくことを期待しております。

なお、本県社会教育委員の会議が7月3日に提言した「豊かな生涯学習社会を築く」社会教育の振興方策について（建議）を本大会資料として掲載しております。これは、本県社会教育の今後の方向性を示唆していただいたものでありますが、その方向は、社会教育推進の中核施設である公民館の在るべき姿を求めたものと置き換えて読めるものであります。この提言を踏まえ、今後、公民館の実践活動を展開していくことが公民館の活性化に繋がり、生涯学習社会実現となるものと考えております。この建議の有意義な活用を切に期待いたします。

終わりに、本大会が、地域の人々の生涯学習を支援し、豊かな活力ある地域づくりの原動力となる公民館づくりについて有意義な大会になりますことを心から祈念申し上げます。

第42回 福岡県公民館大会開催要項

1. 趣 旨

住民の学習意欲の高揚や学習活動の多様化等により、住民の公民館に対する期待はますます大きくなるとともに、学習した成果を活かす機会や場の提供などに関する公民館の役割と機能について、より一層の拡充が求められている。

そこで、県内の公民館関係者が一堂に会し、住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方を求めて、日頃の実践活動及び当面する課題などについて理解を深め、もって公民館の一層の充実・発展に資する。

2. 大会テーマ

住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方

3. 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、行橋市教育委員会

4. 後 援

福岡県、行橋市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県PTA連合会、福岡県郡市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県明るい選挙推進協議会、福岡県貯蓄推進委員会

5. 期 日

平成7年8月3日（木）

6. 会 場

行橋市民会館（主会場）ほか

〒824 行橋市中央1丁目 TEL09302-5-1111（代表）

7. 参 加 者

約1,000名

公民館職員、公民館運営審議会委員、自治（町内）公民館関係者、社会教育委員、行政関係者、公民館利用者

8. 日 程

9:15~10:00	受付
10:00~11:00	大会式典
	開会のことば 福岡県公民館連合会副会長
	主催者あいさつ 福岡県公民館連合会長
	福岡県教育委員会教育長
	来賓祝辞 福岡県知事
	福岡県議会議長
	行橋市長
	表彰式
	日程説明
11:00~12:15	記念講演
	演題 「公民館を元気に、未来的にしよう！！」
	— “愛されるため” の魅力アップ…インテリジェント化—
	講師 横浜建築研究所 教育システム部長 鈴木敏恵氏
12:15~12:20	次期開催地（北九州市）代表あいさつ
12:20~13:30	昼食・移動
13:30~16:00	分科会
16:00	閉会

会 場 一 覧

分科会場	分科会名	施設名	
	第1分科会	コスメイト行橋 文化ホール	(1階)
	第2分科会	行橋市中央公民館 大会議室	(1階)
	第3分科会	福岡県行橋総合庁舎 大会議室	(4階)
	第4分科会	行橋市民会館 大ホール	(1階)
	第5分科会	行橋市南公民館 集会室	(2階)

全体会場	施設名
	行橋市民会館 大ホール

9. 分科会の構成

分 科 会		討 議 の ね ら い	討 議 の 柱
1	学習機会の提供と公民館	学習機会提供の拠点としての公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のニーズ、現代的課題に対応する学習機会の充実について ・子どもの実態に対応した学習・体験活動のプログラムの開発と展開について
2	学習情報の提供・相談と公民館	学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な学習需要に応える学習情報の収集・提供について ・学習相談の体制づくりについて
3	学習集団の育成と公民館	学習成果を活かし学習活動を結ぶ拠点としての公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材活用とボランティアの育成について ・グループ・サークルの育成と援助の促進について
4	学習・交流活動の推進と自治公民館	学習・交流の場としての自治公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決のための学習、実践活動の推進について ・地域における交流促進の場としての自治公民館のあり方について
5	同和教育の推進と公民館	同和教育を推進する公民館の在り方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・同和教育推進のための学習、実践活動について ・同和問題解決のための啓発活動について

助言者	司会者	事例発表者	記録者	会場責任者
稲築町教育委員会 社会教育委員 久家 貞美	筑豊教育事務所 (碓井町教育委員会 派遣) 社会教育主事 行徳 昭彦	嘉穂町教育委員会 社会教育主事 武田 光一 夜須町中央公民館 館長 近藤 謙三	豊前市教育委員会 社会教育係長 後小路晴己	椎田町教育委員会 社会教育係長 中村 次夫
福岡県教育庁指導 第二部社会教育課 企画指導班 主任社会教育主事 正平 辰男	南筑後教育事務所 主任社会教育主事 大津 重昭	田川市中央公民館 係長 本川 康隆 瀬高町中央公民館 主事 高野 一将	苅田町教育委員会 社会教育係長 有光 島子	築城町教育委員会 公民館係長 神埼 猛年
純真女子短期大学 講師 野見山寿雄	福岡教育事務所 主任社会教育主事 伊藤 圭二	粕屋地区地域人材 派遣事業運営委員 会 事務局長 吉松 寛 北九州市穴生公民 館 館長 山下 厚生	勝山町教育委員会 社会教育係長 持永 博明	太平村教育委員会 社会教育係長 奥野 勝利
“源じいの森” 助清流とほたるの 館 常務理事 太田 傳	北筑後教育事務所 (朝倉町教育委員会 派遣) 社会教育主事 佐々木 孝	甘木市馬田公民館 館長 八尋 節夫 志摩町姫島自治公 民館 主事 吉村 勉	豊津町教育委員会 社会教育係長 進 省平	新吉富村教育委員 会 社会教育係長 末吉 秋雄
福岡県教育庁指導 第二部同和教育課 啓発班 指導主事 福澤 末男	北九州教育事務所 (小竹町教育委員会 派遣) 社会教育主事 池田 義智	福岡市東若久公民 館 主事 坂井 公 直方市教育委員会 社会同和教育指導 員 渡邊 遼平	犀川町教育委員会 社会教育係長 山本 倫明	吉富町教育委員会 社会教育課長補佐 山崎 栄子

平成7年度 公民館役職員表彰一覧

<p>公民館の役員として、地域の公民館活動の振興に顕著な功績があった者。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公立公民館職員 動続 10年以上 • 自治（町内）公民館長・主事 動続 5年以上 • 公民館運営審議会委員 動続 5年以上 	 <p>みつ やす たつじろう 光 安 辰次郎</p> <p>福岡市 多々良公民館 主事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権尊重推進の組織づくりに尽力し、人権尊重を基調とした公民館運営に努めた。 2 東区公民館主事会の役員として、職員の連携と資質の向上に努めた。
 <p>しま ひろ お 島 田 博 雄</p> <p>北九州市 南曾根公民館 事務吏員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育団体の育成と連携強化に努めた。 2 常に住民と一体となった公民館活動の推進に努めた。 	 <p>なか むら いさむ 中 村 勇</p> <p>福岡市 大浜公民館 館長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特に、「地域活性化講座」を昭和58年より開設し、この講座が平成3年に「まちづくり協議会」の結成の基盤となった。 2 人権尊重推進協議会の結成に尽力し、同和問題の解決に努めた。
 <p>もり やす のぶ 森 泰 播</p> <p>福岡市 香椎公民館 館長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 グループ・サークル活動の育成を通し、地域に親しまれる公民館づくりに尽力した。 2 地域諸団体との連携を図り、調和のとれた地域づくりに貢献した。 	 <p>さかい ひとし 堺 仁</p> <p>福岡市 堅粕東光公民館 主事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 親と子のきずなを深めるため、親子文庫や親子ふれあい講座の開設に積極的に取り組んだ。 2 グランドゴルフ、インディアカ等地域スポーツ活動の振興に努めた。
 <p>しば た すみ え 柴 田 澄 江</p> <p>福岡市 馬出公民館 主事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢化率が高い地域にあって、継続して高齢者教室を開設し、高齢者の生きがいと教養の向上に努めた。 2 全市に先がけて地域ぐるみの青少年健全育成に取り組んだ。 	 <p>おと なり まさる 乙 成 勝</p> <p>福岡市 千代公民館 主事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 月1回広報紙を発行し、公民館事業や社会教育関連情報を住民に提供し、公民館機能の充実を図った。 2 同和教育に力を入れ、差別のない地域づくりに積極的に取り組んだ。



木内潤子

福岡市

箕子公民館 主事

- 1 特に、開館以来継続している青年学級に力を入れ、学習の成果を地域活動に結び付けた業績は大きい。
- 2 地域の連帯と健康づくりを目指した軽スポーツの普及に努めた。



余田幸夫

福岡市

早良公民館 館長

- 1 遠距離地域へ「出かける社会教育」事業を開設し、成果を収めた。
- 2 PTA及び各種団体と連携して青少年教育の振興・充実に務めた。



吉田利枝

福岡市

小笹公民館 主事

- 1 「転勤族の博多学」を開設し、転勤族のアンケートや地域の「手づくりマップ・小笹校区」の作製に取り組んだ。
- 2 地域の中からボランティアの編集委員を発掘し、館報を発行している。



金子亮司

福岡市

小田部公民館 館長

- 1 “一人ひとりを大切にする地域社会づくり”をモットーに新旧住民の交流とふれあいを推進する事業に積極的に取り組んだ。
- 2 高齢者教室は主体的な運営がなされ他の模範となっている。



谷 茂

福岡市

宮竹公民館 館長

- 1 老人大学、婦人学級、育児セミナー、福祉講座等幅広い学習活動の展開に努めた。
- 2 差別のない明るく住みよい地域づくりに貢献した。



三 吉 三 郎

福岡市

能古公民館 館長

- 1 島外から訪れる市民や観光客に公民館を積極的に開放するとともに、島の自然、歴史、文化等に対する理解の促進に尽力した。
- 2 公民館を離島における生涯学習の中心施設として位置づけた。



宮本松義

福岡市

鶴田公民館 館長

- 1 学校週5日制に関する青少年育成事業、三代交流事業、高齢者学級等積極的に取り組んだ。
- 2 サークル活動を支援し、サークル間の交流を図った。



迫 利 親

福岡市

西陵公民館 主事

- 1 青少年から高齢者まで幅広く、住民に親しまれる公民館活動の推進に尽力した。
- 2 社会同和教育の推進に努め、差別のない地域づくりに貢献した。



しま ふみえ
島 フミエ

大牟田市

大牟田市中央公民館
運営審議会委員

- 1 公立公民館（中央館・地区館）の施設整備に貢献した。
- 2 住民の要望を反映した地域づくりのための公民館活動の推進に務めた。



いもと ますよ
井本 マスヨ

甘木市

金川公民館 事務員

- 1 地域住民の福祉と健康づくりに取り組み、明るく健康なまちづくりに尽力した。
- 2 長年にわたり公民館業務に携わり住民の信頼も厚い。



こやなぎ せき お
小柳 関 男

大牟田市

大牟田市中央公民館
運営審議会委員

- 1 公立地区館の施設整備に貢献した。
- 2 生涯学習推進のため住民の先導的役割を果たした。



かとう ふかし
加藤 不可止

行橋市

稗田公民館 館長

- 1 市内の公民館に先駆けて「公民館便り—御所ヶ谷」を発行し、公民館活動の活性化に努めた。
- 2 高齢者の社会参加促進のための諸活動に積極的に取り組んだ。



なか しま まさひろ
中島 政 裕

久留米市

久留米市中央公民館
運営審議会委員

- 1 音楽をとおして、女性の地位と教養の向上に努め、女性事業「レディセミナー」の基礎を築いた。
- 2 中央公民館の事業をとおして、広く市民の生涯学習の推進に努めた。



たか き おさむ
高木 修

宇美町

宇美町公民館 主事

- 1 21年の長きにわたり、町内公民分館の施設整備に尽力し、地域公民分館活動の推進と発展に貢献した。
- 2 文化協会、体育協会、子供会育成会等の組織づくりに努めた。



いとう あいすけ
伊藤 愛 助

山田市

山田市中央公民館
運営審議会委員

- 1 中央公民館図書室の充実に尽力し、明るく楽しい図書室づくりに貢献した。
- 2 自ら活動に参画し、地域のスポーツ、文化の発展に寄与した。



の みやま つとむ
野見山 務

稲築町

稲築町公民館
運営審議会委員

- 1 町民の健康問題に取り組み、これを公民館活動の一環と位置づけ、町民の公民館利用の促進を図った。
- 2 常に建設的な意見をだし、公民館活動の発展に寄与した。



いの うえ ふじこ
井上フジ子

稲築町

稲築町公民館
運営審議会委員

- 1 公民館自主サークルの代表として、利用者の立場に立った意見をだし、公民館活動の活性化に努めた。



いし かわ あきら
石川明

金田町

金田町中央公民館
運営審議会委員

- 1 中央公民館並びに自治公民館における健康教室、高齢者生きがい教室の開設に努め、公民館活動の活性化を図った。
- 2 公民館図書室に、自ら図書を寄贈し地域文化の向上に貢献した。



わた なべ とも ふみ
渡邊智文

鞍手町

鞍手町中央公民館 主任主事

- 1 特に、スポーツ・レクリエーションの普及に努め、地域住民が一丸となって協力し、交流する場の提供に積極的に取り組んだ。
- 2 住民の健康に対する意識の高揚と健康管理の推進に努めた。



た なか りょうじろう
田中良次郎

北九州市

大積公民館 館長

- 1 公民館規則、運営審議会規則、公民館使用規則、職員採用等取扱規則等を時代にあった規則に整備し、公民館のよりよい運営を図った。
- 2 公民館だよりを毎月1回発行し、住民の公民館活動への参加を促した。



ふじ い よし い
藤井吉位

宮田町

宮田町中央公民館 主査

- 1 地域の子ども会指導者と連携し、キャンプ登山、オリエンテーリングを実施する等子ども会活動の推進に努めた。
- 2 各種団体の育成・指導に努め、公民館活動の活性化を図った。



お がた ます や
小縣増也

北九州市

大里柳自治公民館 館長

- 1 長年にわたり、明るい街づくりと地域における公民館活動の振興に尽力した。
- 2 公立公民館との連携を図り、地域活性化に努めた。



さ とう てい ぞう
佐藤貞三

浮羽町

妹川公民館 館長

- 1 妹川地区運動広場の設置を推進し、各種スポーツの振興に努めた。
- 2 地域のふれあいと、住民のボランティア活動の推進に努めた。



よし ざわ はる よし
吉澤治由

北九州市

西小倉公民館 館長

- 1 広範な年代層を対象としたスポーツ活動に取り組み、活力ある地域社会づくりに努めた。
- 2 校区敬老会や年長者を対象とした行事を積極的に推進した。



さか い よし たる
酒 井 義 治

北九州市

井堀公民館 館長

- 1 高齢者問題に積極的に取り組み、地域福祉の発展に貢献した。
- 2 青少年の健全育成に尽力し成果を上げた。



しげ とみ ひかる
重 富 光

久留米市

鳥飼校区公民館 館長

- 1 校区内の各種団体との連携を図り、公民館活動の充実・発展に努めた。
- 2 市校区公民館連絡協議会の役員として、校区公民館の共通課題解決に尽力した。



むら かみ よし たか
村 上 義 孝

北九州市

下長野公民館 館長

- 1 社会教育関係団体の育成及び連携に努め、公民館活動の活発化を図った。
- 2 青少年の健全育成に尽力し、明るいまちづくりに寄与した。



こう たら たかみつ
香 原 嶺

直方市

新町2公民館 館長

- 1 スポーツを通して青少年の健全育成と地域住民のふれあいの促進に努めた。
- 2 毎月資源回収日を指定する等リサイクル運動でまちづくりに貢献した。



たか はし かず み
高 橋 和 美

北九州市

第17区公民館 館長

- 1 体育行事を通して、連帯感のある地域づくりに貢献した。
- 2 同和教育の推進に努めた。



いし だ きよ み
石 田 清 美

飯塚市

南横田公民館 館長

- 1 中高年層の男性スポーツクラブの育成に努め、活動の活発化を図った。
- 2 地区の行事に力を注ぎ、様々なビックイベントの委員として携わり、地域活性化に努めた。



たか さき あらし
高 崎 嵐

北九州市

(社)竹並公民館 館長

- 1 成人を対象とした研修会・講演会、婦人の教育講座、年長者の研修会を開催し、生活の向上に努めた。
- 2 青少年の非行化防止と健全育成に尽力した。



ふち がみ き そう
淵 上 喜 壯

飯塚市

西町東公民館 館長

- 1 スポーツを通して青少年の健全育成に積極的に取り組んだ。
- 2 多年にわたり、地域住民の文化の向上と福祉の増進に努め、明るく住みよい地域社会づくりに貢献した。



なか がわ ゆう じ
中 川 裕 二

田川市
松原3区公民館 館長

- 1 三代ゲートボール大会、生涯学習推進のための校区巡回講座の実施等地域活性化に尽力した。
- 2 同和問題解決のための啓発活動の推進に努めた。



おお くま しゆん いち
大 隈 俊 一

大川市
若津上町公民館 館長

- 1 生涯学習モデル地区指定、愛のネットワーク推進モデル地区指定を受ける等地域の生涯学習の推進に積極的に取り組んだ。
- 2 郷土民俗芸能の保存と普及（後継者の育成）に尽力した。



おに き ひろし
鬼 木 弘

田川市
上本町公民館 館長

- 1 公民館に図書文庫を設置し、地域住民の教育と文化の向上に努めた。
- 2 昭和63年後藤寺校区会長に就任以来、14公民館の統一努力目標を定め、校区が一体となって活動できる基盤をつくった。



なか しま ふじ よし
中 島 藤 義

大川市
鬼古賀公民館 館長

- 1 平成5年度、市「体力づくり」モデル地区の指定を受け、地域住民の健康の増進に努めた。
- 2 国体の選手の受入れに尽力し、住民と選手との交流の輪を図った。



たか き たか なり
高 木 孝 也

筑後市
赤坂公民館 館長

- 1 花いっぱい運動の推進に努め、各家庭に花づくりの機運を促した。
- 2 運動会、七夕祭等地域住民総参加の行事に積極的に取り組み、活力ある地域づくりに尽力した。



まつ お かず とし
松 尾 一 敏

中間市
岩瀬東町公民館 館長

- 1 子ども会育成組織の充実を図るとともに、青少年健全育成のための事業の推進に尽力した。
- 2 住民への情報提供として手づくりの広報紙づくりに取り組んだ。



しも かわ えい し
下 川 榮 孜

筑後市
古島公民館 運営委員

- 1 豊かな経験と識見を持って、公民館の運営に適切な意見を述べる等公民館の振興・発展に寄与した。



え ぐさ なお ゆき
江 種 直 行

中間市
鳥森公民館 館長

- 1 花を通じて住民の連帯と「思いやりの心」を育てるとともに、明るい町づくりに貢献した。
- 2 市公連副会長として自治公民館の振興・発展に努めた。



たしろふみお
田代文雄

筑紫野市

東吉木公民館 主事

- 1 市小地区公民館連絡協議会役員として自治公民館活動の推進に努め、地域づくりに多大な功績を納めた。



さとうやすとし
佐藤恭利

那珂川町

松木区公民館 館長

- 1 地域コミュニティづくり、人づくりに尽力した。
- 2 区公民館連絡協議会と各公民館との連携強化に努めた。



はらぐちさだゆき
原口定之

筑紫野市

山家9区公民館 主事

- 1 市小地区公民館連絡協議会役員として自治公民館の振興・発展に尽力した。



おくむらゆくお
奥村征生

篠栗町

田中公民分館 館長

- 1 PTAの協力を得て分館教養学級を開催し、「地域の活性化」について討議し、住民の意識の高揚を図った。
- 2 青少年健全育成活動の推進に尽力した。



くさかべひろいち
草壁 紘一

大野城市

下筒井公民分館 主事

- 1 ワープロ教室の開設に積極的に取り組み、住民のニーズに応える公民館づくりに努めた。
- 2 子ども会育成会指導員の夫婦制（父親参加の促進）の実施に貢献した。



いまむらよしお
今村義雄

篠栗町

池の端公民分館 館長

- 1 池の端公民分館建設に多大な尽力をするとともに、分館活動に区民がだれでも参加できるように努めた。
- 2 町文化祭に積極的に参画し、多大な業績を納めた。



ゆうきけんいち
結城賢一

那珂川町

井尻区公民館 館長

- 1 地域行事（夏まつり、運動会、敬老会等）に積極的に取り組み、地域の活性化を図った。
- 2 区公民館連絡協議会と各公民館との連携強化に努めた



わださきえ
和田サキエ

玄海町

岬地区公民館 館長

- 1 特に、婦人会活動に尽力し、地域婦人会の国際交流の推進に努めた。
- 2 平成元年度に月刊地区公民館を創刊し現在に至っている。



いし ばし かず お
石 橋 和 夫

大木町

吉祥公民館 館長

- 1 各種団体の育成・指導に尽力した。
- 2 各部（総務部、社会部、体育部）を組織し、運営体制の充実を図ることにより明るい地域づくりに貢献した。



しま の まさ とし
嶋 野 正 俊

糸田町

責船公民館 館長

- 1 地域住民のふれあいと連帯を目指した公民館活動の推進に努めた。
- 2 補導部、文化部を新設し、区内見回りや歩こう会等を実施し多大な成果をあげた。



きゆうら き よし のり
久 良 木 義 則

大木町

侍島公民館 館長

- 1 平成4年度公民館建設に尽力し、グラウンドを併設することにより、公民館活動の充実を図った。
- 2 美化運動に積極的に取り組み、住みよい地域づくりに貢献した。



おお まる かず み
大 丸 一 美

椎田町

坂本自治公民館 館長

- 1 健康づくりの推進、愛のネットワークづくり（声かけ運動等）に尽力した。
- 2 ミニ文化祭の開催により、地域のコミュニケーションを図った。

• 公立公民館職員	21名
• 自治（町内）公民館・主事	31名
• 公民館運営審議会委員	7名
計	59名

平成7年度優良公民館表彰一覧

種別	番号	市郡名	公民館	所在地	館長名	敷地面積
						敷地面積
公立公民館	1	北九州市	とみの 富野公民館	〒802 北九州市小倉北区上富野 5丁目6-21 ☎ (093) 522-5233	芳賀美子	㎡ 732
	2	福岡市	はつた 八田公民館	〒813 福岡市東区八田2丁目16-20 ☎ (092) 681-5371	広瀬勝鮮	683
	3		まいまつばら 舞松原公民館	〒813 福岡市東区水谷1丁目8-30 ☎ (092) 672-2199	牛島茂男	495
	4		ひがしつきくま 東月隈公民館	〒816 福岡市博多区東月隈1丁目 23-11 ☎ (092) 504-1360	伊達吉住	607
	5		みのしま 美野島公民館	〒812 福岡市博多区美野島2丁目 6-11 ☎ (092) 474-0070	白木勝二郎	607
	6		ひがしはなはた 東花畑公民館	〒815 福岡市南区屋形原2丁目8-11 ☎ (092) 511-6655	三苦裕	566
	7		みなみかたえ 南片江公民館	〒814-01 福岡市城南区片江1-25-36 ☎ (092) 862-2453	原碩人	550

施設状況			設備の状況	推薦の理由
建物延面積	構造	建築年月日		
m ² 703	鉄筋2階建	昭53. 5. 6	講堂 和室 集会室(2) 調理室	特に、地域ボランティアの支援や伝承文化おこしを目指す「富野岩戸神楽」の復活に関する冊子発行等地域活性化に積極的に取り組んでいる。
281	鉄筋2階建	昭53. 12. 1	講堂 学習室 和室	いち早く校区人権尊重推進協議会を組織した。また老人クラブとの連携で生涯学習と福祉の両面から高齢者生きがい事業の推進に取り組んでいる。
281	鉄筋2階建	昭56. 4. 1	講堂 学習室 和室	心豊かなコミュニティづくりを目指し、特に子どもを中心とした事業(三世代スポーツ交流、ジュニアリーダー養成等)に取り組んでいる。
289	鉄筋2階建	昭54. 6. 23	講堂 和室 学習室	高齢者の生きがいづくりとして開館以来、高齢者教室を開設している。 またグループ・サークル活動も活発で年間4万人の利用者数の実績を持つ。
289	鉄筋2階建	昭54. 4. 1	講堂 和室(2) 学習室 会議室	主催事業から自主グループへの育成に力を入れ、6年度は3グループが自立した。また、史跡や博多探訪の活動への地域人材の養成も行っている。
278	木造2階建	昭52. 4. 1	講堂 和室 学習室	シルバー学園(高齢者教室)、子育てセミナー、三世代交流事業、女性講座、ボランティア講座、文庫活動等住民のニーズに応えた多彩な活動を行っている。
281	木造2階建	昭56. 4. 1	講堂 学習室 和室	常に時代を先取りした(高齢化社会)学級講座の開設に努めている。また、学校週5日制の実施に伴い、親子ふれあい事業を平成6年度から開設している。

種別	番号	市郡名	公民館	所在地	館長名	敷地面積
						m ²
公立 公民館	8	福岡市	はら 公民館	〒814 福岡市早良区原2丁目5-2 ☎ (092) 821-6414	小島 博	659
	9	大牟田市	かつたちちく 勝立地区公民館	〒836 大牟田市新勝立町4-1-1 ☎ (0944) 51-0393	金子 明德	2,825
	10	行橋市	いづみ 泉公民館	〒824 行橋市西泉4丁目2-1 ☎ (09302) 2-5022	有馬 和彦	1,320
自治 (町内) 公民館	11	北九州市	おおとりい 大鳥居公民館	〒808-01 北九州市若松区大字大鳥居 305番地の1 ☎ (093) 741-5879	吉永 秋彦	541
	12	久留米市	ぜんどうじ 善導寺校区公民館	〒839-11 久留米市善導寺町飯田620-2 ☎ (0942) 47-1065	香月 勲	2,500
	13	飯塚市	なみの 薙野公民館	〒820 飯塚市大字目尾4-2 ☎ (09496) 2-6060	三嶋 清	336
	14	田川市	いのひさ 猪膝公民館	〒826 田川市大字猪国1573-1 ☎ (0947) 44-8360	星野 哲	272

施設状況			設備の状況	推薦の理由
建物延面積	構造	建築年月日		
282	木骨 モルタル	昭27. 1. 1	講堂 学習室 和室	子ども会キャンプを長年に渡って推進するなど子ども会育成に努めている。また、地域の高齢者や障害者へのボランティア活動にも取り組んでいる。
962	鉄筋	昭55. 6. 1	視聴覚室 研修室 図書室 和室・料理室	地域の特性を生かした事業の開発に努め、化石のウォッチング、留学生との交流事業、心身障害児童生徒のモデルサークル事業等に取り組んでいる。
566	鉄筋2階建	昭60. 3. 31	学習室 和室 集会室 調理室	「花と緑と学びのいずみの里」を目指し、婦人及び家庭教育学級、自主学習グループの活動、公民館報の発行等諸事業に積極的に取り組んでいる。
224	木造平屋	昭38. 3. 11	講堂 調理室 和室(2)	公民館を地域住民の茶の間として、又団体活動の場として青少年育成会、老人会、婦人部、成人会等住民自らの手で幅広い活動を展開している。
267	鉄筋	昭45. 12. 25	研修室(2) 和室 調理室	門前町として発展した歴史的背景を生かした文化財保護の学習活動や箏発祥の地にちなんで箏クラブを結成する等地域の生涯学習の推進に努めている。
109	木造平屋	昭47. 4. 1	集会室 和室 調理室	幼児から高齢者まで参加できる体育行事「雑野オリンピック」、住民の活動や公民館のあゆみを開示する文化行事「公民館文化祭」を継続実施している。
219	木造平屋	昭58. 3. 14	研修室 和室 集会室	第2・4土曜日をふれあい広場として公民館を開放し高齢者と子ども達の交流の場としている。これは公民館が地域づくりに大きな役割を果たしている。

種別	番号	市郡名	公民館	所在地	館長名	敷地面積
						敷地面積
自治 内 公 民 館	15	筑後市	つね じょう 常用公民館	〒833 筑後市大字常用1410-2 ☎ (0942) 52-4015	江崎 廣 己	m ² 594
	16	大川市	あづま まち 東町公民館	〒831 大川市大字榎津東町456-2-1 ☎ (0944) 87-0955	緒方 広 弥	684
	17	筑紫野市	むさしヶ丘団地 公民館	〒818 筑紫野市むさしヶ丘2丁目 28-23 ☎ (092) 922-9796	高尾 稔	1,039
	18	大野城市	かま だ 釜蓋公民分館	〒816 大野城市大城4丁目9-5 ☎ (092) 503-0022	永野 政 則	700
	19	宗像郡	玄海町 なまき 岬地区公民館	〒811-35 宗像郡玄海町大字上八762 ☎ (0940) 62-2656	和田 サキエ	3,910
	20	遠賀郡	岡垣町 みなみやま だく 南山田区公民館	〒811-42 遠賀郡岡垣町大字山田130-1 ☎ (093) 282-2641 (館長)	佐伯 一 美	231
	21	田川郡	添田町 しもちゅうがん じ 下中元寺公民館	〒824-06 田川郡添田町大字中元寺 3434-1 ☎ (0947) 82-1889	山本 常 夫	480

施設状況			設備の状況	推薦の理由
建物延面積	構造	建築年月日		
㎡ 159	木造平屋	昭55.10.	和室(2) 広間	趣味や健康づくりのための多彩なサークル活動が盛んである。また区民のふれあいを大切にする親睦活動も活発で市のモデル公民館指定を受けた。
244	木造	平1.3.29	大会議室 和室(3) 調理室	「公民館だより」の定期的発行により住民に様々な情報を提供し、連帯と融和を図るとともに、住民の生涯学習に対する意識の高揚を図っている。
203	木造平屋	昭52.6. (昭58.2.)	集会室 図書室 和室 大厨房	公民館運営体制が確立し、専門部活動と自主グループ・サークルの活動が活発である。中でもハンドベルクラブは訪問演奏会等で活躍している。
563	鉄筋2階建	昭61.3.10	学習室 集会室 実習室 保育室	人口急増地区にあって、住民の融和と協調をめざす活動に積極的に取り組んでいる。特に、納涼大会は、住民のふれあいを図る大きな事業である。
541	鉄筋平屋建	昭51.4.1	大会議室 学習室 会議室	平成元年度より館報「しおさい」を毎月発行し、住民への情報提供に努めている。また、地区の活動だけでなく町行事にも積極的に参加している。
117	木造平屋建	昭54.4.29	集会室 和室(2)	公民館を住民が利用しやすいように利用申込の簡素化、錠の保管の改善等に取り組んだため利用者が年々増加し、活動も活発化している。
127	木造平屋	昭59.4.1	広間 和室	公民館ふれあい芸能大会、ふれあい運動会、ふれあいドンドン焼き等明るく、住みよい地域づくりを地域ぐるみで取り組んでいる。

「公民館を元気に、未来的にしよう!!」

—“愛されるため”の魅力アップ……インテリジェント化—

すずき としえ
鈴木 敏恵

横浜建築研究所 教育システム部長



☆建築家・インテリアプランナー・オブジェ作家・エッセイスト
☆1990年インテリジェントスクールモデルスペース「School PAV」にて第一回インテリアプランニング賞部門特別受賞。
高度情報化時代の『学校ルネッサンス』を提唱し、1995年「THE 21 (PHP月誌)」：21世紀のキーパーソン100人に選ばれる。『インテリジェント化』と『生命ある素材』をキーワードにして《未来の学び舎》を築く第一人者。作家活動と共に種々講演にて、日本各地を訪れる。テレビ・ラジオ・新聞・雑誌にて“学校や未来”について語る。

☆文部省生涯学習クリエイティブアドバイザー

☆文部省生涯学習局調査研究委員

☆文部省初等中等教育局調査研究委員

☆横浜市マルチメディア検討委員

[主な著書]

「建築とAV」 日経アーキテクチャー (1993年)

「未来学び舎は、マルチメディアとあふれる自然」 文部省時報新年号 (1995年)

「マルチメディア時代の子どもたち」 共著 産調出版 (1995年)

「センス オブ ワンダー」(エッセー) 社会教育 (連載中)

1. さあ“モテル公民館”に成ろう！

◆ところでモテル人（公民館）って…どんな人？

（チェックリスト）

- さわやかで、きれいな人（公民館）ですか…？
- 優しい人（公民館）ですか…？
- 骨太でたくましい人（公民館）ですか…？
- 賢くて、知識の深い人（公民館）ですか…？
- おおらかな人（公民館）ですか…？
- 一生懸命に、惜しみなく生きている人（公民館）ですか…？
- 未来志向な人（公民館）ですか…？
- そして私を暖かく見つめ、応援してくれる人（公民館）ですか…？
- そして、そして、魅力的な人（公民館）ですか…？

2. 魅力的アップスタート…さあ！明るい所で鏡を見よう！

◆プレゼントしましょう… `2つのレンズ、

- ①《ディテール性能あり》ごく近くが良く見えるレンズ
- ②《俯瞰性能あり》すごく遠くから見えるレンズ

3. すてきな「インテリジェント公民館」になるためのキーワード

- ◆マルチメディアで、人間の知的INとOUTをサポート
- ◆時代を見つめ、世界を見つめ、隣人を見つめ、自分を見つめ
- ◆時代をうけいれ、世界をうけいれ、隣人をうけいれ、自分をうけいれる…
- ◆しなやかな感受性を保ち、利用者の人生を応援する
- ◆新鮮な存在・安らぎの存在・いつも惜しみなく `何か、プレゼントできる
- ◆真剣に生きる、真摯に生きる

4. 愛されたいのなら…

♥♥♥

———— × ㄷ ————

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

分科会事例発表要旨

第1分科会 学習機会の提供と公民館

学習機会提供の拠点としての公民館の在り方を考える

討議の柱 ・住民のニーズ、現代的課題に対応する学習機会の充実について

・子どもの実態に対応した学習・体験活動のプログラムの開発と展開について

助言者 稲築町教育委員会 社会教育委員 久家 貞美

司会者 筑豊教育事務所（碓井町教育委員会派遣）社会教育主事 行徳 昭彦

記録者 豊前市教育委員会 社会教育係長 後小路 晴己

会場責任者 椎田町教育委員会 社会教育係長 中村 次夫

学習機会の充実がもたらすもの

嘉穂町教育委員会 社会教育主事 武田 光一

1. はじめに

福岡県のほぼ中央部に位置する嘉穂町は、周囲を10市町村に囲まれ、面積88km²の約7割が中山地で占められています。

近世初頭には黒田藩の出城も出現、町の中央部にはその頃の面影を残す建物が残っています。

昭和43年に建設された公民館は、鉄筋2階建て780㎡で狭く、現在ではかなり老朽化しています。当時は生活改善運動の一環としての結婚式会場を背景として建設され、ピーク時は年間100件を数えていました。

当時の新郎新婦の部屋、結婚の儀式、披露宴会場は今では、それぞれ小・中和室、中研修室、大研修室に変わり、往年の青年団、婦人会の研修室は現在では図書室となっています。

2. 少なかった学習機会

それまで、町公民館職員の仕事といえば結婚式のお世話、子ども会活動の育成、体育協会を中心としたスポーツ関係の事業推進、同和問題地域懇談会等が主な業務として昭和60年代まで続いていました。

このため、幼児から成人者、高齢者や女性などが気軽に参加出来る学習機会の提供は極端に少なく、また職員、町民の方もそれで当然といった感があっ

たようです。

3. 学習機会の提供、いくつかの取り組み

その1. 読書普及活動

公民館の主な事業の一つとして、図書館あるいは公民館図書室での町民サービスの提供という業務があります。

この読書普及という分野が町民にとって如何に大切な分野であるかは議論の余地はないと思います。

以下、この分野での本町の取り組みをご紹介します。

- ① カギのかかった書棚・児童書0の図書室（元年度）
- ② 3年連続の図書室改造（2～4年度）
- ③ 図書室だより・新刊案内の発行（随時）
- ④ 「読書講座」の開催（全5回を2、3年度実施）
→「地域文庫」誕生
- ⑤ 「布の絵本講座」（全5回、4年度実施）
→「嘉穂町布の絵本の会」誕生
- ⑥ 春、夏、冬休み親子映画会の開催（2～4年度）
- ⑦ 第2土曜日学校図書室開放
→（小学校6校で4～7年度）
- ⑧ 「社会教育に関する町民意向調査」（5年5月実施）

→図書館建設要望1位

- ⑨ 「嘉穂・山田・桂川図書ボランティアの集い」
→5年10月開催、親子200人参加
- ⑩ 移動図書館車「てんとう虫」号の運行スタート
→(5年11月)
- 文部省社会教育施設活性化支援事業(1/2補助)
 - 事業費15,000千円BM車(3.5tトラック改造)
購入費8,000千円、国庫補助額5,335千円
2,500冊積載、保育所(4ヶ所)、小学校(6)、企業(1)、福祉施設(1)、スーパー(2)、自治公民館・青空ステーションなど計51ヶ所を2週間で巡回。
- ⑪ 子ども読み聞かせ講座開催(全6回・6年度)
→「読み聞かせボランティア」誕生
- ⑫ 「ボランティア」による第2土、学校で読み聞かせ
→6校で6年7月～
- ⑬ 図書館業務電算化作業スタート(6年11月)
- ⑭ 司書採用(7年4月)
- ⑮ パソコン通信「とびうめネット」スタート
→文部省補助(1/3)、7年4月～
- ⑯ パソコン通信による県立図書館とのネットワーク →(8年3月予定)

その2. 「城下町美術館めぐり」

1430年頃のこと、嘉穂町の益富山というところに最初の城が築かれ、その後いく度かの時代の変遷を経ながらも、本町では今でも往年をしのぶ城下町風の建物が残っています。

一昨年の秋には町内の有志によって山の一角に手作りの「一夜城」が出現、県内から大変な人出でした。

このような、城下町として名残をとどめている町並みの中で昨年、醤油、酒屋さんの蔵を利用して「美術展」を開催したらという話がもち上がりました。

美術・写真の愛好会と町公民館によるこの構想は、持ち前の会員のチームワークと会場、作品の素晴らしさでもって、はたして来館者があるかどうかという一抹の不安とは裏腹に約1,000人近くの鑑賞者を得ることが出来ました。今年の秋は、町文化連盟の展示作品等可能な限り町並みで文化祭を開催するほどの機運が高まってまいりました。

その3. ボランティアの誕生

上述したように、一連の読書普及活動の取り組みで1つの地域文庫と2つの図書ボランティアが誕生いたしました。最近ではこのメンバーは自分たちで様々な取り組みをするようになり、町外からの「公演」依頼まであるようになりました。そして、自分たちで運営、活動することの楽しさを実感しているようです。

本町ではここ3、4年の間に公民館講座から、確実に自主サークルへ発展するケースが増えてきました。例示すれば「地域文庫」、「布の絵本の会」、「読み聞かせの会」、「レクリエーション研究会」、「手話の会」、「郷土史研究会」、「写真同好会」、「ビデオ同好会」、「コーラス・楽しく歌おう会」などです。最近では3年続いた「男性料理教室」のメンバーもサークル化しそうです。

その4. 「社会教育に関する住民意向調査」

今日のように時代の移り変わりが激しく、価値観が多様化する中では、確実に住民のニーズを把握する必要があります。

本町でも平成5年5月に全戸対象に、簡単な「社会教育に関する住民意向調査」をしました。

回答をみる限りでは、お稽古ごと、スポーツ、各種の研修等様々な「学習」がなされていることがわかりました。

また、今後「希望する学習項目」等についても「ワープロ」、「絵画」、「料理」、「手話」など広範、多岐にわたり、どちらかといえば、「教養もの」よりも「趣味」の分野で確実に成果が確認出来、将来へ継続出来るものを希望していることもわかりました。

以上のことから、「趣味」の分野に関する「学習要求」は「熟練した指導者」がいればこと足りることになります。従って、ここでは公民館の役割は文化団体やサークルの指導者の紹介と貸し館としての場所の提供が主たる業務となります。

4. 学習機会の充実がもたらすもの

多様な学習機会・プログラムの提供は住民の信頼と評価を確保することになります。

そして、参加者や受講生の中でしっかりしたリーダー等がいれば、確実に自主サークルが誕生することになります。自主サークルは町の中で、活気と文化の土壌を豊かに育むことにつながります。

人が山に小さな木を植え、その木は何十年後かには森を作るようになります。森は自然を育み、豊かな風土を作ります。

このように、私たちの企画した小さな試みが、後に確実に文化の花開く土壌づくりに貢献出来ることは素晴らしいことだと思います。

5. おわりに

一般的にある種の事業を遂行する場合、継続の如

何の取捨選択が必要となり、成就するまでにかなりのエネルギーが要求される場合があります。

公的な機関に勤務する職員は概して、マンネリズムに陥りがちなようです。このため、職員間での意見交換会と各種研修会への参加が必要だと考えています。

しかし、サービスの提供と職務成就への果敢な意欲こそが公民館活動の原点だと考えています。

「布の絵本の会」の公演



移動図書館車「てんとう虫」号



「城下町蔵しつく 美術館めぐり」

1994年(平成6年)11月3日(木曜日)

筑豊ちくほう

5、6日 昔日の嘉穂町求め… 酒造、旧家で絵画・写真展

嘉穂町内の酒造や旧家を展示会場とするユニークな絵画・写真展「城下町蔵しつく・美術館めぐり」(嘉美の会、写画嘉穂クラブ主催)が五、六の両日、町内四方所で開かれる。同町大隈町の町役場周辺は、益富城の城下町として栄えていた。しかし、年を追うごとに古い造りの建物は解体され、現在は昔の面影がほとんど消えつつある。そこで同町の美術サークル「嘉美の会」(溝口清雄会長)と、写真サークル「写画嘉穂クラブ」(小路延幸会長)が協力して「古き良き町並みに目を向けてもらいたい」との願いを込め、展示会を開くことにした。展示会は五、六日の「ふれあいまつり嘉穂」(同実行委員会主催)に合わせて開催。会場は絵画が、玉の井酒造(矢野喜平太さん経



絵画の展示場の一つ玉の井酒造

営)▽梅ヶ谷酒造(永富保則さん経営)▽旧しよゆ造りの永富屋一さん宅の三カ所。写真は旧手嶋写真館に展示する。古いものは江戸時代から残っている建造物で、土間の壁や梁などを利用して会員の作品計約七十点を展示する予定。また、町内の名所旧跡を案内するミニマップも配る。問い合わせは町公民館の溝口さん(0948・57・0080)へ。

(別紙) 平成7年度嘉穂町公民館主要事業の概要

- 趣旨 生涯学習時代と言われる今日、だれでもが気軽に参加出来、継続出来る学習内容をめざす。
- 事業内容

係	事業・講座名	開催日等	事業・学習のねらい
社会教育係	子ども読み聞かせ	4/8から11回	読み聞かせを通じて子どもの豊かな感性を育てる(読み聞かせボランティアの協力)
	益富大学	4/12から24回	高齢者が健康で豊かな人生をおくるための講義と実習
	男性料理教室	5/24から11回	簡単な男性手作り料理の入門と健康づくりの促進
	子ども会育成入門	5/31 5回	子ども会活動・運営のための基礎的分野の学習
	まちをみつめようセミナー	8/ から7回	身近な社会、環境問題を考え、実践化を試みる。
	古文書入門講座	10/ から5回	文化財の掘り起こしと郷土の歴史を考察する。
	初級パソコン入門	8月から 7回	パソコンの基本操作と日常生活への活用を試みる。
	女性のための講演会	10月	女性がイキイキ輝くためには?
	ファミリーコンサート	10月20日	親子で楽しめるやさしいクラシックコンサート
	町並み文化祭&コンサート	11月4～5日	城下町風の面影を残している館での文化祭展・コンサート
	芸能発表会	11月5日	芸能関係者の学習成果の発表
	イメージソング募集	11月	嘉穂町のイメージソング、音頭の募集
	エッセー募集	11月	「家族」を主たるテーマとして、本年は「母・おふくろ」と題して募集。
	クリスマス観劇会	12月2日	親子で楽しめるクリスマス観劇会(大型影絵・劇団つぶえ)
子ども議会	2月日	無限の可能性を持つ子どもの夢を発表する場を設ける。	
社会体育係	総合運動公園計画	6～8年度	町民の健康づくりと憩いの場としての計画
	少年水泳教室	7月下旬	水泳を通じて青少年の体力向上と健全育成を図る。
	テニス教室	9・3月	テニスを通じて成人の健康、体力づくりを図る。
	町民体力テスト会	10月10日	町民の体力測定を行い、健康、体力づくりの自己基準をつくることを目的とする。
	リバーサイドロードレース	11月26日	町民の健康と体力づくりの一環と村おこし事業を合わせて行う。
	その他各種スポーツ・競技等の開催	随時	体育協会主催行事(ソフトボール・バレーボール・野球・卓球等の行政区並びに社会人大会) 少年スポーツ団体主催行事(剣道・卓球・バレーボール・野球・カヌー等の各種教室の開催並びに競技大会の開催)
社会同和教育係	同和問題強調月間	7月1日 7月7日	福岡県下一斉街頭啓発(本町では、あそう大隈店・マルシン牛隈店、スーパー大里店前の3ヶ所) 町主催同和問題・人権啓発劇(ひとり芝居「人間に光あれ」なずなの会・紅谷与一)
	企業(職場)同和研修会	7月	各事業所の同和問題研修会(町内企業で5名以上を対象)
	同和問題地域研修会	8月～10月	行政区を細分化して、きめこまかに実施する計画
	人権週間について	12月	町主催人権週間講演会
	町婦人会と解同女性部との交流会	10月	町婦人会と解同女性部との同和問題研修会
	啓発冊子発行		よあけ年3回、リーフレット(強調月間)年1回、リーフレット(人権週間)年1回、嘉飯山合同(新しき明日をつくる)年2回
	解放学級	4月～	4月25日開講式後、13学級生自らの力で解放へのみちすじと学習活動の前進を図る。
	同和地区集会所指導	4月～	生花10学級、子ども会育成6学級、計16学級で施設機能の促進を図る。
解放子ども会	4月～	4月25日開講式、地区出身の子どもたちの自立心を高めるとともに、補充学習をとおして基礎学力の向上をめざす。	

学習・体験機会の提供と公民館活動について

—平成6年度事業を中心に—

夜須町中央公民館 館長 近藤謙三

夜須町は県の中央部より南方に位置し、面積45.47㎡で南北に細長く、北方に夜須高原を眺め、南方に田園が広がる農業中心の緑豊かな町である。福岡都市圏への通勤・通学圏内にあり、年々わずかではあるが人口の増加がみられる現状である。平成7年5月末人口15,480人、世帯数4,302戸。行政36区に公民館分館（自治公民館）を擁して青少年の健全育成を目的とした諸事業、活動を計画・実践している。以下事例を紹介する。

（注、中学校1校＝約700名、小学校3校＝A校約170名、B校約470名、C校約580名）

I 教育委員会・公民館主催の事業

1. 遊びたいけん集まるっ隊（ジュニアリーダー育成講習会）

- 子ども達が年齢、発育上必要な生活体験や遊びをとおして、自主性や社会性を養い生活技能や仲間づくりを身につけさせる。
- 町内の小学生5・6年及び中学生を対象に毎月第2土曜日に実施。
- ねらい
 - 昔遊びを中心に遊びの楽しさを体験する。
 - 身近な道具の使い方をおぼえる。
 - 考え、作り、完成させる喜びを体験する。
 - 自分達の活動プログラムづくりを体験する。
 - 自分の力の限界に挑戦してみる。
- 講師～福岡県教育キャンプ研究会・夜須町キャンプ協会・地元学識経験者。
- 活動行事
 - 4月＝ウォークラリー大会参加。
 - 5月＝開講式を兼ねて、久住山登山。
 - 6月＝さかな釣りとナイフ使いの工作。
 - 7月＝スキー体験（人工スキー場で）。
 - 8月＝キャンプ（玄海の家、大島村で釣り）。
 - 9月＝昔の遊び、今の遊び（空き缶、竹クラフト、竹トンボ、弓矢作りなど）。
 - 10月＝軽スポーツ、遺跡現地説明会の手伝い、模型飛行機作りなど。

- 11月＝町主催の「かがし祭り」に参加。
- 12月＝和だこ作り。
- 1月＝身近な道具の使い方をおぼえる（のこぎり、カンナ等を使ってのクラフト、火おこし器「まいぎり」を作る。（写真No.1）
- 2月＝夜須高原へ往復約10kmのナイトハイキング。
- 3月＝自分に挑戦する。ビッグハイキング（英彦山行）。（写真No.2）

No.1 火おこし器「まいぎり」作り



No.2 英彦山参道で



2. ナイトシアター&スターウォッチング。

- 子ども達に夢を与えてくれる映画や大宇宙のようすを友達や家族と一緒に鑑賞することで、子ども達の感性を育てると共に、親子の対話や地域の人々とふれ合う場となることを期待する。
- 5月～10月の土曜日に、計10回実施。
- 中央公民館広場（雨天の場合は室内）を使用。
- 内容＝ナイトシアターは公民館の液晶ビジョンを使用（100インチ画面）。スターウォッチングは公民館の天体望遠鏡2台を使用。

3. わら細工体験ふれあい学習会。

子ども達に昔から伝わるわら細工の体験をさせると共に、高齢者と子どものふれあいを深める場をつくる。

- 町老人クラブの協力と指導のもとに12月第2土曜日の午前中を各小学校の体育館で、正月用しめなわ作りを中心に実施（小学生を中心に親子の参加を歓迎）。（写真No.3）

No.3 しめなわ作り



No.4 夜須高原記念の森で



No.5 菊花スケッチ大会



3. 青少年発表大会（11月）

小・中学生、青年団、沖縄少年の船参加者を中心に、各自テーマをもって主張。スポーツ少年団の演武発表。中学生のブラスバンド演奏など。（写真No.6）

No.6 青少年発表大会



II 青少年育成町民会議・公民館主催の事業。

1. 親子ハイキング（10月）

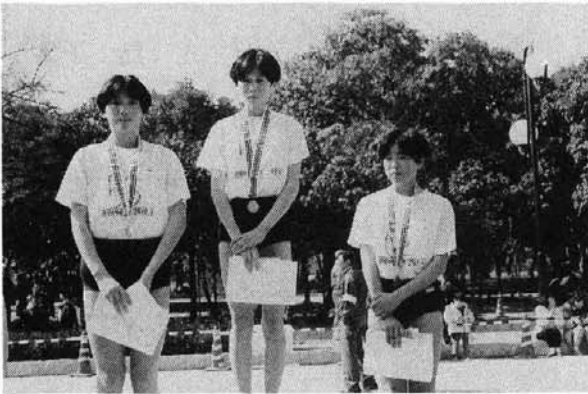
夜須高原までの往復約10kmのピクニック。参加者約100名。（写真No.4）

2. スケッチ大会（11月）

文化協会の菊花展を写生。参加者約50名。（写真No.5）

4. 県民マラソン大会参加（2月）福岡市大塚公園。
参加者小・中学生、一般人約50名。（写真No. 7）
5. 文集「たから・第14号」発行（3月）
スケッチ大会の作品、青少年発表大会の発表原稿文などを集約して編集し、町内全世帯に配布。

No. 7 県民マラソン大会入賞者



Ⅲ 学校週五日制実施に伴う校外活動推進の事業。

1. 平成4年度＝活動の手引冊子を作成。
「夜須町歴史散歩」～小・中学生全員に配布。
2. 平成5年度＝活動の手引冊子を作成。
「夜須町探検マップ」～小学生全員に配布。
3. 平成6年度＝活動の手引冊子を作成。
「今日から遊びの名人、元気っ子ブック」～小学生全員に配布。
4. 平成7年度＝公民館分館毎に青少年指導員が主力になって、家庭をはじめPTA、老人クラブ、婦人会等の団体に小・中学生の健全育成を呼びかけ、各月第2・4土曜日の活動（指導）計画を立案し、児童生徒が積極的に地域での遊びや学習・体験に参加できる環境づくりに取り組む。

Ⅳ まとめと今後の課題。

子どもの実態やニーズに応える事業であるか、活動の内容はさまざまに実践の長短期間もあり、効果を安易に評価はできないが、反省をふまえて実に定着化してゆけば、初期の目的を達成に近づけると考える。

- 公民館等の活動をよりたしかな情報として町民（青少年）に理解させ、参加を促す手だての工夫。
- 事業の定着化と発展による、地域のリーダー育成。
- 全町民がこぞって生涯学習の必要性の理解と参加、実践の実現へ。



第2分科会 学習情報の提供・相談と公民館

学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館の在り方を考える

討議の柱 ・多様な学習需要に応える学習情報の収集・提供について

・学習相談の体制づくりについて

助言者 福岡県教育庁指導第二部社会教育課 企画指導班

主任社会教育主事

正平辰男

司会者 南筑後教育事務所 主任社会教育主事

大津重昭

記録者 苅田町教育委員会 社会教育係長

有光島子

会場責任者 築城町教育委員会 公民館係長

神崎猛年

多様な学習需要に応える学習情報の収集・提供について

田川市中央公民館 係長 本川 康 隆

1. はじめに

本市は福岡県の東北部に位置し、南にその昔山伏の修験場で栄えた霊峰英彦山、北になだらかな福智連山、東には炭鉱節に唄われた香春岳を望む三方山で囲まれた田川盆地の中心都市であり、遠賀川の支流彦山川と中元寺川が流れる自然に恵まれた面積54.44km²の市であります。

明治20年代、大手資本の炭鉱開発によって一農村であった本市は急速に人口が増加し昭和18年、伊田町と後藤寺町の合併により田川市が誕生しました。

本市は、石炭産業により日本のエネルギーを支えながら一時代を築きましたが、昭和30年代のエネルギー革命により石炭から石油へ移行したため石炭産業は急速に衰退し、炭鉱も次々と閉山、昭和46年には本市の石炭産業は完全に終息しました。

その後本市は新たなまちづくりを目指し「ふれあいと活力あふれるまち田川～市民がひらく21世紀」の実現を目ざして緑豊かなうるおいのあるまちづくりを進めています。

なお、平成元年10月1日平成筑豊鉄道が地域の公共交通機関として第三セクター方式で発足しました。

また、かねてより市民の切望していた県立社会保育短期大学が、平成4年4月、4年制福岡県立大学として開学し市民に開かれた大学としての期待が寄せられているところです。

2. 生涯学習

1986年（昭和61年）以来、市は産業の振興、人づくりとして、生涯学習まちづくりを推進してきました。

それは徐々にではあるが成果を上げつつあり、83の地区公民館や8中学校区を単位として学習コミュニティの形成がなされています。

また、各分野での学級講座や教室が教育文化施設を利用して活発に行われています。

「人づくりはまちづくり」を基本として産業の振興と相まって、まちづくり推進に取り組んでいる現状であります。

1993年（平成5年）田川市制50周年を記念して生涯学習都市（全国51番目、福岡県では初）を宣言し、市民から募集した標語“学びあう たがわ 人の心の輪”は田川市再生への意欲と、ふるさと田川を思う市民の熱い願いが込められた宣言文であります。

3. 人材バンク事業

田川市6万市民の学習需要には、さまざまなものがあり、指導者、講師についての問い合わせや幹事依頼が数多く公民館に寄せられていました。

市民の中には、いろいろな知識、技能、経験を積んだすぐれた人材が大勢います。これらの人々の中から指導者を発掘・養成して、指導者と学習者の間をとりもち、情報提供を行うことが事業の趣旨であります。

この事業は市民の相互学習と自主活動によって連帯感を高め、学習コミュニティの形成を目指しています。

人材バンク発足当時は学習内容がなかなか軌道に乗らず、指導者と学習者との間に不協和音が生じたため、指導者を対象にした講習会の開催を計画し、次の方々に講師として依頼しました。

福岡教育大学 三浦清一郎教授

福岡県社会保育短大 大里担教授

元中学校長 奈良憲一先生

平成2年頃には講習会の成果により、学習内容も軌道に乗り、指導者、学習者からの不平不満もなくなり学習環境も良くなり現在に至っています。

又、人材バンク事業を行うことにより、運営委員会を設置し公民館連絡協議会より1名、老人クラブより1名、文化連盟より1名、学識経験者（人材バンク講師）より3名、行政より関係課長3名の計9名の委員で年2回運営委員会を開催し、人材バンク事業の円滑と各種事業の効果的な推進をはかるため貴重な意見を聴いています。

4. 学校開放と地域の人材名簿

平成元年度から生涯学習学校開放推進事業として、8中学校のうち猪位金校区、伊田校区をモデル校区に指定し全校区において取組みが始まりました。

目的は、田川市内の小学校10校、および中学校8校の計18校の施設、設備を学校の運営、管理あるいは義務教育に支障のない範囲で、地域住民の学習の場として開放することにより、生涯学習の推進をはかることとしました。

この目的達成のため、次の事業及び活動を行います。

ア、定期的開放活動事業

小・中学校で空手教室、バレーボール、バスケットボール、ヤスポーツ同好会が月曜日から土曜日まで連日体育館を活用しています。又、音楽室を利用

しているコーラス同好会もあります。

イ、短期・随時実施した事業

小・中学校で地区子ども会のキャンプ、少年野球、ソフトボール、保育園の運動会等のスポーツ的行事や合唱練習、おどり練習等で運動場や体育館の使用が多く予約申し込みが殺到し大変な状況でありました。

文化的行事として料理教室、親子読書会、陶芸教室等があります。

以上のような事業を行っていますが問題点がない訳でもありません。特に校舎利用については現在の校舎の構造上、人の出入り、施錠等、校舎管理上多くの問題があります。

又、学校業務と開放事業とを行うには負担が大きいため学校に事務局を置くなど一考すべき点があります。

平成4年度に校区生涯学習学校開放推進委員会の組織も整備され、8名の生涯学習校区推進員が選出されました。各公民館長や校区推進員に推薦依頼を行い、さまざまな趣味や特技を持ちボランティアで各校区や地区で活躍している指導者や、資格を取得しているが活動する場所がなくて埋もれている人々に活動の場を与え、地域住民に学習の喜びを提供することを目的として登録者343名の地域の人材名簿を平成6年3月に作成いたしました。

掲載しているのは囲碁、将棋、カラオケなどの趣味をはじめ、魚のさばき方や漬物づくり、電機器具手入れなどの家庭生活、しめ縄作りや竹馬作り、獅子舞や伊加利人形などの伝承文化と遊び、さらにスポーツ、教養などの5分野。年齢は50歳～70歳が多く最高齢はみそづくりの84歳の女性です。

名簿の活用については、市内83の公民館や各校区の協議会、各小・各中学校に配布し生涯学習や学校教育の活動に役立ててもらっています。

身近な人材を掘り起こしたため、専門の講師より親しみやすく学べるとの声も聞かれ、地域のふれあいや連帯がより深まって楽しい生き生きとした地域学習が進められています。なお、名簿は推薦があればさらに増やしていくようにしています。

5. まとめ

このような活動を通じて地域の人材名簿の指導者が校区、地区の活動はもちろん田川市人材バンク事業の講師に登録し田川市内在住者、若しくは在勤者の学習者に対し講師として活躍しておられます。

田川市人材バンク事業は「なにからでも」「だれからでも」、学べますを主旨として広報たがわに掲載し、市民の皆さんの学習要求にこたえています。

現在、趣味の講座、教養講座、家庭・日常生活講座、体操・レクリエーション講座の4部門、37講座67教室において962名の学習者がおります。

講師については昭和60年度は50名の講師が登録されておりましたが、平成6年度は133名の講師が登録されています。

上記講師については、それぞれの講座において学習者と連携、交流等がスムーズに行われ楽しい講座が開催されておりますが講師同士の連携、交流、研修が行われていないため今後の課題として現在検討中です。

今後、問題点として運営委員会に提案し、名簿登録者部門ごとの会議等を開くなど、人材バンク事業が円滑に推進できるよう努力しているところです。

又、人材バンク事業の運営要項の中で、「講師については」

①講師は、市民からの求めに応じて各種学習活動の指導にあたる。

②講師は田川市内在住者、若しくは在勤者で講師として認定された学習指導の意思と能力を有するボランティアとする。

③講師の登録期限は本人の申出により抹消する。

④1講座の学習時間は2時間を基準とする。

「受講者については」

①学習グループの活動は、自主運営を基本とする。

②広報たがわを利用して、受講希望者を募集する。

③受講希望者が10名程度になった新規講座については、講師、受講者の打ち合わせ会を設定し、細部にわたる立案並びに、受講希望者の互選で世話係り、会計係りを決定し開講する。

④教材費、交通費等は受講者負担とする。交通費とは講師に1講座（1回）につき4,000円の交通費を支払う。

⑤必要に応じて、事故保険加入をすすめる。

⑥事務費として年間一人100円を事務局に納入する。

以上の要項を守り生涯学習推進事業の人材バンク事業を開催しています。

瀬高町における学習情報提供・相談事業

瀬高町中央公民館 主事 高野 一 将

○ はじめに

- ・公民館——生涯学習事業推進の中核
- ・公民館活動の活性化——生涯学習のまちづくり

1. 瀬高町の概要

福岡県の南部に位置する田園地帯で、緑豊かな清水山系と清流矢部川に囲まれた自然環境豊かな人口26,000人の田園の町である。

基幹産業は農業で、施設園芸の茄子、セルリーは全国屈指の生産高を誇る。

さらに、清水本坊庭園、三重の塔、全国唯一現存する幸若舞、八坂神社の大人形・大提灯・女山神籠石等の史跡名勝にも富み、邪馬台国卑弥呼の里のロマンを秘めた歴史の町でもある。

2. 生涯学習推進の経過の概要

(1) 平成元年度～3年度

- 平成元年度——生涯学習に関する住民の意識調査を実施（成人976人を対象）
- 平成2年度——教育委員会より社会教育委員会に「生涯学習を推進するための教育行政の施策」について諮問
- 平成3年度——答申

(2) 平成4年度～6年度

平成4年度より国の生涯学習まちづくりモデル町の指定を受ける。

答申の主旨をふまえ、推進基本構想を樹立し、既存の事業の見直しをすると共に、意図的・計画

的・継続的にまちづくり事業を推進するため瀬高町生涯学習推進計画を策定し、推進体制の整備を図り、学習情報・学習機会の提供に努め、併せて学習施設の整備を進め、学習環境条件の整備を図った。

3. 多様な事業の提供……詳細 資料

(1) 学習情報の提供と学習相談……略 別項

(2) 多様な学習機会の提供……主催事業を中心に

ア、各年代層に応じた学習機会の提供

○幼児を持つ親を対象

・母と子の教室 ○読書講座他

○小・中学生を対象

・清山学寮 ・ふるさと探訪 ・児童文学祭
・少年の主張大会 ・少年の船 ・泳げない子の教室 ・サッカー大会他

○一般成人を対象

・ふるさと再発見講座 ・文学講座 ・英会話教室 ・ワープロ教室 ・生涯学習塾
・テニス教室 ・バドミントン教室 ・綱引大会

○高齢者を対象

・卑弥呼大学・大学院 ・政治学級 ・作品展 ・芸能発表会他

イ、地域づくり学級の開設

・あやめ学級（4年目）
・きじ車学級（3年目）
・山茶花学級（2年目）
・マイクラス（1年目）

※現在、4学級開設

ウ、自主学習グループの育成

・家庭教育学級 ・各種学習グループ

エ、全町民を対象

・生涯学習推進大会 ・人権問題研修会 ・軽スポーツ教室 ・グランドゴルフ大会他

(3) 施設・設備の整備

・校区公民館の建設 ・図書館・資料館の建設

4. 関心・意欲を高める情報提供と学習相談

○学習情報の提供——公民館は情報の発信基地

(1) 情報提供の基本的考え

○住民が生活の中から学習課題を読みとり、自己の生涯学習を効果的に進めることができるよう援助促進を図る情報

○いつ・どこで・どのような主題内容で……等の必要条件を明示し、学習の概要把握ができるよ

うな情報

(2) 学習機会の提供に関する情報の提供

○平成4年度から、生涯学習情報誌「新しい風」を既刊の館報と並行発行してきたが、5年度に館報を情報誌に吸収する。本年度からは情報誌を整理統合し、町広報と併合発行することにした。

○町の行事予告を主に発行している「お知らせ“せたか”」を常時活用している。

○全町民を対象とした主要事業等の場合は、全家庭にチラシを配布すると共に、ポスター、看板等により意識の高揚と周知を図っている。

※以上の3つについては、町の行政配布機関を通して提供している。

○小・中学生、園児やその保護者を対象とした事業の場合は、関係機関と連携し情報の提供を行っている。

○中央公民館や校区公民館等の学習の拠点は勿論人が集まるJRの駅や郵便局等に情報コーナーを設置している。

(3) 情報の収集について

○住民の多種多様な学習ニーズに応えるため広範な情報の収集が必要である。そのため関係部局や民間団体、近隣市町の情報収集に努めている。

○学習相談——学習機会まで結びつける。

(1) 学習相談についての考え

○住民の学習への関心と意欲を高め、学習機会までもっていくためのものであるとの考えのもとに、

ア、学習者が持っている学習ニーズを把握し、学習まで結びつける。

イ、学習の質を高め、継続学習が行われるようにする。

(2) 相談の実際……主な相談

ア、自分が学びたい分野の学習についての相談

イ、講座や学級への参加や運営についての相談

ウ、家庭教育学級や自主学習グループの学習計画、学習内容、講師、運営等についての相談

(3) 相談の方法と相談員

○相談体制は不十分だが、現在の職員組織の中で行っている。

ア、相談の方法

○電話か面接、時には書面の場合もある。当然のことながら比較的簡単な相談は電話が多く、

詳細にわたる相談は面接が多い。

イ、相談員

- 専門相談員はいないが、実質的で詳細な相談は該当事業担当の職員と生涯学習担当者（嘱託）が担当している。

5. まとめと今後の課題

公民館の活性化は、住民の一人一人が自己の啓発、向上と地域の豊かさづくりのため、自ら進んで学習活動に参加し行動することである。

そのためには、住民の学習ニーズに応える学習機会の提供に努めなければならないが、その前提として、学習情報の提供と学習相談が必須の要件である。

瀬高町は、この様な観点に立ち、学習情報の提供と相談事業に力を注いできたがまだまだ不十分である。

今までの歩みを謙虚に反省し、これからの課題について考えたい。

- (1) 情報誌については、住民と行政が情報誌を核としてコミュニティを形成するものにする。
- (2) 学習機会の情報提供については、主催事業だけでなく民間や関係団体、隣接市町の広域的な情報の提供に努めなければならない。
- (3) 多種多様、且つ大量の情報の提供は情報の氾濫を招く恐れもあり、整理、統合も考慮しなければならない。
- (4) 学習相談については、実質的な相談に応えられるよう相談体制の整備が必要である。
- (5) 学習相談は多種多様に亘り、段階も様々である。それに適切に対応するには相談員の資質、能力を高めなければならない。そのための研修が必要である。



第3分科会 学習集団の育成と公民館

学習成果を活かし学習活動を結ぶ拠点としての公民館の在り方を考える

討議の柱 ・地域の人材活用とボランティアの育成について
・グループ・サークルの育成と援助の促進について

助言者	純真女子短期大学 講師	野見山 寿 雄
司会者	福岡教育事務所 主任社会教育主事	伊 藤 圭 二
記録者	勝山町教育委員会 社会教育係長	持 永 博 明
会場責任者	太平村教育委員会 社会教育係長	奥 野 勝 利

粕屋地区人材派遣事業の実際

粕屋地区地域人材派遣事業運営委員会 事務局長 吉 松 寛

1. はじめに

本事業は、平成5年度より2ヶ年間県教育委員会の指定により、県内で粕屋郡と飯塚市の2地区で実施したモデル事業である。

生涯学習社会を迎え、人々の学習意欲が高まっている中、学校では、開かれた学校づくりの一環として地域の人材を指導者として活用した学習活動の展開、また市町村では住民の多様なニーズに応える学習活動の展開が求められている。そこで本事業は、各小中学校や地域に人と人とのふれあいの場をつくり、仲間意識と連帯感を培い、地域づくりに寄与するため、学習を積み重ねた高齢者や有志ボランティアを派遣し、学校の児童・生徒や地域の人々の学習活動をさらに充実することを目的として実施した。

2. 事業内容

小・中学校や地域の学習活動を支援するため、粕屋郡内各町から、老人大学（院）を修了した者並びに特技等をもったボランティア指導者を募集・登録し、要請に応じて派遣した。また、登録した指導者に対しては、より効果的な事業が展開されるよう研修を実施した。

(1) 運営委員会の設置

この事業の企画・運営、指導者募集・委嘱、広報

啓発、調査研究、指導者の研修等にあたるため、学校教育・社会教育関係者等の20名で構成した運営委員会を設置した。なお、実務を処理するため事務局を設置した。

(2) 指導者の発掘、募集、登録

老人大学（院）修了者及び各町教育委員会社会教育関係団体、公民館利用団体、小・中学校長会、退職校長・退職公務員の会等への働きかけ、また町広報等による、募集を行った。

1年次は6月末から開始し、8月末に約80名の登録を得られたが、各学校からの派遣要請内容に対する人材不足のため、追加応募を行い、年度末には256名という多数の登録を得た。

2年次は新規に55人の追加登録を得、311人に達した。（資料1）

(3) 派遣の実際

平成5年度、年間延べ380回・544人の派遣を行った。前半は派遣要請が少なく、その啓発に奔走した。小中校長会・郡社会教育課長会等に登録状況や派遣手続きなどの説明会を実施した。その結果小学校110回・中学校40回・社会教育関係230回となった。このように1年次は小・中学校は年間教育計画立案が終わっており、十分な活用ができなかった。主に、

社会教育関係が活用された。

平成6年度は、小・中学校を優先するよう派遣計画を立て、年度当初、各学校に派遣要請計画書の提出を願った。各学校からの要請総数1588人という多くの要請が出された。旅費予算が550名分しか計上できないため、学校派遣の基本的考え方を次のようにした。①できるだけ多くの学校に派遣する事を原則として考える。②各派遣要請の中で年間の回数の多いものは回数を考慮する。③派遣要請の内容については教育課程内に重視して検討する。この結果、小・中学校に450人・社会教育関係に150人の派遣配分をした。

これは、前年度末のボランティア指導者研修会で学校関係者の多数の参加と理解を得た結果だと思われる。(資料2、3)

(4) 指導者の研修

派遣事業の趣旨から指導者だけでなく派遣先の学校や団体及び教育行政の関係者にも参加を要請して実施した。

平成5年度 ①講義「教育は今」と、事業の趣旨説明。 ②講和「まちづくりと生涯学習」と、実践報告(学校・社会教育・ボランティア指導者より)をもとに協議と今後の課題について研修。

平成6年度 ①講義「開かれた学校の在り方と生涯学習について」 ②住みよい町づくりと学習ボランティア」

登録状況

(資料1)

年 度	平成5年度			平成6年度		
	年 齢	男	女	計	男	女
20歳未満	0	1	1	0	1	1
20歳以上29未満	4	3	7	5	5	10
30歳以上39未満	13	29	42	14	33	47
40歳以上49未満	14	37	51	15	47	62
50歳以上59未満	16	35	51	17	36	53
60歳以上69未満	43	23	66	56	23	79
70歳以上79未満	22	8	30	39	13	52
80歳以上	4	0	4	6	0	6
計	116	136	252	152	159	311

月別派遣実数・6年度

(資料2)

	小 学 校	中 学 校	社会教育	合 計
4	0	0	13	13
5	32	6	16	54
6	35	15	6	56
7	22	16	8	46
8	1	0	17	18
9	22	13	22	57
10	50	17	25	92
11	45	15	20	80
12	20	3	26	49
1	36	6	9	51
2	32	5	5	42
3	2	0	9	11
合計	297	96	176	569

派遣状況

粕屋地区人材派遣事業

(資料3)

指 導 内 容	派遣実施 人 数		指 導 内 容	派遣実施 人 数	
	5年	6年		5年	6年
伝承遊び	3	34	楽器演奏	7	9
折り紙	6	4	調理	36	8
木工・竹細工	14	13	俳句・短歌		3
歴史・民話	13	32	朗読	97	95
昔の生活		5	百人一首	32	19
薬細工	1	3	天体観測	3	14
遊具・伝統工芸	6	11	ソフトボール		14
凧作り	17	12	テニス・バレーボール	23	19
農作物・野菜など	12	16	ダンス	5	12
花木・園芸		3	レクリエーション	32	3
能楽・音楽	26		ゲートボール	18	38
動植物観察飼育		2	操体気孔法		3
外国語	4		健康体操・作り	44	15
絵・版画・書道	26	78	陸上	45	20
編物・手芸・パッチ	11	8	社会福祉	3	3
着付け	1	1	国際交流	3	1
茶道・華道	25	52	高齢者問題		2
銅芸	28	16	同和・人権	2	1
舞踊・民謡	1		合 計	544	569

3. 事業の成果

- (1) 学習と経験を累積した高齢者や有志ボランティアを派遣することによって、開かれた学校づくりや生涯学習の環境づくりに貢献することができた。
- (2) 人と人との触れ合いの場から、仲間意識と敬愛や連帯感を育て知識や技能の伝達を越え、心情の深まりを得ることができた。
- (3) この事業を実践することによって、地域の活性化と生きがいづくりに寄与することができた。
- (4) 次年度以降も粕屋郡単位の継続を願ったが、郡内各町単位で継続することになり、現在3町で運営委員会を設置して派遣事業が実施されている。

4. 今後の課題

初めての試みであったが、多くの成果を上げると

ともに、関係各所から問題点も寄せられた。主なものは、①学校では、カリキュラムに位置づけ計画的に活用することが大切で、学習のねらいに沿った指導がなされるための、事前打ち合わせの重要性。②生涯学習・ボランティア教育・開かれた学校づくり等に対する教師の更なる、意識変革の必要性。③指導など、全てに手を出すのではなく、適切なアドバイスをするなど、指導の在り方。

その他事務局としては、特定の分野に偏った要請がなされて人材が不足する反面、折角311名の登録があったにもかかわらず、実際に派遣した方は41%であり、派遣されなかった指導者への対応、及びこの事業の継続が緊急且つ重要な検討課題であった。

穴生公民館における学習集団の育成と活動

北九州市穴生公民館 館長 山下 厚生

公民館の任務や目的を規定した社会教育法で「公民館は市町村その他一定地域の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」とされています。

この法律が制定された昭和24年以降、日本の社会は様変わりし、住民の意識や暮らしも大きく変化しました。

しかし、戦後の復興期から高度成長期、そして高齢化、国際化、情報化社会といわれ、社会教育から「生涯学習」の視点が求められるようになった現在に至っても、公民館の役割や大切さは変わらないどころか、人生80年時代を迎えて、若者も年長者もみんなが生きがいをもって活き活きとして生活を送れるようにするためには、地域住民の中にしっかりと根をおろした生涯学習や地域活動の拠点としての公民館の役割は益々重要になってきていると思います。

とりわけ、公民館が住民の生活文化、教養の向上、地域課題解決のための学習活動の場として住民の学

習意欲を掘り起こし、自主的・主体的活動へと発展させるという視点に立った事業の企画と指導・助成は公民館の中心的な業務でしょう。

ここでは、テーマの部分に限り、活動の一部を紹介させていただきます。

1 生涯学習ボランティア集団養成とその活動の場づくり

(1) 生涯学習ボランティアを養成する目的

- ① 公民館職員とともに、公民館事業の企画・運営に参画し、公民館の活性化をはかる。
- ② 自由な立場でさまざまな視点からの発想、斬新で多様な発想をとり入れることにより、より住民のニーズに合った魅力ある公民館活動を創造する。
- ③ 地域と公民館のパイプ役を果たしてもらう。
- ④ ボランティア自身の成長を通して、新しい生涯学習指導集団を育成する。

(2) 穴生公民館「生涯学習ボランティア養成講座」実施状況

穴生公民館「生涯学習ボランティア養成講座」実施状況

年度	期間	回数 時間	受講 者数	内 容
6	5月 ～ 8月	6 12 時間	10	① 公民館とは ② 公民館における学習活動の今日的意義 ③ 生涯学習ボランティアとは ④ ボランティアの地域活動と公民館 ⑤ ボランティア活動の実践を通して ⑥ 関係者による「座談会」とまとめ
7	5月 ～ 7月	6 12 時間	21	① 生涯学習ボランティアの意義と活動 ② 北九州の公民館の現状と今後の課題 ③ 公民館とは何か ④ 生涯学習ボランティアの特色と役割 ⑤ 「私のボランティア体験」から ⑥ これからの生涯学習活動—穴生公民館の経営とめざすもの—

(3) 養成されたボランティアの実践活動の場

- ① 定例ボランティア会議（毎月1回）
- ② 公民館クラブに対する指導・援助
- ③ 公民館講座、こども講座等の企画
- ④ 識字教室「青春学校」への参加
- ⑤ 地域活動への参画と協力

(4) 今後の目標

- ① 新しい活動分野の提供
 - 「あそびの学校」の運営
 - 生涯学習に関する住民意識調査
 - 公民館報の編集、作製
- ② 「ボランティアの会」〈仮称〉結成による自主活動

2 公民館クラブの地域参加・社会貢献

穴生公民館には、現在公民館「クラブ」が65団体あります。公民館の「クラブ」はカルチャーセンター等の学習集団とはどこがちがうのかを常に提起し、公民館を場に活動することの意義を強調しています。

(1) 公民館クラブ三目標

- ① メンバー1人1人の目的を充分達成させる。
- ② 横の連携をはかり、仲間づくりをすすめる。
- ③ 学習の成果を地域・社会に還元する。

(2) そのための事業

- ① クラブリーダー・講師合同研修会
- ② クラブ協議会幹事会、役員会、代表者会議
- ③ クラブ交流会、文化祭、バスハイク等
- ④ 地域行事への参画
- ⑤ 公民館行事への参画

(3) 具体事例

- ① 「青春学校」ボランティアへの参加
- ② 「地域問題シンポジウム」への参加
- ③ 年長者ふれあい昼食交流会に協力
- ④ 敬老会、一人ぐらし年長者招待会に協力
- ⑤ 男性料理講座のアシスタント
- ⑥ 地域の祭り“穴まつり”に出演

3 生涯学習講師集団“白芦会”との提携による事業

八幡東西を中心に、公民館講座やクラブの講師百数十名で組織している。自己研修の学習集団であり、生涯学習推進事業集団でもある「北九州市生涯学習講師の会」（通称、白芦会）と提携した学習講座“はつらつ生きがい講座”の開設は平成6・7年と二年次にわたり、穴生公民館の特色事業の一つとなっています。

白芦会はボランティアで講師を派遣し、専門的知識、技術を提供して社会貢献を果たし、公民館は会の生涯学習集団としての事業推進と自己研さんの実践の場を提供するという関係です。

(1) “はつらつ生きがい講座”開設状況

“はつらつ生きがい講座”開設状況

年度	講 座 名	時間	回数	定数
6	料理	夜	12	20
	男性料理	昼	12	20
	水墨画	夜	12	20
	生涯学習ボランティア養成	朝	6	25
7	ペン習字	夜	12	25
	パッチワーク	夜	12	20
	ちぎり絵	午後	12	20
	書道	夜	12	20
	生涯学習ボランティア養成	午前	6	20
	詩吟	午後	12	20
	ししゅう	午後	12	20
	日本画	午後	8	20
健康料理	夜	12	20	

(2) 「白芦会」からのメッセージ

—私たちは自らの知識や技術を技術として伝授するだけではなく、それを通して、これから

の生きがいの創造、高齢化社会でいかに生きるか、その適応に役立ちたいと願っている。従って、受講者と全人格的な交流に耐えうる講師として自らを高めなければならないと考えている。

4 公民館と「青春学校」

穴生公民館の地域には在日朝鮮・韓国人の多住地区がある。ここに住むハルモニ（おばあさん）を対象にした識字教室「青春学校」は在日三世の学生の提唱で平成6年5月に発足しました。

日本語が読めないためにバスや電車にも乗れずどんな遠いところへも歩いて行った……。

「自分の名前がよめた。孫に年賀状を書くことができるようになった、やみの世界から光をみたようにうれしい」。戦後50年、文字と青春を奪われたハルモニたちが、けんめいにえんぴつを握り勉強する姿が毎週公民館で見られるようになって2年目にはいりました。

(1) 公民館と「青春学校」

(※ 別紙参照)

(2) 「青春学校」の提起するもの

ボランティアで指導し、代表世話人の保坂恵美子氏（現、久留米大教授）は、次のように提起し

ています。

- ① 職業や性・年齢・民族・国家などを越えたボランティアの混在部隊。
 - ・都市型社会の市民連帯の1つのモデル。
 - ・都市公民館を受け皿とした生涯学習のモデルづくり。
 - ・成熟社会に必要で抜け落ちているソフトに対する問題提起。
- ② ボランティアの役割
 - ・ボランティアでなければできない固有な活動分野。
市民の連帯感の育成、問題提起型活動。
公共サービスには不適切なサービス分野。
 - ・成熟社会に向けてのボランティアによるモデルの構築。
- ③ ボランティア社会の可能性。
 - ・ボランティアの意義、目的、役割が明確で、活動の核となる指導者層がしっかりしていること、行政（公民館長等）の適切な支援が得られること等の条件があれば、ボランティア社会の構築は可能。
- ④ 青春学校はボランティア社会の担い手を育成する共育の場。



第4分科会 学習・交流活動の推進と自治公民館

学習・交流の場としての自治公民館の在り方を考える

- 討議の柱
- ・地域の課題解決のための学習、実践活動の推進について
 - ・地域における交流促進の場としての自治公民館の在り方について

助言者	“源じいの森”（助清流とほたるの館 常務理事	太田 傳
司会者	北筑後教育事務所（朝倉町教育委員会派遣）社会教育主事	佐々木 孝
記録者	豊津町教育委員会 社会教育係長	進 省 平
会場責任者	新吉富村教育委員会 社会教育係長	末 吉 秋 雄

望ましい自治公民館活動の姿を求めて

甘木市馬田公民館 館長 八 尋 節 夫

1. 甘木市の概要

甘木市は、福岡県のほぼ中央部に位置し、市域面積は167.19km²で、その6割は山林である。人口約44,000人を有する田園都市であり、市制施行は昭和29年度で、当時の2町8村が、更に翌30年度には1村が加わり相次いで大同して合併をした。

公民館については、今だに旧町村時代の名残りを止どめており、11旧町村ごとに当時のまま存続し活動しながら現在に至る。

馬田地区公民館はその一つであり、甘木市の南端に位置する旧馬田地区に存在し、人口約4,000人、世帯数1,120戸である。

地区内にはキンビール福岡工場をはじめ流通センター等元大刀洗陸軍飛行場の跡地を中心に企業が存在しているものの、雰囲気は農村の域を越えてはいない。地区内には8つの行政区があり、その中に凡そ集落単位の22の「自治公民館」が存在する。

2. 馬田地区公民館の当面の課題は

- (1) 本地区内22自治公民館の活動上の条件整備
- (2) 夫々の地域活動を推進していく上での望ましい内容の模索と自主的自発的実践力の育成である。

資料A 本地区における「自治公民館」の現状と整備

- 区行政との関係～例示～

草水区	1区	1隣組	1館
中原区	1区	7隣組	1館
馬田区	1区	15隣組	8館
- 1館あたりの世帯数 大159 小19
- 館の呼称 「公民館」 「分館」 「会館」 「集落センター」 など
- 館の管理 区会長か隣組長（分館長）
- 地区全域の条件整備のための年次計画
第1年次（平成5年度）
自治公民館活動の必要性についての意識づくり
第2年次（平成6年度）
自治公民館活動の組織づくり
第3年次（平成7年度）
自治公民館活動の活性化

このために、毎年度地区公民館の呼びかけで集落担当責任者を対象とした「自治公民館」運営についての研修会や、モデル指定公民館での実践例を紹介するなど行っている。

資料B モデル指定「草水公民館」の取組み

(※ 別紙参照)

3. 馬田地区公民館の活動目標は

(1) 住民相互が通じ合える、心情豊かな地域づくりにつとめる。

(2) 生涯学習の精神を生かしつつ、互いに学びあい、結びあい、光りあい、分かちあう環境づくりにつとめる。

(3) 心身ともに健康な生涯を送るため、スポーツを愛好したり、文化芸術に親しむ住民づくりにつとめる。

(4) 家庭と、それを取り巻く地域社会との連携を重視し、学校の月2回の休業土曜日実施とも関連させながら、健全な青少年の育成のための条件整備につとめる。

(5) 郷土を知り、郷土を愛し、郷土を育てる心情の育成につとめる。

(6) 地域社会に貢献するボランティアサークルを育て、その活動の充実と推進につとめる。

であるが、

これらが地区公民館の活動目標であると同時に、又住民の身近にある各自治公民館の活動目標としても認識いただくよう理解を住民に求めたいし、更には上記目標のもと展開される地区公民館でのいろいろな実践活動にしても、これにヒントをえて、各自治公民館でも生かされる日を期待している。

4. 地区公民館における主な学習・実践活動は

(1) 全戸有線放送の活用

昭和27年以降、本地区全家庭対象に有線放送が完備しており、公民館活動を展開する上においても大きな役割を果たしている。

- ・ 諸会合の予告案内
- ・ 各主旨の啓蒙普及
- ・ 諸連絡 等

(2) 成人大学講座「さわやか学級」での生涯学習

平成4年度より1期3ケ年を終了し、改めて2期目を発足す。学級生凡そ140名、月1回で午前中。

- ・ 講和
- ・ 実技(ダンス、栽培等)
- ・ 視察

(3) お茶の間学習ネットワーク事業の推進

各分野の指導者を登録制にして、学習者の希望に応じて指導者の仲介や学習の情報を提供する。

- ・ 社交ダンス
- ・ カラオケ
- ・ 詩吟
- ・ 舞踊
- ・ 生花
- ・ 居合道
- ・ レザークラフト

・ 編み物

・ 木目込人形

23教室 指導者 11人 学習者200人

(4) 地域でのボランティア活動の推進

[親子読書会“来夢”]

現在は会員数15名で既に15年を経過する。夏と冬の2回「お楽しみ会」をもつ。又、月に1回「読み聞かせの会」を学校に出かけて開催する。ほとんど手作りである。その他、保育園、老人福祉施設等にも慰問にでかけている。

公民館図書室(蔵書数約4千冊)での管理もする。



[少年環境パトロール隊]

今年より発足。隊員15名、主として5～6年生。校区全域を視野におき、歴史探訪も兼ね毎月第2土曜日に地域割に従って実践中。なおこの出勤にあわせて該当地区の子ども会も合流してアキ缶、紙屑等の回収をしている。



[福祉ボランティアサークル“ほのぼの会”]

会員約30名。寝たきりや一人暮らしの老人の方々を対象にした弁当づくりや配食をする中で、個人の趣味を役立てたり、介護の実務等も体験する。

近々自治公民館での老人を囲んでの楽しい会食の機会も生まれそう。

(5) その他各種事業の展開

○幼保老合同ピクニック

世代間の交流を図るため、地区内の保育園・幼稚園児と老人会の方々と「馬田発祥公園」までの往復、手と手をつないでのピクニックをしているが、たいへん健康的で楽しさいっぱいのようなようである。

○菊花展・物産展・文化祭

菊花展、物産展は11月の時期に、文化祭は2月の初旬に開催し、地区住民の文化的生産的意欲を刺激

している。

○町民体育祭・歩こう会・スポーツ少年団
健康づくりは生活の最大の活力源として無視できない魅力あるものである。

○馬田の夢を語る夕べの会

青壮年クラスの率直にして大胆な発想、思いをぶっつけあう中で、地域浮揚に具現化できるものがあれば有難いと期待している集いである。

5. 結びとして

「近所付き合い」が21世紀には失われるのではないかとされているが、由々しいことである。

今まで育まれてきた本地域での人間関係はそんなに脆いものだろうか？ 今こそ住民互いに信頼し、助け合いながら住みよく望ましい地域社会の構築に一歩一歩近づきたいものだと願っている。

地域づくりの拠点としての自治公民館

志摩町姫島自治公民館 主事 吉村 勉

1. 志摩町及び姫島の概要

志摩町は福岡県の西北部糸島半島の西側に位置し、東は福岡市、南は前原市と接しています。町の中央には筑紫富士とよばれる可也山があり、海岸線は38.5km約70%が海に面した主に農業漁業を中心とした町です。近年は福岡市のベッドタウンとして、人口も急速に増えて現在（平成7年4月1日）世帯数4,660世帯人口17,500人に及んでいます。

姫島は糸島半島の西方海上約4kmに位置し、周囲4km世帯数52、人口234人の離島で、幕末の女性志士野村望東尼の配所として有名です。交通は志摩町営の渡船が一日4往復、対岸の岐志港とを約20分で結んでいます。渡船を利用し現在3名の方が島外に通勤し、渡船町職員4名、他は全て漁業関連事業に従事しています。教育は町立姫島小学校児童数19名、町立志摩中学校姫島分校生徒数7名で行われています。現在島の西部に、小中学校併設校舎の建設が進行中です。二年前上下水道が完成し、きれいな海と清潔な環境の印象で、レジャー客が以前より増えて

います。また後継者の結婚が続き、出生の増加などもみられ、小中学校校舎の建て替えに、弾みがついたところです。

2. 自治公民館と姫島振興委員会について

福岡県には8の離島があります。姫島にも、医療、交通、就職など離島が抱える問題があり、改善されるべきことは多くあります。離島ゆえに生ずる不便性や、文化的停滞は、外的刺激の機会が少ない島民の生活を、ともすれば消極的な方向に向かわせていました。

このような問題に島をあげて取り組むために、姫島振興委員会がつくられ、さまざまな活動を行ってきました。これまで保育所設置促進、上下水道導入、地域活性化、小中学校建て替えなど、数度となく機会を持ち、実現へと努力してきました。

姫島自治公民館は、この姫島振興委員会の協議をふまえて活動しています。

特に自治公民館としては、

①活き活きとした地域づくりのためには、若者の力

が必要であり、青年の育成につとめる。
②島ぐるみの交流、学習活動を促進する。
③島の人々への情報提供を重視する。
の基本的考えをもって取組んでいます。

3. 活動内容

(1) 青年の学習と活動

姫島の青年教室は社会人となった青年の学習活動で、町立芥屋公民館の指導を受けながら、主に姫島小中学校の先生に講師をお願いしています。姫島自治公民館は青年教室の育成支援につとめています。

教室では体育、陶芸、音楽など多彩な学習が組まれています。学習の目的の一つに、学習した成果を子ども会の育成、指導など地域に還元するという面をもたせています。

姫島自治公民館が行う、夏祭りの夜店の経営や、盆踊り会は青年団に全て任せています。また島内バレー大会、スポーツ子ども会の指導など、青年の活躍が大きな支えとなっていますし、青年ものびのびと活動しています。

この様に、青年自身が地域の中で活躍する場があり、地域に貢献できているという実感を持てることで、青年団を支えている大きな要素になっています。地域の人たちもかつて青年団で活動していた経験があるだけに理解を示し、休漁してでも青年を行事に参加させてやります。青年団活動は、青年自身の意欲、そして地域の理解と支援が持続の力となるのではないのでしょうか。

(2) 島ぐるみ交流学習活動の促進

姫島における学習会は、町立公民館主催による家庭学級をPTA、青年教室と合同で「全島学習会」として、年1回島外より講師を招き開いています。

また芥屋地区同和教育推進協議会の主催による、人権学習もPTA、青年教室とともに、年1回以上行っています。

特に小中学校による文化祭、大運動会は、保育園児から高齢者まで参加して、島をあげた盛り上がりがあります。婦人会の踊りのサークルや老人クラブ活動もされていますが、成果は島ぐるみの文化祭の時に発表されます。

島をあげての文化活動、学習活動に、また地域づくりのために、姫島小中学校の先生方は積極的に参加、指導をされています。このことが島の人々を地域づくりの盛り上がりへ導く大きな力となり、要素になっているのです。

姫島自治公民館は、交流学習活動の発展のため促進支援をしています。

(3) 広報活動

平成3年度に、姫島自治公民館が志摩町のモデル自治公民館の指定を受けたのを契機に発刊し、平成7年5月で60号になります。月一回発行し、島の全戸に配布しています。

実施された行事の結果や、島の人々の活躍、受賞、善行、また島の過去の出来事などを記録から引用し、島内の話題として残していくのが編集主眼です。

姫島の多くの人からは「保存している」「役にたつ」とありがたい評価をいただいていますので、今後も島の人々へ情報を提供し、発行を続けていきます。

4. 今後の課題

今それぞれの地域で、村づくり、町づくりが活発にすすめられています。姫島も振興委員会を軸に生き活きとした島づくりに、取組んできました。姫島自治公民館は、青年、学校、地域と連携をとりながら、当面の課題として、志摩町がすすめている「芥屋地域活性化事業」での構想を姫島の将来像として描きながら、いかに具体化していくか研究協議しながら、地域づくり発展のために努力します。

第5分科会 同和教育の推進と公民館

同和教育を推進する公民館の在り方を考える

討議の柱 ・同和教育推進のための学習、実践活動について

・同和問題解決のための啓発活動について

助言者 福岡県教育庁指導第二部同和教育課 啓発班 指導主事 福澤末男

司会者 北九州教育事務所（小竹町教育委員会派遣）社会教育主事 池田義智

記録者 犀川町教育委員会 社会教育係長 山本倫明

会場責任者 吉富町教育委員会 社会教育課長補佐 山崎栄子

東若久校区人権尊重推進協議会の自主運営を目指して

福岡市東若久公民館 主事 坂井 公

1. 地域の概況

福岡市の南部に位置し、昭和30年頃から住宅地として開発が進み、昭和54年若久校区から分離された地域である。

世帯数約3,000世帯、人口約8,000人、14町内会の自治区域があるが、最近の特徴は、人口・世帯数の変動が少なく、65才以上の高齢者率が15%に達したことである。

2. 校区人権尊重推進協議会結成までの経緯

公民館では昭和57年開館以来、サークル会員、地域指導者を対象に、毎年同和教育研修会を実施してきた。

昭和62年住民意識調査を実施したが、調査項目「居住愛着度」の中で11%の住民が、理由は種々挙げられるが、他へ移りたいと思っていることが明らかになり、「住みよい地域づくり」への取り組みが課題となった。

昭和63年4月、南市民センターから人権啓発地域推進組織づくりの助言を受け、「住みよい地域づくり」の立場からも取り組むことにし、社会同和教育推進員から、具体的に組織結成への手順等の指導を受けながら、組織作りを進めていった。

まず、公民館運営審議会で取り組みへの共通理

解を得た後、最も重要なことは、校区内の町内会長（自治会長）や各種団体長の理解と承認を得ることであった。

幸いなことに、校区内には14町内会と14の各種団体・機関が集まって、「地域の福祉を増進し明るい豊かな街づくり」を目的に事業活動を進めている地域組織「東若久校区住民福祉協議会」があり、この組織への働きかけにより準備委員会の結成が円滑に進んだ。

昭和63年11月には「東若久校区人権尊重推進協議会」（以下「校区人尊協」という。）を発足させることができた。

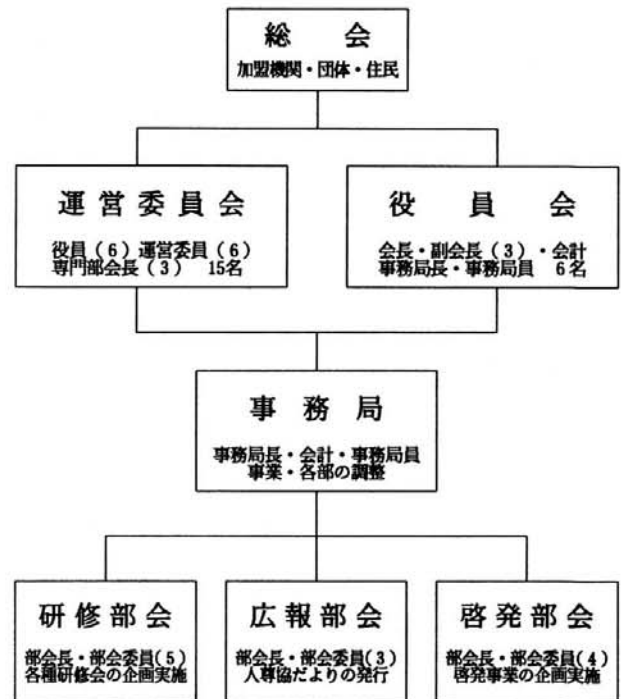
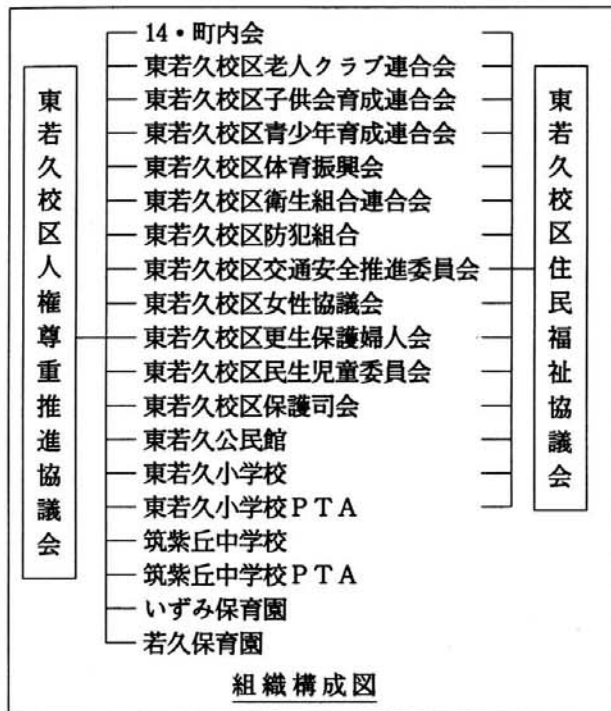
3. 構成団体

「校区人尊協」は、地域組織「校区住民福祉協議会」が母体となり、それに中学校・中学校PTA・保育園が加わった32団体・機関で構成している。

4. 事業の運営体制

(1) 発足時の事業運営体制

各町内会長・各種団体長および公民館主事、校区体育指導委員等会員35名の中から、会長・副会長・会計・事務局長を選任し、他は全員を運営委員とした。



そして、事務局長には公民館長、会計・事務局員として公民館主事が選出された。

この体制は、役員会で企画した事業の実施計画を運営委員会へ提起し、検討されて実施するのが建て前であったが、実態は事業計画の作成から実施に至るまでの一切の実務を、事務局すなわち公民館サイドで進めることになったので、運営委員会の討議が不十分となった上、実務の負担がほとんど公民館側にかかってきた。

(2) 平成4年度の事業運営体制

公民館主導の運営から組織主導の運営体制に改善するために、運営委員会の中から6名の構成で常任運営委員会を設置した。

その結果、研修事業の計画策定から運営方法等に対しては活発かつ熱心な検討が行われたが、実務の負担は公民館に残り、他の広報事業や啓発事業も公民館主導のままとなった。

(3) 平成5年度からの事業運営体制

前年度の運営を反省し、更に組織自体が主体的に事業活動を推進することを目指して、専門部会の設置含めて次のような運営体制に移行した。

組織として事業活動を進めるためには、上記の運営体制の機能が噛み合っこそ円滑に推進できるが、組織変更をして2年が経過した現在、まずは徐々に機能しつつあると言える。

5. 具体的な活動内容

(1) 研修活動

組織結成以来、研修会はシンポジウム方式による研修会と、啓発映画視聴とグループ討議、又は講演会等の研修会をそれぞれ年1回、実施している。

① シンポジウム方式による研修会

平成3年度までは、「住みよい地域づくりと人権」をテーマに、地域内の保育園・小学校・中学校および市教育委員会から、それぞれの分野での同和教育、人権教育の取り組み状況・地域への提言と討議を中心に実施してきたが、参加者が固定化し、一般住民への広がりが薄かった。

平成4年度からは堅いイメージを与えず、誰もが気楽に参加しやすく、関心を引くような「テーマ」や「やり方」を検討した。

「テーマ」は人権問題と深く係わりを持つ「思いやり」を選んだ。

「やり方」では、パネラーには極力地域内居住者の中から選び、会場の雰囲気や和らげるために中学生プラスバンド演奏などのアトラクション的な催しも導入した結果、参加者も広がり、大変好意的な評価も得ている。



パネラー紹介



パネラーの発表を熱心に聞く参加者

② 映画視聴とグループ討議方式の研修会

一般的な研修方式であるが、啓発映画の良さがアンケート結果からも指摘されているので、恒常化したとはいえ、継続して実施している。

(2) 啓発活動

毎年12月、福岡市の「人権尊重週間」に合わせ

て、ポスター・感想文・標語の公募を行ない、人権週間の期間を中心に公民館内に掲示してきたが、広報による一般公募だけでは作品が集まらないので、小学校・中学校の協力を得て、生徒児童の作品を中心に掲示している。

(3) 広報活動

「東若久校区人権尊重推進協議会会報」を校区内全世帯配布で、年2回発行している。

1回目は年次総会の内容を、2回目は研修会等の内容を中心に編集して発行してきた。

地域の人々に一人でも多く読まれるよう苦心している。

6. これからの課題

自主運営を目指して専門部会制を導入したが、部会間に運営の差が生じてきている。

要因として、組織の構成員がほとんど町内会長や各種団体長であり、この方々は高齢者が多く、且つ、他の団体の役員や委員を兼務されている。この方々に、専門部会員を引き受けて頂いているから、その多忙さは大変なものである。

部会活動の機能アップや「人尊協」の自主運営のためには、部会員の若返りと人材の掘り起こしがこれからの課題だと考える。

更に、構成団体の中で組織的に人権問題や同和問題に取り組んでいるのは、小・中学校のPTAぐらいで、他の団体では取り組まれていないのが

第12号 東若久校区人権尊重推進協議会会報 1995(平成7)年2月1日(7)

生活の中の小さな 思いやりを大切に

平成6年度 シンポジウム開催



警察音楽隊の演奏風景

花をそえた警察音楽隊と
筑中コーラス部

校区人権尊重推進協議会では、昨年につづき「生活の中の小さな思いやりを大切に」をテーマに、十月二十九日東若久小学校体育館でシンポジウムを開催しました。当日は折原戦と開演時刻が重なりましたが、PTA・老人クラブ・女性協議会などの各種団体や、地域の方々約二百名参加されました。会場入口には、若久養護学校生徒の作品などが展示されて、シンポの内容を示唆して関係者の目を惹きました。吉松会長の開会の挨拶のあと、福岡県警察音楽隊による重奏の演奏、そしてカラーガード隊の輝やかな演技に会場の雰囲気は最高に盛り上がりました。一息入れたあと、二名の講師による意見の発表(内容は別欄に記載)に移りました。三三三様、それぞれの立場から訴えられる内容は聞く人に大きな感動と感動を与えました。つづいて筑紫丘中学校コーラス部の発表となり、その澄みわたった歌声には大きな拍手が送られました。次いで参加者全員を七グループに分けて「フリ」討論し、その結果をそれぞれの司会者が二分

東若久校区
人権尊重推進協議会
会報

第12号
発行・編集 協議会
東若久校区人権
尊重推進事務局
福岡市南区若久1丁目30-12
TEL 541-9548
東若久公民館

実情である。
人権啓発地域推進組織として、各団体がそれぞれ

れ人権問題に取り組み、人権尊重の輪を広げていくことが今後の課題である。

同和問題解決のための啓発活動について

直方市教育委員会 社会同和教育指導員 渡邊 遼 平

1. はじめに

総務庁が行った「平成5年度同和地区実態把握等調査」結果が発表された。その調査結果の中の結婚に対する同和地区外の住民の態度について皆さんたちと考えてみたい。

「仮に、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が同和地区の人であることがわかった場合、あなたはどうしますか」(資料参照)の問いに対して、「子どもの意志を尊重して親が口出しすべきことではない」と答えた親が45%程度あり8年前の調査(昭和60年調査)より11ポイント増えていることがわかる。

また、「親としては反対するが子どもの意志が強ければ仕方がない」の41%を加えると88%の親が自分の子どもの結婚相手が同和地区の人であるとわかった場合でも認めることがわかる。

既婚者の結婚に関する態度(同和地区外の住民の回答)

【質問】仮に、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。	意識調査	
	平成5年度	(参考)昭和60年度
子どもの意志を尊重。親が口出しすべきことではない。	45.7%	34.2%
親としては反対するが子どもの意志が強ければ仕方がない	41.0	46.3
家族の者や親戚の反対があれば結婚を認めない	7.7	10.4
絶対に結婚を認めない	5.0	7.6
不明・その他	0.6	1.6

このように、今日までの同和問題に対する取り組みの成果が着実に前進していることを資料の数字が示している。

2. 直方市の概要

福岡県の北部にあって、遠賀川に沿って開ける筑豊平野のほぼ中央に位置している。

市街地は、遠賀川とJR筑豊本線にはさまれた地帯にあり、東部、西部地域は住宅地帯、南部地域は工業地帯、北部は農村地帯を中心に形成されている。遠賀川河川敷がリバーサイドパークとして整備され、オートキャンプも楽しめる。

本市は旧筑豊炭田に位置し、石炭産業と共に発展し、炭坑機械器具の生産地として全国的に知られていた。しかし、石炭から石油へのエネルギー革命の結果、石炭産業の崩壊、産業構造の変化等、幾多の試練を経験しながら、今、着実に歩みを見せている。

- 総面積 61.78km² ○人口 63,076人
- 世帯数 22,617世帯 ○対象地区 12支部
- 学校 小学校 11校 中学校 4校

3. 同和問題解決の取り組み

(1) 組織

中央公民館を中心に94の町内公民館が組織され、地域の実状に沿った独自の活動が校区公民館長を中心に展開されている。校区公民館役員で直方市公民館連絡協議会が結成されている。

(2) 取り組み

① 中央公民館での研修

中央公民館が主催する全講座で一般教養講座として人権問題に関する研修を1講座実施する。

② 校区公民館での映写会と懇談会

福岡県では、同和問題の真の解決をめざして県民一人ひとりの理解と協力を得るために毎年7月を「同和問題啓発強調月間」として設けている。この期間に本市も市民挙げての差別をなくす運動を展開している。

ア 主催

直方市公民館連絡協議会
直方市教育委員会

イ 対象と範囲

市内全域で校区公民館を単位（11会場）とし、1校区、1会場で各校区住民を対象に実施する。

ウ 推進体制

教育委員会の職員3名で11班編成

エ 実施期間

7月1日～20日

オ 事前の学習

- 啓発映画の試写
- 前年度の懇談会で出た質問や意見、資料等をもとに学習

カ 懇談会当日の時間帯

19:30～19:40	校区公民館長の挨拶 映画の紹介
19:40～20:35	映画の上映「星の降る日」
20:35～21:30	懇談会

キ 「懇談会日誌」の引き継ぎ

質問や意見等を整理し、次の班へ引き継ぐ

4. 問題点と今後の課題

映画を見終えて

- こんなことは現実にはありえない。
- ドラマだからキレイごとで描いている。
- 誇張している。

等の感想が出る。“学ぶ”という姿勢よりも“第三者的評論”に終わっている人がいる。推進委員による助言を交えた学習の深まりが必要である。

前年度多くの会場で出た代表的な意見には、

- 自動車学校は無料で日当まで支払われている。
- 近ごろ部落だけがよくなって、私たちが逆に差別されているように思う。
- そっとしておけば、自然に部落差別はなくなる。
- 部落を分散すれば、部落差別はなくなる。

等があった。

このような意見に対して、その場で相手が納得できるような話しが出来ればよいが、事柄によってはその力量が無いことを痛感させられて悔しい思いをすることも現実にはしばしばある。その場では少なくとも「あなたの意見には同意できない」ことを明確に打ち出すことが大切である。

これまでの啓発の問題点は、

- 毎年、「映画と懇談会」と同じパターンの啓発。
- 行政依存の啓発
- 特定の者を常に動員する啓発

等が挙げられる。そこでこのような問題点を是正し、

- 多くの市民が楽しく参加できる啓発
- 多くの市民の声が反映された、町ぐるみの啓発
- 啓発の効果を常に把握し、効果ある啓発が、今後の大きな課題である。

5. おわりに

同和問題は行政だけで解決できる問題ではない。市民一人ひとりが自分自身の問題として受けとめ、問題解決に取り組む自覚を持つことが大切である。

参 考 資 料

1. 「豊かな生涯学習社会を築く」社会教育の振興
方策について（建議）
福岡県社会教育委員の会議（平成7年7月3日）
2. 福岡県公民館大会年表
3. 県内公立公民館一覧

「豊かな生涯学習社会を築く」
社会教育の振興方策について
(建 議)

平成 7 年 7 月 3 日

福岡県社会教育委員の会議

平成 7 年 7 月 3 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県社会教育委員の会議 議長

岩 井 龍 也

「豊かな生涯学習社会を築く」
社会教育の振興方策について（建議）

福岡県社会教育委員の会議では、豊かな生涯学習社会を築く社会教育の振興方策について慎重に協議を重ねてきましたが、このたび、別添のとおり結論を得ましたので、建議いたします。

「豊かな生涯学習社会を築く」社会教育の振興方策について（建議）

目 次

はじめに	1
第1章 生涯学習社会構築に向けての社会教育の今日的意義と役割	2
1 生涯学習と社会教育	2
2 学歴偏重社会から生涯学習社会へ	2
3 生涯学習社会実現に向けた社会教育行政の役割	3
第2章 自らがつくる生涯学習社会実現のために	5
1 人々の学習活動への積極的参加	5
2 活力ある地域社会創造への積極的参加	5
第3章 今後、重点を置くべき社会教育行政の課題と振興方策	7
1 社会教育における指導者の充実について	7
(1) 社会教育主事等社会教育関係職員の充実	7
(2) 団体指導者の養成	9
(3) 学習ボランティアの活用	10
2 学習機会の充実について	11
(1) 広域的・体系的な学習機会提供システムの整備	11
(2) 学習情報の提供と学習相談体制の充実	11
(3) 現代的課題に関する学習機会の充実	12
(4) 人権教育の推進	14
(5) 学習成果の評価と活用	15
3 青少年の学校外活動の充実について	16
(1) 家庭教育の振興	16
(2) 地域の教育力の向上	17
(3) 青少年団体活動の促進	18
4 社会教育施設の整備充実について	19
(1) 県立社会教育総合センター	19
(2) 公民館	21
(3) 図書館	22
(4) 博物館等	23
(5) 青少年教育施設	24

はじめに

今日、科学技術の高度化、情報化、国際化等の社会の変化により、人々は、絶えず新しい知識や技術を学習していくことが必要になってきています。また、社会の成熟化により、生きがいや自己実現など人間性豊かな生活を求める意識が高まっており、人々が生涯を通じて、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その学習の成果が適切に評価される生涯学習社会を築いていくことが求められています。

国においては、今日の急激な社会変化の中で提起された教育課題への対応として、生涯学習に関する答申等が数多く出されており、様々な改革の提言がなされています。

本県においても、昭和59年の県立社会教育総合センター発足に際し、福岡県社会教育委員の会議が本県社会教育の振興方策について建議しました。これを受けて、社会教育行政は、生涯学習を推進するという視点からの体制の整備を進め、「生涯学習推進会議」を設置するなど、生涯学習推進の中心的役割を果たしてきました。

平成3年には県教育委員会に生涯学習振興課が設置され、平成4年には福岡県生涯学習懇話会から「福岡県における生涯学習の振興方策について」が提言されました。また、平成5年には福岡県生涯学習審議会及び福岡県生涯学習推進本部が設置されるなど、本県教育の総合的推進という視点から生涯学習の振興が図られてきました。

ただ、このような生涯学習の振興は、一方で、生涯学習と社会教育の概念的な理解に関する混乱を招き、生涯学習と社会教育が同じ概念で受け取られたり、その区別が理解しにくいという状況をつくりだしています。それだけに、今日、生涯学習が目指す方向と、その推進に当たって社会教育が果たさなければならない役割を明確にし、今後の社会教育振興の在り方を検討していくことが必要になってきています。

このような認識に立ち、福岡県社会教育委員の会議は、平成5年8月以来、生涯学習社会を築く社会教育の振興方策について審議を重ねてきました。ここにその結果を取りまとめて建議します。

本建議では、21世紀を目指して、豊かな生涯学習社会を築いていく上で社会教育の今日的意義と役割を明らかにし、今後、特に重点を置いて取り組むべき社会教育行政の課題と振興方策について提言しています。

なお、社会教育は学校外の場で営まれる人々の学習活動であり、その学習の領域としては、文化、体育・スポーツも含まれますが、本県では平成5年に「福岡県文化振興ビジョン」が策定され、平成6年には「福岡県体育・スポーツの振興方策について」の建議がなされています。本会議における審議の中では、文化、体育・スポーツに関する意見も多く出されましたが、この点を考慮し必要最小限の表現にとどめさせていただきました。

昨今の厳しい財政状況の中、建議の各項目の内容を実現していくためには多大の困難が予測されますが、県教育委員会におかれては、豊かな生涯学習社会を築く上での社会教育の果たす役割の重要性を認識され、積極的な対応を切望します。

第1章 生涯学習社会構築に向けての社会教育の今日的意義と役割

心豊かで活力ある地域社会を築いていくためには、人々が生涯にわたって、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価され活用される社会、いわゆる「生涯学習社会」を実現していくことが必要です。

このことは、一人一人の市民的権利としての学習権を改めて認めていこうとする社会づくりを目指すものともいえます。

生涯学習の推進とは、こうした観点に立って、学校教育・社会教育をはじめ社会の様々な教育機能を相互に連携させながら総合的に整備充実していこうとする考え方ですが、今後、その中で社会教育が果たさなければならない役割を明確にする必要があります。

1 生涯学習と社会教育

生涯学習は、学校教育、社会教育、家庭教育、企業内教育等の教育活動だけでなく、スポーツ活動や文化活動、その他広く地域社会で行われている学習活動を包括する概念です。このため、生涯学習の推進は、教育委員会だけでなくその他の部局や民間の関係機関・団体等が相互に連携協力して成り立つものです。その意味から、学校教育も社会教育も、ともに学習機会を意図的に提供する教育活動であり、生涯学習という概念の一部であるといえます。

ところが、生涯学習が人々の生涯にわたる自主的・自発的な意志に基づく学習活動の活性化を強調していることや、生涯学習の推進をいち早く社会教育が取り組んできたことなどから、生涯学習と社会教育が同一視される傾向や、生涯学習を社会教育の中での学習のみに限定するというような考え方が生じています。

その理由としては、社会教育が人々の自発的な学習活動に基盤を置いていることや、人々の学校教育を除く生涯各期の学習において意図的に学習機会を提供する役割を担っていること、さらには心の豊かさや地域の活性化を目標としていることなど、生涯学習の推進において強調されてきた点と重なる部分が多いことに起因していると思われます。

いずれにしても、近年、人々の学習機会は学校教育や社会教育だけでなくその他の部局や民間でも多く提供されるようになっていますが、社会教育が今後とも人々の生涯にわたる学習を支援していく中心的役割を担っていくことに間違いはありません。

2 学歴偏重社会から生涯学習社会へ

急激な社会の変化の中で、人々は生涯を通じて絶えず自己啓発を続けて行く必要があります、学校教育という若年期の限定された期間の教育だけでは、生涯にわたる多様な課題を解決していくことは困難になってきています。

学校教育は、我が国の近代化への過程で質的に充実し、量的にも拡大して普及しました。そのことが、現在、我が国が科学技術や経済の分野で世界の最先端に立つまでに至った大きな要因です。また、学力の高さも国際的に高い評価を得ています。しかし、その一方で、学

校教育に過度に依存するあまり、進学競争の激化等知識偏重・学歴重視の社会的風潮が生み出されています。

こうした弊害を是正し、ゆとりとうるおいのある真に豊かな社会を実現するため、これからは、教育は学校教育だけで完結するという学校中心の考え方や学歴偏重の考え方を改め、人々の生涯にわたる様々な学習が尊重され、その学習成果が適切に評価される生涯学習社会へ変化していくことが強く求められています。つまり、「学習者がどこの学校を卒業したかで評価される社会」ではなく、「どういう学習をしたのか、何ができるのかが適切に評価され、それが活かされる社会」を実現することが求められています。

しかしながら、学歴偏重社会から生涯学習社会への移行は、行政組織や制度の改善、各種施策の見直しを行うことのみによって可能となるものではありません。重要なことは人々の意識の変革であり、この意識の変革は何よりも学習によって実現されるものです。

そのためにも、社会教育行政は、人々が自発的意志に基づき自由に選択できる多様な学習機会の提供に努めることが必要です。また、生涯学習社会における学習機会の提供や各種事業の実施に当たっては、企画の段階から人々の参画の度合いを如何に高めていくかが重要な指標となるものであり、人々の学習や活動への積極的な参加意識を醸成していくことが肝要です。

3 生涯学習社会実現に向けた社会教育行政の役割

生涯学習社会実現のため、行政は、関係部局の連携・協力を可能にする全庁的な生涯学習推進体制の整備を図る必要があります。

このような中で、社会教育行政には、人々の生きがいや自己実現を求めて行われる学習や住みよい地域社会づくりのための諸活動を支援していくという役割が改めて強く求められており、これまで果たしてきた役割をさらに充実・発展させていく必要があります。

(1) 県社会教育行政の役割

県は、地域における個人やグループ、団体等の自主的な学習活動を援助する市町村の社会教育行政に対して支援や奨励、指導等を行う役割を担っており、今後とも、全県的視野に立って、社会教育事業の推進を図っていく必要があります。

このため、次のような事項について整備・充実を図ることが必要です。

ア 社会教育に関する指導者の確保・充実、社会教育施設の整備

イ 多様化・高度化する県民の学習要求に対応した事業の体系化や学習プログラムの開発、広域的・先導的な学習機会の提供

ウ 社会教育に関する調査研究、学習情報の収集提供と学習相談体制の整備、市町村との情報ネットワーク化の促進等

(2) 市町村社会教育行政の役割

本来、社会教育は地域における人々の自発的な学習活動であり、それを援助し、推進する役割を担うのが行政の役割といえます。その意味から、人々に最も身近で直接的に学習活動の機会を提供する市町村社会教育行政の果たす役割は非常に大きなものがあります。それだけに、これからの市町村社会教育行政は、その推進体制の整備とともに地域に存在するあらゆる教育機能との連携、さらには地域の自然や文化、人材等の教育資源を活用した事業の展開を図り、地域活性化に向けての新たな施策を推進していくことが必要です。

このように、県・市町村社会教育行政は、それぞれの役割を分担しながら、より一層の連携協力を図るとともに、必要に応じて市町村を超えた広域的な連携協力を行い、生涯学習社会へ向けて人々の学習活動を支援する体制を整備していくことが重要です。

第2章 自らがつくる生涯学習社会実現のために

生涯学習は、人々が自発的意志に基づき、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで生涯を通じて行うものです。

生涯学習社会の実現のためには、行政の果たすべき役割が重要であることは言うまでもないことですが、一方で、人々の学ぶ意欲や地域社会における積極的な諸活動への参加が不可欠です。住民自らが生涯学習社会の形成者として生涯学習への意識を高め、地域の様々な活動に参加し、地域の連帯意識の醸成や地域コミュニティ形成へ向けて努力していくことが大切です。

1 人々の学習活動への積極的参加

生涯学習社会は、住民一人一人がその形成者となるべきであり、これを実現する基本要素は人々の主体性と学習への参加意欲にあるといえます。

このため、少年期には、学校教育での基礎基本の学習と、学校外での豊かな体験活動を通して、これからの時代の変化に生き抜くことができる「学ぶ意欲と学び方」即ち自己教育力を身に付けていくことが大切です。さらに、青年期、成人期、高齢期と生涯を通して、自己の充実や生きがい、生活の向上を目指し、自発的な意思により、自らが生涯にわたる学習に取り組んでいくというライフスタイルを確立することが望まれます。

生涯にわたる人々の学習は、個人の自由な選択、意欲に基づき、それぞれが生活課題や地域課題、現代的課題の解決に向けて営むものですが、それを確かなものにするためには、仲間とのふれあいや、社会とのかかわりが重要になってきます。

人々は、仲間とともに学びあい、励ましあい、教えあい、学んだことを地域社会に生かしていくことにより、自己の充実や生きがいを育むことができ、そのことがさらに地域の連帯意識を高め、住みよい地域社会づくりに結びついていくものといえます。

このように、豊かな生涯学習社会を築いていくためには、人々の主体的な学ぶ意欲と学習活動への積極的な参加が求められています。

2 活力ある地域社会創造への積極的参加

都市化、国際化、情報化社会といわれる現代社会において、物も情報も豊かになった反面、地域での人々の人間関係は希薄化し、連帯意識も弱くなってきています。また、自己中心的な考えや地域活動離れが進行し、その結果、青少年の重要な教育の場である家庭や地域の教育力が低下してきています。

こうした家庭や地域の教育力の向上を目指し、人と人とのつながりや思いやりに満ちた地域社会を創造していくためには、一人一人が地域の諸活動に積極的に参加していくことが大切です。

地域社会での人々の諸活動には多種多様なものがあります。近年、地域では伝統的な祭り

が復活したり、伝承行事、文化活動、スポーツ活動等多くの活動が行われています。また、地域おこしや生涯学習のまちづくり等も盛んに行われるようになってきています。

人々の生活は、地域社会とのかかわりを抜きにして考えることはできません。一人一人が、自らが生活する地域社会を見つめ直し、生活課題や地域課題解決のための諸活動へ主体的に参加することが大切です。このことが地域連帯意識を育み、自治意識・自治能力を高め、自分たちの生活を豊かにし、活力ある地域社会を創造することになり、生涯学習社会実現を可能にするものといえます。

第3章 今後、重点を置くべき社会教育行政の課題と振興方策

社会教育行政は、これまでも人々の自発的な学習活動を基本として推進してきておりますが、このことは、生涯学習社会を目指している今日においても変わりはありません。

しかし、今日の急激な社会の変化の中で、人々の多様化、高度化した学習要求や新たに提起されている多岐にわたる生活課題、地域課題に適切に対応していくためには、従来のままの社会教育行政でよいはずはありません。

特に、国際化や高齢化、情報化への対応、人権問題や環境問題の解決、男女共同参画社会の実現などへの対応は、現代における重要な課題となっています。

このような課題の解決は、ひとり社会教育行政のみによってなし得るものではありませんが、人々の学習活動や諸活動への参加を支援する社会教育行政への期待は一段と高まってきています。このため、従来から取り組んできた社会教育行政の充実のもとより、豊かな生涯学習社会を実現するという視点から、今後、重点を置くべき社会教育行政の課題を明らかにし、その解決のための対応策を考えていくことが必要です。

1 社会教育における指導者の充実について

人々の生涯学習を支援し、社会教育を振興していくためには、その推進役となる指導者の果たす役割が大きいといえます。特に、多様化・高度化した人々の学習要求や新たに提起されている諸課題への対応のためには、指導者の資質の向上と専門的知識・技術を持つ指導者の確保が大切です。

このため、社会教育主事等社会教育関係職員の資質の向上を図るとともに、民間の幅広い指導者層の発掘、養成も必要になっています。

なお、社会教育における指導者には、社会教育主事、公民館主事、司書、学芸員等の社会教育行政職員と各種団体・グループのリーダーなどが考えられますが、今後は、地域における人々の学習活動を援助するボランティアも含め、幅広く指導者を捉えていく必要があります。

(1) 社会教育主事等社会教育関係職員の充実

ア 社会教育主事の設置促進

社会教育関係職員は、社会教育の振興のための企画・立案や、人々への学習機会の提供、学習プログラムの具体的展開等を行う重要な役割を担っています。

それだけに、人々の学習要求の高まりや新しい課題への対応のため、職員体制の整備・充実は、これからの生涯学習社会実現に向けて極めて重要な課題です。

特に、社会教育主事は、教育専門職員として社会教育行政の計画に直接的に携わるだけでなく、社会教育を行う者に専門的・技術的な指導・助言を行う指導者であり、その養成と確保について一層努力する必要がありますが、本県においては、いまだ、社会教育主事

の未設置町村が存在することから、県は、市町村における社会教育主事講習受講の促進等について積極的な取組みを進めるとともに、社会教育主事の配置の一層の促進について指導を行っていく必要があります。

イ 社会教育関係職員の資質の向上

社会の変化に対応する社会教育の振興のためには、社会教育主事の設置促進と併せて、関係する職員の資質の向上も重要です。

県では、社会教育総合センターを中心に、市町村の社会教育主事等を対象とした専門研修や公民館職員の研修が実施されていますが、それらは、単発的であったり、年に1度の集中的な研修となっている場合が多く、必ずしも市町村職員の勤務実態に応じた研修や職員の要求に応える研修が展開されているとは言い難い状況です。

このため、県は、これまでの社会教育関係職員のための研修事業を総合的に点検し、計画的で継続的に、しかも市町村職員の求める研修の機会を体系的に整備する必要があります。

例えば、次のような研修項目、内容によって研修の体系化を進めていく必要があると考えます。

① 基本研修

社会教育行政に初めて携わる職員を対象とする研修です。市町村における職員の異動の早さや年度中途の異動等を考えたとき、新しく職員になった時点でいち早く研修が受けられ、社会教育への理解を深められるような研修内容を準備しておく必要があります。そのためには、年間を通していつでも受講できる研修体制が必要です。

研修内容としては、社会教育をとりまく諸情勢やその対応のための社会教育行政の役割、社会教育法や各種答申等の概要等が考えられます。

② 専門研修

社会教育関係職員は、講師や助言者等としての直接指導はしないまでも、人々の高度化、専門化した学習要求に応える学習プログラムを提供する行政職員として、その専門的な知識や技術を身に付けておくことが必要です。

そのためには、職員一人一人が、担当する職務はもとより、社会教育に関する課題や領域について熟知し、専門的な知識や技術を習得できるような研修機会の充実が必要です。生涯学習や社会教育を推進する上での調査研究の方法論や中・長期計画の作成方法等の実務研修もこの中に含まれます。

③ 総合研修

人々は、生涯の各期における生活課題や住み良い地域社会づくりのための地域課題、今日の社会の変化の中で提起されている現代的課題等、その課題解決へ向けて学習活動を進めていきますが、それらの課題は、多くの場合、複雑に絡みあっています。それだけに社会教育関係職員は、幅広い学習領域に関する知識や能力が必要であり、資質の向上を図る

ための継続的な研修の機会が必要です。

そのためには、社会教育振興のための総合的なプログラムによる研修が必要であり、特に、社会教育主事等の専門職員や社会教育関係の幹部職員等の研修が年間を通して計画的に実施される必要があります。

④ 特別研修

人々の多様化、高度化、専門化した学習要求に応える事業や、人々が数多く参加する事業は、県内はもとより県外においても多様な形で実施されており、参考になることも少なくありません。

また、国立教育会館社会教育研修所をはじめとする国の教育機関や社会教育施設等においても社会教育関係職員のための研修が行われております。

社会教育関係職員は、これらの機会を有効に活用し、積極的に参加していくことが必要です。

さらに、国際化社会を迎えた今日、海外での研修の機会も増加してきており、これらにも積極的に参加していく必要があります。

なお、これらの研修事業を実施するに当たっては、社会教育総合センターが、その中核となって推進していく必要があります。

(2) 団体指導者の養成

社会教育は、人々の自発的な学習活動を基本とするものですが、各人の学習活動の計画的・継続的な取組みは、多くの人々とのふれあいや励まし合いの中で確かなものになるものです。また、地域課題の解決は、一人一人の努力もさることながら、人々の集まりの中での知恵と集団による諸活動とが一体となって進むものです。

特に、社会教育の振興においては、個人（点）の学習活動から目的を共有する集団（線）、さらには様々な目的を持つ集団の集まり（面）の学習活動へと発展していくことが重要であり、その過程や活動を通して学習内容も深化していくものです。このため、既存の関係団体の活動の充実と併せて、地域における新たな団体・グループ等の活動が今後とも一層奨励されるべきです。また、こうした団体・グループ等の活動の活性化は、低下したといわれる地域の教育力の向上へとつながるものです。

本県では、社会教育総合センターをはじめ、他の社会教育施設、教育事務所等において、各種団体の指導者養成のための研修会が実施されていますが、必ずしも、対象や内容が体系化されているとは言い難い状況にあります。

そのため、県は、社会教育関係団体の指導者のために、団体の組織運営に必要な研修内容を整理するとともに、その体系化を図り、計画的に研修を実施していくべきです。また、団体の組織維持や継続的活動の推進のためには、新たな指導者を養成する必要があります。そうした研修についても、既存の関係団体と十分な連携を図りながら実施することが大切です。

さらに、近年は、新たに提起される生活課題や地域課題、現代的課題等の解決が特に強く求められています。このため、これらの課題解決に取り組むグループやサークルを積極的に育成するとともに、そのリーダーの養成に力を入れていく必要があります。

(3) 学習ボランティアの活用

地域には、多様で専門的な知識や技術を身に付け、その能力を他の人々や地域のために役立てたいと考えている人がたくさんいます。このような人々を学習ボランティアとして位置付け、社会教育における指導者として学級・講座等の講師や助言者に、また社会教育関係団体やグループのリーダーとして、さらには、地域における諸活動の世話役等として活用していくことは、豊かな生涯学習社会を築く上で極めて重要なことです。

また、このような学習ボランティア活動は、自己の充実や生きがいづくりにも通じるものであり、今後とも積極的な推進が期待されます。

我が国におけるボランティア活動は、他の先進国に比べて低調であると言われておりますが、本年1月の阪神・淡路大震災における活発なボランティアの活動を見たとき、こうした指摘は、ボランティアがいないのではなく、活動する機会や場が少なかったことに起因しているのではないかと思います。

本県では、生涯学習ボランティア活動総合推進事業の中で、ボランティア養成講座を実施していますが、最近では高校生の参加も増加傾向にあり、大変喜ばしいことです。また、その修了生等がボランティアとして活躍するようにもなってきています。さらには、平成5年と6年の2か年間、県内2か所で高齢者等を指導者として、小・中学校に派遣する事業もモデル的に実施されました。

このような学習ボランティア活用の取組みは、市町村においても年々増加傾向にありますが、ボランティアとして登録はしたものの、必ずしも活動の場が十分提供されているとは言いがたい状況も多く見られます。

このため、県は、地域における人々の学習活動や諸事業の中で活躍できる場の拡充を図るとともに、学習ボランティアに対して活動の機会や場を積極的にコーディネートしていくことが必要です。なお、その際、多様な学習ボランティアを学習領域別に登録し、人々の様々な学習活動に活用できるようにしていくことが大切です。

こうした点を踏まえ、県立社会教育総合センターを本県における学習ボランティアセンターとして位置付けるとともに、教育事務所単位で「地域学習ボランティアセンター」及び市町村単位で公民館等を活用した「市町村学習ボランティアセンター」を設置するなど、これらが相互に連携し学習ボランティアの活用を図っていくシステムの構築等について、今後検討していくことが必要です。

2 学習機会の充実について

人々の学習要求は多様化、高度化、専門化し、学習方法・形態も多様になっており、それに応える学習機会の充実を図ることは、社会教育行政の重要な課題です。

また、学習者の中には、グループ・サークル活動やボランティア活動に参加して自己実現を図りたいと思っている人も増えています。

こうした点を踏まえ、県は全県的な視野に立ち、地域の実態や特色を生かした学習機会の充実のための条件整備に努める必要があります。

(1) 広域的・体系的な学習機会提供システムの整備

人々の中には、自分の興味・関心のある内容や高度で専門的な内容の学習機会が身近なところがないとか、あっても自分に適した時間帯でないといった理由などから、学習意欲はあっても学習できない人がいます。このため、人々ができる限り身近な場所で多様な学習ができる環境を総合的に整備していくことが必要になっています。

現在、県では、新しい学習機会提供システム構築のための研究委員会を設置し、モデル事業などの在り方についての調査研究に着手しています。これは、県・市町村・大学等が相互に連携し、広域的で体系的な学習機会を提供しようとするものですが、このシステムを構築していく上での問題は、学習の場である施設や事業・指導者の分布状況などに地域間格差があるため、人々の学習機会に不均衡があることです。

従来から市町村で実施している学級・講座等の一般教養や入門講座的事業は、人々の多様化した学習要求に対する事業として今後も一層拡充していく必要があることはもちろんですが、高度化・専門化した学習要求に対しても、民間及び大学等の高等教育機関とも連携しつつ、全県的視野に立って広域的でしかも体系化された学習機会を提供するシステムの整備を図っていく必要があります。

(2) 学習情報の提供と学習相談体制の充実

学習に関する情報の提供や学習相談サービスの充実は、人々の学習活動を援助・促進する上で重要です。しかし、本県における学習情報の提供や学習相談の機会の整備は必ずしも十分な状況ではありません。

このため、県は、人々が必要とする学習情報を収集・整理して県民の利用に供するとともに、それぞれの学習相談に応じられる体制を充実していく必要があります。

ア 学習情報提供システムの整備充実

生涯学習時代を迎え、人々は絶えず学習に必要な情報を求めています。それだけに人々が必要とする情報を身近で入手できるシステムが構築される必要があります。

現在、県立社会教育総合センターが中核となって、コンピュータを活用した学習情報提供システムを構築するため、市町村等とのネットワーク化が進められています。本システ

ムを有効なものとするためには、全市町村の公民館等とのネットワークが必要ですが、まだ一部の市町村しかこのシステムに加入していません。このため、県は、市町村職員を対象とする説明会を開催したり、活用のための資料を作成・配布するなどして、このシステムへの市町村の加入を積極的に推進する必要があります。そして将来は、他の機関や国・他都道府県等が行う学習情報提供システムとのネットワークの形成を目指すべきです。

イ 学習相談体制の充実

学習相談には、人々が学習活動を行う上での問題や課題について相談を受け、その解決を助けるという重要な役割があります。そのためには、真に人々が求める学習情報の提供と学習相談サービスが一体となって進められることが必要です。

学習相談体制の整備に当たっては、県が直接県民からの相談に応じるという場合もありますが、むしろ市町村職員や団体等の指導者を対象に、社会教育推進計画の策定、学習プログラムの企画及び生涯学習のまちづくり事業等、社会教育推進上の問題や課題に関する相談に応じられる体制を強化し、市町村は直接地域の人々の学習相談に応じるという役割分担が望ましい姿だと考えます。

現在、県では社会教育総合センターが総合的な窓口となって学習相談を進めていますが、今後とも、その体制の充実・強化が求められます。

また、市町村にあっては公民館を地域住民の学習相談窓口として位置付け、体制の整備を図ることが期待されます。

(3) 現代的課題に関する学習機会の充実

平成4年7月に出された国の生涯学習審議会答申においては、生涯学習を振興する重要な課題として「現代的課題に関する学習機会の充実」を取り上げ、今日のわが国の急激な社会変化に対応して、人々が社会生活を営む上で、理解し、体得しておくことが望まれる課題として、地球環境の保全、国際理解等の世界的な課題をはじめ、高齢化社会への対応、男女共同参画型社会の形成等を例示しています。

県・市町村社会教育行政は、人々がこれらの現代的課題を、豊かで生き甲斐のある生活を営むための必要な学習課題として取り上げ、身近なところで学習できる機会を整備するとともに、その機会や内容についての必要な情報を提供するなど、学習環境を整備していく必要があります。

特に、県は、こうした学習機会を広域的かつ体系化して提供できるシステムの整備や現代的課題に関する学習プログラムの開発や学習に必要な資料提供、更には、学習機会の提供を企画する市町村職員の研修会の開催などについて取り組んでいくことが必要です。

以下、多様な現代的な課題の中から、今日、早急に取り組むべき具体的課題を例示し、その対応の在り方について述べます。

ア 国際化への対応

わが国の国際化は、経済中心の交流から教育、文化、スポーツ交流など、幅広い分野へ

急速な広がりを見せ、人々の生活も外国との交流なしには成り立たなくなっています。社会教育行政においても、国際理解を深める上で必要な知識や実践的な外国語の習得など、人々が豊かな国際性を身に付けるための事業の拡充を図ることが求められています。

県内における対応をみると、外国語習得のための講座の開設や外国青少年との交流事業等が市町村等で行われるようになってきましたが、まだ十分とはいえません。

このため、県は「多文化を理解するための国際理解教育」「社会教育の分野での外国人の登用」「地域の日常的なレベルでの国際交流機会の拡充」「国際交流・国際理解教育のプログラムの充実」等を図る施策の推進に取り組んでいく必要があります。

また、現在実施している「青少年国際交流セミナー」事業をはじめ、青少年に国際性を身に付けさせる事業の拡充や外国人を対象とする学習機会提供事業等も併せて検討していく必要があります。

イ 高齢化社会への対応

人口の高齢化と少子化に伴い、高齢者と働く世代の割合の変化、労働人口構造の高齢化、人々のライフサイクルの変化、高齢者の生活や福祉の問題等高齢化社会への対応のための様々な課題が生じています。

このような中において、社会教育行政では、これまで高齢者自身の趣味・教養等の生きがいづくりに主眼を当てた事業を中心に展開してきたのが現状です。

このため、県は、今後、青少年、成人、高齢者のすべての人々を対象に「高齢者の知識・技術等を生かす社会参加活動の促進」「青少年と高齢者の世代間交流機会の拡充」「高齢化社会の理解・対応のための学習プログラムの充実」などの施策・事業の拡充を図っていく必要があります。

また、現在実施している老人大学講座・老人大学院講座にあっては、学習成果の発表・表現・活用、とりわけ他世代との交流という観点から、学習内容や学習方法等を見直し、更に充実する必要があります。

ウ 男女共同参画社会の形成への対応

女性の社会参加が進む中で、男女の固定的な役割分担意識を改め、女性の地位向上を目指すとともに、あらゆる分野に女性が参画できる社会の形成が求められています。

社会教育行政においても、男女共同参画社会の実現に向けて女性問題に関する正しい理解のための啓発や、女性の生涯学習を促進する事業を充実していく必要があります。

そのため、県は、市町村社会教育関係職員や女性団体・グループのリーダー等を対象とした広報啓発活動や男性を対象とする「女性問題講座等」の開設、女性問題に係る指導者養成事業を充実する必要があります。

また、女性の生涯学習を援助するため、学習の場に託児室を整備したり、講座の開設時間帯を考慮したりするなど、女性が学習に参加しやすい条件整備を行うことが大切です。

なお、こうした施策・事業の推進に当たっては、関係行政機関及び女性の団体やグループ・サークル等と連携を強化していくことが望まれます。

エ 情報化社会への対応

今日の著しい科学技術の進歩の中で、新しい情報メディアが次々と普及し、それに伴い、人々の生活の場に多様で大量の情報提供される情報化社会が到来しています。

このような情報化社会の中で、適切に情報を取捨選択し有効に活用していくことができる情報活用能力を身に付けることが人々に求められています。

そのため、社会教育行政は、これまで以上に情報機器やメディア教材の整備、指導者の育成、教育メディアに関する知識・技術習得のための講座の開設等、人々の情報活用能力を育成するための学習機会を充実していくことが重要になっています。

現在、県では視聴覚教育指導者等を対象に視聴覚教育メディア講座の開設、県立学校開放講座でワープロ講座やコンピュータ講座等を実施するとともに、市町村においてもワープロやコンピュータに関する技術講習会等が開催されていますが、まだまだ不十分です。

今後、ますます情報化が進展が予想される中で、青少年から高齢者までを対象とし、単に操作能力だけでなく情報選択能力の向上を図るため、大学や高等学校等とも連携しながら適切な学習機会を提供していく必要があります。

オ いじめ問題への対応

明日の社会を担う青少年が健やかに育っていくことは、すべての人々の願いです。

他人の心の痛みがわかり、善悪の判断力や自制心を有し、思いやりに満ちた温かな心を持つ青少年に育ってほしいと誰もが望んでいます。ところが、最近、いじめを苦に中学生が自殺するという痛ましい事件が起こり、また、その他にもいじめが多発するなど、極めて憂慮すべき事態が発生し、大きな社会問題になっています。

このようないじめは、一人一人の子どもが尊重され、相互に認め合うような子ども社会の形成ができていないことから派生する問題であるとも言えます。また、児童・生徒の誰もが被害者、加害者になり得るとの指摘もあります。さらに、外からは見えにくい形で行われることが多く、その兆候や実態を見逃してしまう危険性も高いと言われており、それだけに深刻な問題です。

このため、県では「児童・生徒のいじめの問題に関する緊急の対策について」の通知や、「いじめ問題」相談のための専用電話の設置、「いじめ問題対策協議会」の設置、いじめ防止を訴える「いじめ問題啓発ポスター」の作成・配布等に取り組んでいますが、今後とも、学校や家庭において、それぞれの立場で人間として備えるべき基本的な生活習慣・態度を徹底するための教育やしつけを行うとともに、地域社会においても、「社会で許されない行為は児童・生徒であっても許されない」との社会的認識の醸成に努めることが大切です。そのためにも、家庭・学校・地域が一体となった、きめ細かな取組みを総合的に推進していく必要があります。

(4) 人権教育の推進

一人一人が人間らしく生きていく権利は、世界人権宣言や日本国憲法等で保障されていますが、現実の社会では、同和問題、障害者問題、子どもの人権問題、高齢者問題、女性

問題、民族問題等人々の基本的人権を侵す様々な問題が生じています

社会教育行政では、これらの問題を解決するために諸施策を講じてきましたが、今なお人々の人権を侵す差別事象が起っているということは、人権問題について人々の理解がまだまだ十分でないことを示しています。

中でも、同和問題は、同和地区の人々の市民的権利と自由が、歴史的、社会的な理由によって侵されるという重大な社会問題であり、同和問題の解決を図ることは行政の責務として、さらに積極的な取り組みを展開していく必要があります。今後とも社会教育行政は、解決しなければならない重要な課題として人権の問題を取り上げ、人々の人権に関する理解と人権を尊重する精神を高めるための社会啓発をあらゆる機会を通して推進していくことが必要です。

社会教育における人権意識の高揚を図るための啓発活動は、従来から各種の学級・講座、講演会、研修会等を通して行われてきていますが、ややもするとその啓発内容や学習方法等が画一的になり、人々が十分な理解をする学習にまで高まっていないと言わざるを得ません。

人権問題を人々が自己の課題として受け止めるために、人々の生涯の各期に合わせた学習内容や方法を工夫するとともに、人々の身近な生活課題や事例を教材とするなどして、いつでもどこでもお互いに語り合える社会をつくるとともに、日常的に実践していくことが大切です。その意味から、今日大きな社会問題となっている「いじめ」の問題は、青少年の人権が無視されている事象であり、この問題の解決に向けての取り組みを機に青少年を含めたすべての人々に対して人権尊重の精神を高めていくことが大切です。

今後、学級・講座や研修会等の事業を企画する社会教育職員や、社会教育関係団体及びグループのリーダー等を対象とする研修会等の中で、こうした人権教育に関する内容を積極的にプログラム化していくことが必要です。

(5) 学習成果の評価と活用

人々の学習要求の高まりとともに、最近は学習活動を通じて身につけた知識や技術を地域や職場で生かしたいと希望する人々が多くなっています。

現在、県や市町村が行う各種の学習事業において、その修了者に対し修了証の発行や単位を認定したり、学習修了者を人材バンクに登録しその登録者を学級・講座等の講師として派遣したりしていますが、どちらかといえば、これまでは学級・講座や講演会の開催等、人々の学習機会の提供のみに力を注ぎ、人々の学習の成果を評価したり、活用したりする場づくりへの取り組みが不十分でした。人々の学習活動を奨励し継続させるためにも、また、人々の地域社会への貢献や社会参加活動を促進させる意味からも、今後、発表・表現・活動できる機会と場を拡充していくとともに、人々の学んだ成果が社会的に適切に評価されるよう十分な研究が行われることを期待します。

3 青少年の学校外活動の充実について

生涯学習の基礎となる自ら学ぶ意欲や課題発見・解決の能力は、その大部分が青少年時代に培われるものであると言えます。

その意味で、現在、学校教育においては、新しい学力観にたち、知識のみでなく児童・生徒が自ら学習しようとする意欲・能力を育成する自己教育力を重視した教育が行なわれていますが、これらの意欲や能力は、学校教育における基礎基本の学習と学校外活動での豊かな体験とが一体となって形成されていくものです。

しかしながら、都市化等に伴う地域社会の変化や過度の進学競争等の中で、青少年は地域の人々との人間的なふれあいや自然に接する機会が乏しくなっています。また、核家族化、少子化等の家庭環境の変化は保護者の養育態度・行動にも大きな影響を与え、青少年にとって大切な生活体験の機会が乏しくなったり、本来、家庭で行われるべきしつけや地域の中で自然発生的に生じる異年齢集団活動等も学校に依存する傾向にあります。

今日の「いじめ」等の青少年の問題行動は、社会環境や家庭環境、学校における指導のあり方などの様々な要因が複雑に絡みあっているものですが、幼児期から青少年期における様々な体験の不足が一つの大きな要因であるといっても過言ではないと思います。

このような中で、過度の学校依存を反省し、学校のスリム化を推進しようとする動きも出てきていますが、今後は、家庭・学校・地域が持つ教育機能が十分発揮されるよう、それぞれの役割を明確化するとともに、三者の連携を強化していく必要があります。

青少年が生活する家庭や地域には、学校に比べて青少年の望ましい発達に必要な体験活動機会が数多くあります。それだけに学校週5日制の拡大等を契機として、青少年の学校外活動を通して、現代の青少年に不足している生活体験や社会体験の機会を積極的に与え、心身共に健全な青少年の育成を図っていくことが重要です。

(1) 家庭教育の振興

家庭は、生涯学習の原点として、豊かな心、自ら学ぶ力、学習する意欲などを培う基盤としての役割を持っています。

しかし、社会の変化による家庭環境の変化や過度の進学競争等により、家族間のふれあいやゆとりの時間も少なくなり、青少年の基本的な生活習慣の形成等、家庭が持つ本来の教育機能が発揮できなくなっていることが指摘されています。

県はこれまで、家庭の教育機能を高めるため、家庭教育に関する学習機会の提供や啓発資料の発行、保護者などの学習・相談機会を充実する等の諸施策を推進してきましたが、今後とも、家庭教育の振興を積極的に推進していくことが必要です。

ア 家庭への啓発

青少年の各発達段階に応じて家庭が果たすべき役割について、啓発資料の配布や各種のメディアによる情報提供を更に充実し、あらゆる機会を通して保護者や地域の人々を啓発していく必要があります。

イ 学習機会の充実

家庭教育の充実のためには、保護者が積極的に学習していくことが大切です。そのためにも家庭教育に関する学習機会を拡充する必要があります。

また、家族ぐるみでの体験活動や社会参加の機会、高齢者との交流等、市町村における家庭教育に関する事業を一層支援していく必要があります。

ウ 連携協力による調査研究の促進

「いじめ」問題や登校拒否児童生徒の増加等の問題の解決へ向けて、関係機関、団体、学校、大学等専門機関との連携協力による家庭教育推進の在り方に関する調査研究を積極的に進め、その成果を施策に反映させていく必要があります。

エ 家庭教育相談員等支援体制の充実

現在、県教育委員会が実施している電話相談「家庭教育110番」や「教育ホットライン」における相談件数は年々増加しており、相談内容も多岐にわたっています。このため、相談員の研修機会を拡充し、子育てに関する多様な悩みや相談に適切に応じることができるようにするとともに、関係機関が実施している各相談機関とのネットワークを整備充実していく必要があります。

(2) 地域の教育力の向上

人々の価値観の多様化や生活様式の変化により、大人も青少年も地域社会との結びつきが少なくなり、自らの社会は自らの手でつくるという住民自治意識の希薄化や地域の教育力が低下していることが懸念されています。

青少年の学校外活動の充実のためには、何よりも地域の教育力の向上が重要であり、保護者や地域の大人が地域活動へ参加し、地域課題解決へ向けての積極的な取組みを行うことが不可欠といえます。青少年の頃からそうした姿を見て育つ中で、学校外活動への意欲が高まり、各種体験活動へと進んでいくものです。また地域には豊かな自然や古くから伝わる文化等も数多く残っており、これらを教育資源として有効に生かす時、地域の教育力は高まるものと考えます。

本県では、地域における青少年の諸活動を充実させるため、指導者の養成や青少年健全育成セミナー、青少年学校外活動促進事業等の推進が図られていますが、これらの施策を一層推進するとともに、これからは、地域社会が持っている教育機能を生かし、地域活動を活性化していくことにより青少年の健全な育成を図っていくことが強く望まれます。

ア 地域ぐるみでの推進体制づくり

青少年の地域での活動の促進に当たっては、家庭・学校・地域が一体となった地域ぐるみの推進体制づくりを進め、青少年関係団体をはじめ、青少年が参加するグループ・サークル等がそれぞれの独自性を生かしながら相互に連携を取り、青少年の学校外活動を促進

していく必要があります。

イ 地域の人材発掘と活用

発達段階にある青少年の学校外活動においては、青少年が独自にまたは相互に知恵を出し合いながら、豊かな活動を創造していくことが大切なことは言うまでもありませんが、これを支える成人指導者の存在が重要です。

生涯学習の高まりとともに、地域には自らが持つ知識や技術を進んで地域社会に提供したいと考えている人が増えてきています。今後はこうした地域に存在する人材を発掘し、指導者として積極的に活用するなど、青少年の地域活動を支援していく環境づくりを進めていくことが重要です。

ウ 多様な活動機会の提供

社会の変化とともに青少年の学習や活動に対する要求も個性化、多様化してきました。これらの要求に応えていくためには、多様な活動の場が準備されていることが大切ですが、地域には豊かな自然や祭り、伝承行事が残されており、また豊富な人材等も眠っています。これらの教育資源を最大限に生かした青少年地域活動のための内容・方法を開発するとともに、多様な学習プログラムの提供を行い、青少年が自ら選択して参加できる機会を豊富に作っていくことが重要です。

また、併せて、身近な自然環境の整備はもとより、学校、公民館等社会教育施設を青少年の活動の場として集まりやすく利用しやすい施設として整備を進め、施設間連携を図るとともに他市町村とも連携し、地域間交流等を促進していくことが大切です。

(3) 青少年団体活動の促進

青少年は、地域での仲間達との遊び体験の中で社会性や創造性を培っていきます。その仲間との遊びの機会を提供し組織化してきたのが青少年団体活動です。熱心な指導者・育成者に支えられ、青少年団体は子どもたちの健全な育成のための活動を継続的に展開しています。

学校週5日制の実施を契機として青少年の学校外活動の充実が望まれている中で、地域における青少年団体は、家庭、学校と一層の連携強化を図り、その活動をより活性化していくことが必要です。

ア 団体活動の啓発と参加促進

地域の青少年団体の活動を活性化させるためには、まず地域全体で青少年の団体活動を高める気運を醸成するとともに、団体活動を通して培われる社会性、創造性等の効果についての啓発が重要です。

このため、保護者等に対して青少年の団体活動の意義・内容等の理解を深める啓発活動の充実や学習機会の拡充を図っていくとともに、保護者や地域の大人自らが団体活動の指導者や育成者として参加していくことが大切です。

イ 指導者の養成

地域における青少年団体の活動は、体験活動等の実践的な活動が中心となって展開されますが、その活動をより活性化させていくためには、指導者・育成者のかかわり方が重要であり、今日特に、青少年の多様な活動要求に応える指導者の養成、確保が望まれています。このため、今後、望ましい指導者としての知識と技術の向上を図る観点から、指導者に対する研修機会を一層充実していくことが必要です。

4 社会教育施設の整備充実について

人々の学習要求の高まりに対応し、社会教育施設は各々の持つ独自の機能を発揮しながら学習機会と場の提供など社会教育の振興に大きな役割を果たしてきました。

社会教育施設の整備については、本県では、広域圏施設として、県立社会教育総合センター、県立美術館、県立図書館、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」、九州歴史資料館、県青少年科学館等を整備し、地域圏施設として、県立ふれあいの家を県内に三ヶ所整備し、現在一ヶ所が整備中です。また、市町村の施設としては、公民館をはじめ図書館や美術館、青年の家、少年自然の家、歴史資料館等があります。

これらの社会教育施設が、今後、多様化、高度化する人々の学習要求に応え、生涯学習の拠点として機能していくためには、施設設備などの物的な条件整備のみならず、職員体制などの人的な条件整備や人々の学習要求に応える学習機会の情報収集、提供などの機能的な条件整備等様々な面から見直していくことが必要になってきています。

特に、すべての社会教育施設は、人々のための学習施設であると同時にボランティアの実践活動の場として有効な施設であり、今後、施設や地域における学習ボランティアの養成・活用に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、人々の学習活動を支援する社会教育施設は、社会の著しい進展を踏まえ、それぞれの施設の特徴を生かしながら、インテリジェント化や情報提供のための施設設備及び機能面を充実していくとともに施設間の連携による機能のネットワーク化を進めることも大切になってきます。

さらに、高齢者や身体にハンディキャップのある人々が活用しやすいように施設設備の整備や運営面で配慮していくことは言うまでもないことです。

こうした点を踏まえ、県立社会教育施設については、豊かな生涯学習社会を実現していくという観点から、地域における学校教育施設の開放を含めた既存の施設の設備や機能の充実を図るとともに、全県的な社会教育施設の配置状況等を勘案し、中・長期的な整備の在り方について研究していく必要があります。

(1) 県立社会教育総合センター

県立社会教育総合センター（以下「総合センター」という。）は、昭和59年4月の設置以来、生涯学習の推進に関する調査研究や県民への多様な学習機会や場の提供、さらに

は市町村や団体、関係機関等の社会教育に関する事業の援助等を基本的役割とし、本県生涯学習推進の拠点施設として各種の施策や事業を推進してきました。

しかし、設置後10年余りが経過し、生涯学習社会の実現が求められる中で、改めて総合センターの役割を点検し、その機能の強化を図っていく必要が生じています。

総合センターは、「少年自然の家」との複合施設として設置されていますが、その利用状況をみた時、県民には「少年自然の家」のイメージの方が強くなっているようです。このため、総合センターは、今後、次のような機能を強化するとともに各種施策を積極的に推進し、名実ともに本県の生涯学習を推進する中心的な施設となることを期待します。

ア 研究開発センターとしての機能の強化

総合センターは、これまで先導的・モデル的な事業や学習プログラムの開発、また社会教育の内容、方法等に関する調査研究を行ってきましたが、今後とも本県における生涯学習を推進する研究開発センターとして、その機能の充実を図る必要があります。このため、県教育センターをはじめ大学や他の調査研究機関と連携を図るとともに、今後は、例えば、大学等の研究者と総合センター職員とが共同して個別的・専門的な課題について調査研究を行い、その成果を、市町村や団体等へ還元していく仕組み等について検討していく必要があります。

イ 研修センターとしての機能の強化

総合センターは、これまで市町村の社会教育主事、公民館主事等の社会教育関係職員や社会教育関係団体、グループ等のリーダーを対象とする研修事業を行ってきましたが、今後とも、その機能の強化を図ることが望まれます。

このため、総合センターは、第3章の1に基づく研修の体系化を図り、その充実に努めるべきです。特に、市町村社会教育関係職員や民間の指導者が必要とするとき、いつでも研修ができる体制を整備したり、長期・短期の研修生を受け入れるなどの新しい研修形態の導入、さらには、その成果の評価・活用を考慮した指導者研修事業を総合的、体系的に整備・拡充していく必要があります。

ウ 学習情報の提供、学習相談センターとしての機能の強化

総合センターは、これまで生涯学習に関する各種の情報や資料を収集し、学習に関する資料の作成・配布等により、精選された学習情報を県民に提供してきました。今後とも、公民館等のきめ細かな実践事例や具体的な研究事例等の学習情報の提供に努めるとともに、多様化、高度化する県民のニーズに適切に対応し、学習活動を援助していくため、学習情報・学習相談のセンターとしての機能の強化を図ることが望まれます。

このため、現在取り組んでいるコンピュータを活用した学習情報提供システムを充実し、市町村公民館等とのネットワークを拡大していくとともに、生涯学習に関する学習相談体制の整備を進めていくことが必要です。

エ 青少年健全育成に関するセンターとしての機能の強化

総合センターは、これまで学校や青少年団体に対し、文化・スポーツ、野外活動等の体験学習の場を提供したり、青少年を対象に各種の生活訓練や体験学習のための事業を実施し成果を上げてきました。今後はこうした従来からの機能を堅持しつつも、青少年健全育成に関する中核としてその機能の充実を図る観点から、「いじめ」などの青少年の問題行動や生活体験不足等が青少年に与える影響等について、他の青少年教育施設等との連携を図りながら調査研究を進め、青少年健全育成に関するモデル的・先導的事業の開発や啓発資料の作成等に力を入れていくことが必要です。

オ 学習ボランティアに関する情報センターとしての機能の強化

学習ボランティアは、それぞれの地域の中で有効に活用される必要があります。そのため、学習ボランティアを市町村はもとより広域的に活用していくことのできるシステムを構築することが急がれます。総合センターは、県における学習ボランティアセンターとして、学習ボランティアの活用方法等についての調査研究をはじめ、学習ボランティアに関する情報提供を積極的に進め、その中心的な役割を果たしていく必要があります。

カ 成人の学習センターとしての施設設備の整備

総合センターは、宿泊研修施設としての少年自然の家との複合施設として設置されているため、成人の宿泊を伴う研修等について必ずしも評価が高いとはいえない状況にあります。生涯学習時代を迎え、少年から高齢者の誰もが快適にしかも効果的に学習ができる施設の整備・充実が求められていますが、本県には成人が宿泊して研修する社会教育施設は十分とは言えません。

このため、今後、総合センターを成人のための学習センターとして、成人が利用しやすいようにその管理運営面等の改善を図っていくことが望まれます。

(2) 公民館

公民館は、市町村を基盤とし、地域の人びとが学習や活動を通して連帯意識を育み、住民自治意識を高め、地域づくりを進めていく施設であるといえます。

これまで公民館は、一貫して市町村の社会教育の中核施設として人々の日常的な学習要求に応え、学習の機会と場を提供し地域連帯意識を醸成する役割を果たしてきました。しかし、近年、人々の学習要求は多様化、高度化してきており、公民館以外の生涯学習関連施設等においても様々な事業が展開されています。このような中で、公民館には地域における人々の生涯学習を支援する学習活動の拠点施設として、多様な学習機会や学習情報の提供、学習相談の充実等により、学習者を点から線へ結び、それを面へと広げていく役割を果たしていくことが期待されています。

こうした点を踏まえ、今後、次のような視点から公民館活動を支援していくことが求められます。

ア 地域の学習センターとして

人々の生活様式や学習要求が変化してきている中、学習機会の提供に当たっては、恒例化、画一化したこれまでの事業等を見直し、人々の学習需要等を的確にとらえ、学習課題、開設形態、実施方法等を工夫していくことが大切です。また、学習内容に関しても、多様で高度な学習機会の提供、今日的課題や地域課題を取り上げたものにしていくことが必要です。そのためには、事業の企画・実施に地域の人びとを参画させたり、自主的な学習活動を援助し、地域の学習センターとして機能の充実を図っていく必要があります。

一方、限られた職員・予算・施設等の中で、一公民館がすべての学習要求に応えることには限りがあることも確かです。このため、近隣の市町村をも視野に入れて、他の公民館や生涯学習関連施設との有機的な連携を促進し、施設間のネットワーク化を図りながら、学習機会を提供していく必要があります。

イ 地域の学習情報・学習相談センターとして

より身近な場できめ細かな地域学習情報が入手できるところが公民館です。このことを念頭に置き、管内の各社会教育施設間の情報の相互提供を進め、公民館を中心にした学習情報、学習相談ネットワークを今後積極的に確立する必要があります。

また、広く他市町村等の学習情報を人々に提供するため、学習情報システムの整備が急がれます。

ウ 地域のコミュニティセンターとして

豊かで活力ある地域社会を実現するためには、地域の人々が交流を深め、自発的に地域の諸活動に取り組んでいくことが大切です。このようなコミュニティ活動を活性化していくため、住民の身近な学習の場としての公民館には、今後ますます人々の社会参加活動や交流活動を促進援助していく機能が求められます。また、これらの活動の指導者を養成・確保して地域の人々の交流の輪をひろげていくことが新たな学習活動を育てていくものとなります。

このように、これからの公民館には、地域の人々の連帯意識を育むコミュニティづくり、地域づくりの拠点としての役割が期待されています。

(3) 図書館

人々が要求する学習情報は多様化、高度化、専門化していく傾向にあります。その中において、図書館は人々の生涯学習を支援する学習拠点、情報拠点として重要な役割を担っており、専門施設である図書館への期待は一段と高まっています。図書館の整備充実はこれからの生涯学習を進めていく上で極めて重要です。

ア 市町村立図書館の充実のための指導援助

近年、人々の図書館へのニーズが高まり、市町村立図書館の新設が相次いでいますが、未設置市町村も数多くあり、今後の生涯学習社会における図書館の役割を重視し、平成4年5月に国の図書館専門委員会がとりまとめた「公立図書館の設置及び運営に関する基準

について（報告）」の要件を満たすよう図書館の整備充実に努めていく必要があります。このため、県は市町村立図書館の設置促進と図書館活動の振興を図るための指導・援助に努めることが大切です。

イ 県立図書館の整備充実

本県の基幹図書館としての県立図書館は、平成5年11月に福岡県図書館協議会から「福岡県立図書館の整備充実について」の建議を受け、これに沿って整備充実を図っていく必要があります。

特に、人々が要求する学習情報は多様化、専門化の傾向にあり、これに応えていく図書資料の整備充実は図書館の生命といえます。このため、図書資料の計画的整備方策を早急に検討し、その充実を図っていく必要があります。また、平成8年度稼働をめざして現在、自館のOA化及び図書館情報ネットワークシステムの導入を準備中ですが、早急に市町村立図書館との情報ネットワークの構築を図る必要があります。

また、本年4月に開所した旧議員会館の県立図書館としての活用については、拡充されたスペースを、従来になかった県立図書館の機能充実とともに、新たな時代の要請に応える機能が整備されたことであり、今後とも、人々に親しまれ活用される新しい県立図書館になるようその充実を図っていく必要があります。

(4) 博物館等

生涯学習の高まりとともに、博物館や博物館相当施設、資料館等（以下「博物館等」という。）の利用者が増加してきています。このことは、新しい地域文化を創造したり、人々の歴史や科学への興味関心を深めていくという博物館等の役割が見直されてきた結果だとも言えます。

全国的に新しい博物館等の建設が進んでいますが、本県は、博物館登録施設は県立美術館1館、博物館相当施設は九州歴史資料館と県立糸島高等学校郷土博物館の2館で、その他も九州歴史資料館分館が3館と県立青少年科学館1館という現状です。

そのため、九州国立博物館の早期誘致と県立の国立博物館関連施設整備に対する積極的な取り組みが必要です。

なお、既存の博物館等については、次のような取り組みが期待されます。

ア 開かれた生涯学習施設として

博物館等は、人々の興味関心に基づき展示資料を通して自己学習を行うことができる場です。このため、青少年から高齢者まで、その発達段階に応じて学習活動を行うことができるよう、開かれた生涯学習施設として、展示方法や学習資料提供等それぞれの施設の特徴を生かした運営の創意工夫が望まれます。

このため県は、博物館等の機能を生かした多様な学習プログラムの開発や教育普及活動を積極的に進めるとともに、市町村立博物館等と十分な連携を図り、単独さらに共催による巡回企画展等を積極的に実施し、人々の期待に応えられる生涯学習施設として機能する

よう努めていくべきです。

イ 青少年の体験学習施設として

これからの博物館等は、単に見るだけの展示から実際に触れたりする体験型の展示が求められるようになってきています。学校教育との連携の強化を図り、博物館等での学習を年間カリキュラムに組み入れるなど、学校教育の一環として活用していくとともに、青少年の学校外活動においても、博物館等における体験学習を通して豊かな創造性を育み、郷土の先人が残したのや優れた芸術にふれる機会を多くつくっていくことが大切です。

そのため、今後、人々の要求に応えられる博物館展示資料や研究資料等を積極的に収集し、その資料を必要に応じて市町村立博物館等へ貸出す等の支援を行う必要があります。

(5) 青少年教育施設

今日、子どもたちの体験活動不足等により、その成長・発達に多くの問題が生じてきていることが指摘され、体験重視の教育や青少年の学校外活動の充実が求められています。こうした中で青少年教育施設の果たす役割は大なるものがあり、今後、青少年教育施設には、青少年が様々な体験活動を通してその健全な成長・発達が遂げられるよう一層の整備充実が望まれています。

ア ニーズにあった施設整備の充実

県立の青少年教育施設には建築後相当年数を経たものもあること、また、これからは、身体にハンディキャップのある青少年の活動への配慮や小グループの利用者が快適に生活や活動ができるように、既存の施設を改善していくことが望まれることから、今後、既存施設の機能の見直しを含めその整備のあり方について検討していく必要があります。

イ 多様な活動の支援

県立の青少年教育施設は、多様化・個性化している子どもたちの学習や活動要求に応え、また、現在の青少年の各種体験不足から提起されている新たな課題に視点をあて、それを支援する職員の専門性の向上や先導的事業の開発を進めていくことが必要です。

ウ 施設の効果的利用と学校との連携の促進

一般に、青少年教育施設は、平日は学校利用、土曜・日曜日、休業日は青少年団体等の利用が定着してきているものの、冬期には利用者が減少する傾向にあります。

このため、今後は、それぞれの施設の特徴を生かした新しいプログラムの開発を図ることはもとより、学校との連携を深め、施設の効果的な学校利用の促進を図っていく観点から、施設での活動を学校の教科時数に組み入れることのできる方策等について検討していく必要があります。

《 参 考 》

審 議 経 過

年度	形態等	開催期日	主な審議内容等
5	全体会	平成5年8月17日(火)	○平成5年度の会議の進め方について ※「生涯学習時代における社会教育の振興方策(仮題)」について建議することを決議
		平成5年9月28日(火)	○建議内容の全体構想について ・社会教育の今日的意義 ・社会教育施設の整備・充実 ・社会教育事業の充実 ・青少年の学校外活動の充実 ・社会教育指導者の充実
		平成5年11月30日(火)	○社会教育施設の整備・充実について
		平成6年1月26日(水)	○社会教育事業の充実について ○青少年の学校外活動の充実について
		平成6年3月11日(金)	○社会教育指導者の充実について
6	全体会	平成6年8月3日(水)	○建議骨子についての検討 ○テーマの決定 「豊かな生涯学習社会を築く」社会教育の振興方策について ○小委員会の設置について
	第1回小委員会	平成6年9月5日(月)	○建議の内容検討(1)
	第2回小委員会	平成6年10月24日(月)	○建議の内容検討(2)
	全体会	平成6年11月24日(木)	○小委員会から建議案を提示 ○建議案の審議(I)
	第3回小委員会	平成7年1月18日(水)	○建議の内容検討(3)
	第4回小委員会	平成7年3月27日(月)	○建議の内容検討(4)
	全体会	平成7年3月27日(月)	○小委員会から建議案を提示 ○建議の審議(II)
7	第5回小委員会	平成7年5月30日(火)	○建議の内容検討(5) ※建議最終案作成
	全体会	平成7年7月3日(月)	建 議

《 参 考 》

福岡県社会教育委員名簿

平成7年7月3日現在

区分	氏 名	所 属 及 び 職 名	備 考
学 校 長	小 西 高 昭	福岡県立福岡高等学校長	
	杉 延 孝	福岡市立多々良中学校長	
	○吉 田 陽 子	前福岡市立東箱崎小学校長	
社 会 団 体 教 育 代 表 者	○秋 田 幸 子	福岡県郡市婦人会連絡協議会長	
	○酒 井 矢 吉	前福岡県PTA連合会長	
	野 口 嘉 代	福岡県体育協会専務理事	
	原 宗 一	福岡県子ども会連合会長	
	丸 山 康 夫	前福岡県青年団協議会長	
学 識 経 験 者	秋 枝 蕭 子	福岡女子大学名誉教授	
	○厚 地 正 寛	迅務株式会社総務本部長	
	岩 井 龍 也	九州大学名誉教授	議 長
	大 谷 善 博	福岡大学教授	
	小 山 紘	西日本新聞社社長室秘書部長	
	川 原 黎 治	前純真女子短期大学教授	
	高 原 洋	福岡県町村教育委員会連絡協議会教育長会長	
	立 林 順 吾	NHK文化センター福岡支社長	
	田 辺 幸 子	福岡県地域福祉振興基金理事	
	○戸 田 武 彦	福岡県同和教育研究協議会長	
	中 村 政 子	小郡市花いっぱい運動花と緑の会副会長	
	○南 里 悦 史	九州大学教授	
	◎三 浦 清一郎	学校法人福原学園専務理事	副 議 長
	森 弘 子	財団法人古都大宰府保存協会事務局長	
	森 山 英 明	福岡県企画振興部青少年対策課長	
	鍵 水 速 太	福岡県公民館連合会長	
横 山 正 幸	福岡教育大学教授		

注) 氏名欄 ◎…小委員会委員長、○…小委員会委員

福岡県公民館大会年表

大会	日時	開催地	大会主題	全体討議テーマ
第1回	昭和28年1月	県社会教育会館		
第2回	昭和29年4月	八幡市		
第3回	昭和29年11月 19日～20日	筑紫郡二日市町 中央公民館	社教法5周年、青振法1周年を記念し公民館・青年学級の重要な諸問題を研究討議し、具体策を探り、既に展開している生活自立運動の促進を期す。	公民館の振興はいかにあるべきかー社会教育の反省と将来
第4回	昭和30年11月 21日～22日	大牟田市中央公民館	戦後10年間の公民活動を反省し、困難な諸問題について徹底的な研究協議を行い、具体的振興策を樹立すると共に生活自立運動の推進を期す。	赤字財政下の公民館をいかに振興するか。
第5回	昭和31年10月 25日	飯塚市中央公民館	公民館を社会教育機関として整備強化し、勤労青少年教育の振興事業の効率化・総合化・大衆化をはかり、新生活運動の促進を期す。	公民館の現状はこのままでよいか。
第6回	昭和32年10月 19日	豊前市八屋中学校	地方財政の窮迫や町村合併のなかで、公民館の組織運営を強化し、特に分館施設の整備と活動の活発化をはかる。	新生活運動の反省と今後の推進方策について
第7回	昭和34年11月 21日～22日	福岡市中央公民館	社教法施行10周年を記念し、公民館10年の歩みを顧み新しい時代に即応する公民館のあり方と振興方策の研究	公民館10年の歩みとこれからの公民館
第8回	昭和35年10月 3日～4日	大川市市民会館	公民館運営の科学化・技術化を促進し、地域の社会教育センターにふさわしいものとするために設置基準に即して、当面する問題の研究	地域の社会教育センターとして公民館の整備を計画的に推進するためにはどうしたらよいか。
第9回	昭和36年6月 3日～4日	直方市公会堂	地域社会の文化センターとして住民の実生活に即する社会教育の総合的推進に寄与する公民館活動と経営のあり方を求めて。	地域の社会教育を総合的に推進するにはどうしたらよいか。
第10回	昭和37年5月 13日～14日	行橋市行橋小学校	楽しく学び、豊かな暮らしと文化をつくるために公民館はどうしたらよいか。	青少年が楽しく学び健やかに成長するために公民館はどうしたらよいか。
第11回	昭和38年5月 25日～26日	北九州市戸畑区 文化ホール	住みよい地域社会に豊かな生活文化をつくらう	新しい地域社会の建設と生活文化の向上発展に資するためには公民館はいかにあるべきか。
第12回	昭和39年5月 31日～6月1日	福岡市市民会館	ひとりひとりの生活をよくし、豊かな市民性を育てるために公民館はどうしたらよいか。	公民館への期待ーとくに市民性の向上を中心としてー
第13回	昭和40年5月 23日～24日	筑後市市民会館	変貌する社会における住民の社会教育活動を振興するための公民館の役割	地域住民の生活文化を高めるために果すべき公民館の役割は何か。
第14回	昭和41年5月 24日～25日	田川市体育館	住民の創造的・生活の確立をめざす自主的な学習活動を育てよう。	住民の創造的・生活の確立のために (分科会テーマ)

大会	日 時	開 催 地	大 会 主 題		全体討議テーマ
第15回	昭和42年 5月 14日～15日	豊前市市民会館	今日の生活をみつめ、明日の生活を築くための公民館の役割とそのための施設設備の充実と配置のあり方		地方自治と住民の学習 (記念講演)
第16回	昭和43年 5月 28日～29日	北九州市八幡市 民 会 館	公民館の近代化と新しい活動の課題を求めて		社会生活の都市化と公民館の課題 (記念講演)
第17回	昭和44年 5月 31日～6月1日	太宰府町九州学園 福岡女子短大	急激な社会構造の変化に対処し得る人間づくりと新しい地域形成のための住民の教育機関としての公民館の新しいあり方と役割		これからの新しい公民館のあり方と役割 (記念講演)
第18回	昭和45年 5月 26日～27日	久留米市市民会館	未来をひらくための学習と公民館のあり方を考えよう		公民館の理想と現実
第19回	昭和46年 5月 25日～26日	飯塚市文化 セ ン タ ー	住民の学習にこたえられるための公民館の施設設備を充実し、職員体制を整備し、市民社会を育てるための教育をすすめよう		岐路にたつ70年代の選択 (記念講演)
第20回	昭和47年 7月 6日～7日	行橋市市民会館	住民の日常的学習要求に応じる公民館体制の確立と今日的役割を考え、また新しい地域社会(コミュニティ)形成のための公民館活動のあり方を考える		明日を創る公民館の新路線 (記念講演)
第21回	昭和48年 5月 30日	福岡市立少年文化 会 館 ホ ー ル	生活に根ざす公民館活動の創造と前進		生活に根ざす住民の教育 要求にこたえるための公民館の役割 (シンポジウム)
第22回	昭和49年 6月 6日	(八女市) 市 町 村 会 館	魅力ある公民館の創造と前進	実践発表 対面討議 全体討議	住民にとって公民館とは何か
第23回	昭和50年 6月 1日	直方市民会館	豊かな地域づくりをめざす公民館の役割	シンポジウム 講 演	コミュニティの形成と公民館 これからの公民館経営
第24回	昭和51年 6月 3日	豊前市民会館	住民の生活を高めるための公民館事業のあり方を考えよう	パネル討議 講 演	住民の求めに応ずる公民館事業のあり方 住民の生活を高めるための公民館事業
第25回	昭和52年 9月 22日	北九州市小倉南 市民センター	住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える	分科会(9) 講 演	これからの社会教育
第26回	昭和53年 7月 5日	太宰府勤労者 体育センター	地域住民の学習要求に応えるための具体的な公民館のあり方を考える	分科会(8) 講 演	地域と社会教育
第27回	昭和54年 7月 3日	大川市文化 セ ン タ ー	多様化する地域住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える	分科会(8) 講 演	地域が育てる児童文化
第28回	昭和55年 6月 12日	中間体育文化 セ ン タ ー	地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について	パネル討議 講 演	地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について

大会	日時	開催地	大会主題	全体討議テーマ
第29回	昭和56年6月30日	行橋市民会館	公民館が果たすべき今日的意義と役割を考える	講演シンポジウム(3) 青少年をとりまく諸問題に対処する社会教育
第30回	昭和57年6月9日	北九州市小倉市民会館	住民が主体となる公民館の在り方を考える	講演分科会(8) 住民が主体となる公民館の在り方を考える
第31回	昭和58年8月9日	福岡県立福岡勤労青少年文化センター	「住民の実際生活に即した公民館の役割と機能を考える」-今、公民館は地域住民とともに何をしなければならぬか-	講演分科会(9) 「現代の青少年問題を考える」-思いやりのある社会づくりのために-
第32回	昭和59年6月22日	甘木文化会館	生涯教育の視点に立った公民館経営の在り方を考える	講演パネル討議(3) 分科会(2) ニューメディア時代を考える
第33回	昭和60年6月13日	飯塚文化センター	生涯教育推進の拠点になる公民館のあり方を考える	講演分科会(8) 生涯教育の推進と公民館の役割
第34回	昭和61年5月30日	豊前市体育館	生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える	講演分科会(7) 生涯学習と放送
第35回	昭和62年8月6日	北九州市立小倉市民会館	生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える	講演分科会(7) 「豊かな心を育てる地域社会の役割」
第36回	昭和63年7月27日	福岡県立福岡勤労青少年文化センター	生涯学習社会の形成をめざす公民館のあり方を考える	講演分科会(7) 「生涯学習社会における公民館の役割」
第37回	平成2年11月21日	筑紫野市文化会館	生涯学習社会をめざす公民館のあり方を考える	講演シンポジウム(1) 分科会(4) 生涯学習社会における公民館の役割
第38回	平成3年7月31日	直方市民会館	生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方	講演分科会(5) 地域に根ざした公民館活性化の提言
第39回	平成4年7月30日	久留米市石橋文化センター	生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方	講演分科会(5) 学校週5日制……公民館はどうする!!
第40回	平成5年9月17日	大牟田市大牟田文化会館	生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方	講演分科会(5) ボランティアリズムの心
第41回	平成6年7月29日	田川市田川文化センター	住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方	講演分科会(5) 生涯学習社会における公民館の役割

県内公立公民館一覽

北九州市

名称の()は分館

職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	門司中央公民館	〒801 門司区栄町3-7	(093) 332-0887	S56・4・2	2,200㎡	10人
2	小倉北中央公民館	〒803 小倉北区大門1丁目6-43	571-2712	S54・11・1	1,970	14
3	小倉南中央公民館	〒802 小倉南区若園5丁目1-5	941-4220	S51・4・29	2,859	10
4	若松中央公民館	〒808 若松区本町3丁目13-1	751-8683	S60・7・1	1,542	10
5	八幡東中央公民館	〒805 八幡東区平野1丁目1-1	671-6561	H5・7・30	1,967	12
6	八幡西中央公民館	〒806 八幡西区相生町19-1	641-7700	S51・5・2	2,652	12
7	戸畑中央公民館	〒804 戸畑区中本町7-20	882-4281	S62・2・5	905	14
1	老松公民館	〒801 門司区老松町3-1	(093) 332-0889	S56・4・23	671	3
2	風師公民館	〒801 " 風師3丁目9-20	331-5735	S60・4・17	708	4
3	大里西部公民館	〒800 " 稲積1丁目3-1	381-4927	S44・4・1	670	3
4	大里中部公民館	〒800 " 高田1丁目20-1	381-2328	S48・5・12	704	4
5	大里東部公民館	〒800 " 下二十町1-12	371-4419	S48・5・13	693	3
6	東郷公民館	〒801 " 大字黒川384	341-1126	H2・1・11	705	4
7	早鞆公民館	〒801 " 新開6-11	331-2025	S63・11・8	715	4
8	松ヶ江公民館	〒800-01 " 恒見町21-1	481-0290	S41・4・23	719	3
9	足立公民館	〒802 小倉北区熊本1丁目12-1	941-2763	S58・4・23	733	4
10	板櫃公民館	〒803 " 井堀2丁目7-4	591-8750	S51・10・1	770	4
11	霧丘公民館	〒802 " 黒原2丁目30-30	922-7365	S52・12・3	705	4
12	小倉東公民館	〒802 " 堺町2丁目4-24	551-1201	S46・4・1	678	4
13	篠崎公民館	〒803 " 真鶴1丁目5-15	571-3281	S55・4・20	684	4
14	白銀公民館	〒802 " 白銀1丁目5-8	921-2606	S53・3・3	705	4
15	富野公民館	〒802 " 上富野5丁目6-21	522-5233	S53・5・6	703	4
16	日明公民館	〒803 " 日明4丁目3-7	571-3704	S42・4・1	540	4
17	南小倉公民館	〒803 " 熊谷1丁目26-15	582-7328	S60・11・27	960	2
18	企救公民館	〒802 小倉南区北方2丁目16-7	951-0133	S43・3・31	645	4
19	広徳公民館	〒803 " 大字徳力191-9	963-0158	S63・11・18	706	4
20	志徳公民館	〒803 " 徳力4丁目17-5	963-3101	S53・12・2	709	4
21	城野公民館	〒802 " 富士見3丁目1-3	951-0231	S52・4・1	1,327	4
22	曾根公民館	〒800-02 " 下曾根4丁目23-38	471-7710	S48・8・21	731	4
23	沼公民館	〒800-02 " 沼緑町1丁目11-19	473-2021	S52・9・1	706	4
24	東谷公民館	〒803-01 " 大字木下704-1	451-0217	S58・11・21	724	4

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
25	南 曾 根 公 民 館	〒800-02 小倉南区朽網3丁目6-39	471-8566	S 56・9・30	710㎡	4人
26	守 恒 公 民 館	〒803 “ 守恒2丁目8-36	936-1446	H 5・10・21	709	4
27	湯 川 公 民 館	〒800-02 “ 湯川1丁目8-33	941-1751	S 55・10・16	710	4
28	横 代 公 民 館	〒802 “ 横代東町4丁目13-1	962-1731	S 52・9・2	785	4
29	吉 田 公 民 館	〒800-02 “ 中吉田6丁目27-5	471-4603	S 61・10・3	711	4
30	両 谷 公 民 館	〒803-02 “ 徳吉南1丁目6-10	451-1138	S 50・5・10	706	4
31	島 郷 公 民 館	〒808-01 若松区鴨生田2丁目1-1	791-0483	S 45・4・20	657	4
32	高 須 公 民 館	〒808-01 “ 高須北1丁目1-2	741-5707	H 3・4・25	720	4
33	枝 光 公 民 館	〒805 八幡東区日の出1丁目5-11	661-1034	S 51・12・1	715	4
34	枝 光 北 公 民 館	〒805 “ 大字枝光1763番地の10	661-2437	H 6・4・22	709	4
35	大 蔵 公 民 館	〒805 “ 大蔵2丁目4-13	652-3817	S 48・2・11	677	4
36	尾 倉 公 民 館	〒805 “ 尾倉1丁目15-2	661-0516	S 52・12・3	706	4
37	高 見 公 民 館	〒805 “ 荒生田2丁目3-10	651-2101	S 49・11・1	733	4
38	槻 田 公 民 館	〒805 “ 宮の町2丁目2-10	651-3816	S 49・11・1	648	4
39	前 田 公 民 館	〒805 “ 桃園4丁目1-1	661-1584	S 51・9・3	704	4
40	八 幡 大 谷 公 民 館	〒805 “ 中央2丁目1-1	661-1092	S 48・10・1	625	4
41	浅 川 公 民 館	〒807 八幡西区浅川学園台2丁目23-102	692-9469	H 4・7・10	700	4
42	穴 生 公 民 館	〒806 “ 鷹の巣3丁目3-1	641-6026	H 5・9・11	719	4
43	永 犬 丸 公 民 館	〒807 “ 大字永犬丸1932-1	603-1055	S 53・10・1	725	4
44	沖 田 公 民 館	〒807 “ 三ヶ森4丁目6-1	612-3881	S 46・4・5	670	4
45	折 尾 公 民 館	〒807 “ 光明2丁目2-50	601-8991	S 57・4・16	707	4
46	香 月 公 民 館	〒807-11 “ 香月中央1丁目7-1	617-0203	H 2・6・25	976	4
47	熊 西 公 民 館	〒806 “ 山寺町6-30	641-3407	S 48・4・5	619	4
48	黒 崎 公 民 館	〒806 “ 藤田4丁目1-1	641-4106	S 50・9・1	1,132	4
49	上 津 役 公 民 館	〒806 “ 上の原2丁目2-16	612-3568	S 59・6・28	717	4
50	木 屋 瀬 公 民 館	〒807-12 “ 大字野面770	617-1127	S 57・11・26	704	4
51	陣 山 公 民 館	〒805 八幡東区桃園3丁目1-1	661-1657	S 61・4・12	710	4
52	千 代 公 民 館	〒807 八幡西区千代2丁目27-1	611-6405	H 6・4・20	710	4
53	則 松 公 民 館	〒807 “ 則松2丁目9-1	602-2010	S 55・4・1	705	4
54	引 野 公 民 館	〒806 “ 別所町9-1	641-2906	S 42・7・28	569	4
55	八 児 公 民 館	〒806 “ 町上津役東1丁目17-1	613-2555	S 55・4・24	710	4
56	浅 生 公 民 館	〒804 戸畑区浅生2丁目13-7	881-5688	S 49・11・11	844	3

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
57	一 枝 公 民 館	〒804 戸畑区一枝1丁目8-1	881-1029	S 56・4・10	505㎡	3人
58	鞆ヶ谷公民館	〒804 “ 西鞆ヶ谷町3-17	881-1039	S 55・10・24	520	3
59	沢見公民館	〒804 “ 小芝2丁目1-4	881-5689	S 35・5・13	476	3
60	三六公民館	〒804 “ 小芝3丁目12-2	881-0958	S 47・12・6	519	3
61	天籟寺公民館	〒804 “ 夜宮2丁目4-15	881-1028	H 3・4・18	520	3
62	戸畑大谷公民館	〒804 “ 東大谷2丁目12-33	881-0067	S 31・6・6	334	3
63	戸畑大谷西公民館	〒804 “ 菅原2丁目12-12	881-3148	S 40・4・5	294	3
64	中原公民館	〒804 “ 中原東2丁目2-35	881-1038	S 56・4・16	519	3
65	西戸畑公民館	〒804 “ 南鳥旗町3-17	881-2330	S 50・8・1	502	3
66	東戸畑公民館	〒804 “ 千防3丁目1-12	881-1019	S 52・4・21	514	3
67	牧山公民館	〒804 “ 牧山4丁目1-22	881-1041	S 58・4・20	410	3
68	牧山東公民館	〒804 “ 新川町3-25	881-3177	H 4・8・5	524	3

福岡市

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	東市民センター	〒813 東区香住丘1丁目12-1	(092) 661-1831	S 52・7・16	3,036㎡	13人
2	博多市民センター	〒812 博多区山王1丁目13-10	472-5991	S 58・8・26	4,725	15
3	中央市民センター	〒810 中央区赤坂2丁目5-8	714-5521	S 55・3・23	3,854	11
4	南市民センター	〒815 南区塩原2丁目8-2	561-2981	S 53・7・22	5,193	12
5	城南市民センター	〒814-10 城南区片江5丁目3-25	862-2141	S 59・8・1	4,043	11
6	早良市民センター	〒814 早良区百道2丁目2-1	831-2321	S 57・2・14	4,034	15
7	西市民センター	〒814 西区姪浜町957-1	891-7021	S 63・3・1	5,208	13
1	大名公民館	〒810 中央区大名2丁目6-53	751-4212	S 29・4・1	519	2
2	当仁公民館	〒810 " 唐人町3丁目1-11	751-6824	S 28・4・1	280	2
3	冷泉公民館	〒812 博多区上川端町6-1	281-2245	S 29・4・1	288	2
4	奈良屋根公民館	〒812 " 奈良屋町1-6	271-4461	S 29・4・1	288	2
5	御供所公民館	〒812 " 御供所町6-6	281-5512	S 29・4・1	261	2
6	大浜公民館	〒812 " 大博町7-16	281-0343	S 28・4・1	307	2
7	簀子公民館	〒810 中央区大手門3丁目10-7	711-2268	S 29・4・1	282	2
8	警固公民館	〒810 " 警固1丁目11-2	731-4655	S 29・4・1	281	2
9	西新公民館	〒814 早良区西新2丁目10-10	851-9925	S 28・4・1	375	2
10	春吉公民館	〒810 中央区春吉1丁目17-13	761-2528	S 29・4・1	288	2
11	住吉公民館	〒812 博多区住吉5丁目6-1	441-6955	S 29・4・1	262	2
12	草ヶ江公民館	〒810 中央区六本松1丁目11-1	741-7998	S 28・4・1	497	2
13	堅粕東光公民館	〒812 博多区東光2丁目15-2	411-7792	S 28・1・1	521	3
14	馬出公民館	〒812 東区馬出1丁目12-33	651-0605	S 28・4・1	280	2
15	千代公民館	〒812 博多区千代1丁目20-11	651-0066	S 28・4・1	281	2
16	原公民館	〒814 早良区原2丁目5-2	821-6414	S 27・1・1	282	2
17	長尾公民館	〒814-01 城南区長尾1丁目3-14	871-5619	S 27・1・1	281	2
18	吉塚公民館	〒812 博多区吉塚2丁目21-15	611-6320	S 28・4・1	279	2
19	東住吉公民館	〒812 " 博多駅前4丁目11-12	431-1271	S 27・1・1	281	2
20	筥松公民館	〒812 東区箱崎1丁目27-17	651-2608	S 28・1・1	525	3
21	平尾公民館	〒810 中央区平尾3丁目29-23	531-6885	S 29・4・1	281	2
22	高宮公民館	〒810 " 大宮2丁目2-11	531-0029	S 29・4・1	332	2
23	姪浜公民館	〒819 西区姪浜2丁目10-6	881-0384	S 28・1・1	282	2
24	席田公民館	〒812 博多区空港前3丁目19-32	611-0315	S 27・1・1	460	2

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
25	三宅公民館	〒815 南区三宅2丁目25-42	541-1088	S27・1・1	293㎡	2人
26	花畑公民館	〒815 “ 花畑3丁目35-6	566-9061	S27・1・1	332	2
27	月隅公民館	〒816 博多区大字上月隅847-3	503-4106	S28・1・1	458	2
28	箱崎公民館	〒812 東区箱崎1丁目27-17	651-7708	S27・1・1	宮松共用	2
29	壱岐公民館	〒819 西区拾六町3丁目21-2	881-1093	S27・1・1	332	2
30	能古公民館	〒819 “ 能古657-9	881-0873	S28・4・1	282	2
31	玄洋公民館	〒819-01 “ 今宿町1146	806-0242	S27・1・1	332	2
32	今津公民館	〒819-01 “ 今津734-1	806-2021	S27・1・1	333	2
33	玉川公民館	〒815 南区向野1丁目3-23	541-3212	S28・1・1	325	2
34	高取公民館	〒814 早良区高取1丁目10-1	851-9705	S28・4・1	331	2
35	烏飼公民館	〒814-01 城南区烏飼4丁目13-1	821-5227	S28・4・1	417	2
36	西高宮公民館	〒815 南区高宮1丁目10-16	531-4767	S29・4・1	281	2
37	赤坂公民館	〒810 中央区赤坂2丁目5-14	751-4691	S29・9・1	331	2
38	日佐公民館	〒816 南区横手3丁目43-1	591-5542	S29・10・1	282	2
39	田隈公民館	〒814-01 早良区野芥2丁目8-1	863-7151	S29・10・1	287	2
40	香椎公民館	〒813 東区香椎駅前2丁目13-4	661-3258	S30・2・1	332	2
41	多々良公民館	〒813 “ 多々良1丁目56-2	691-3767	S30・2・1	332	2
42	名島公民館	〒813 “ 名島2丁目43-73	681-0155	S31・4・1	349	2
43	那珂公民館	〒816 博多区那珂3丁目8-9	471-9329	S35・4・1	293	2
44	板付公民館	〒816 “ 麦野1丁目29-12	581-1117	S30・4・5	330	2
45	那珂南公民館	〒816 “ 寿町3丁目3-5	571-4319	S35・4・1	332	2
46	大楠公民館	〒815 南区大楠1丁目22-13	521-7044	S33・4・1	276	2
47	金武公民館	〒819 西区大字金武2136-1	812-1967	S35・8・27	487	2
48	和白公民館	〒811-02 東区和白3丁目28-31	606-3001	S35・8・27	480	2
49	周船寺公民館	〒819-03 西区周船寺3丁目3-1	806-1371	S36・4・1	292	2
50	元岡公民館	〒819-03 “ 太郎丸1丁目4-15	806-5132	S36・4・1	331	2
51	北崎公民館	〒819-02 “ 大字宮の浦1978-1	809-1733	S36・4・1	306	2
52	春住公民館	〒812 博多区博多駅南3丁目11-30	441-6269	S37・3・29	281	2
53	香住丘公民館	〒813 東区香住ヶ丘1丁目27-1	681-4704	S37・4・1	331	2
54	若久公民館	〒815 南区若久1丁目21-24	541-4200	S37・4・1	278	2
55	笹丘公民館	〒810 中央区笹丘1丁目13-41	761-7375	S37・4・1	281	2
56	室見公民館	〒814 早良区室見5丁目9-23	843-9577	S38・5・1	607	2

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
57	舞 鶴 公 民 館	〒810 中央区舞鶴2丁目6-6	771-3541	S 39・1・15	332㎡	2人
58	宮 竹 公 民 館	〒816 南区五十川1丁目14-15	431-3278	S 39・7・15	265	2
59	別 府 公 民 館	〒814-01 城南区別府1丁目15-19	821-7489	S 39・7・15	271	2
60	南 当 仁 公 民 館	〒810 中央区今川2丁目11-15	741-9053	S 40・4・12	332	2
61	千 早 公 民 館	〒813 東区千早3丁目3-6	661-3240	S 40・7・12	337	2
62	百 道 公 民 館	〒814 早良区百道2丁目7-11	831-2401	S 41・5・1	332	3
63	小 笹 公 民 館	〒810 中央区平和5丁目13-75	531-9428	S 42・5・4	496	2
64	七 隈 公 民 館	〒814-01 城南区七隈4丁目26-33	871-6905	S 44・4・1	331	2
65	長 住 公 民 館	〒815 南区西長住2丁目4-3	551-4189	S 44・4・1	491	2
66	老 司 公 民 館	〒815 “ 老司3丁目1-8	565-1700	S 45・4・1	332	2
67	志 賀 公 民 館	〒811-03 東区大字志賀島736-60	603-6706	S 46・4・5	343	2
68	西 戸 崎 公 民 館	〒801-03 “ 西戸崎5丁目1-1	603-0201	S 46・4・5	486	2
69	西 花 畑 公 民 館	〒815 南区皿山1丁目11-11	511-4377	S 48・6・25	268	2
70	原 西 公 民 館	〒814 早良区原5丁目12-16	851-7683	S 48・6・1	276	2
71	東 吉 塚 公 民 館	〒812 博多区吉塚6丁目6-10	611-2001	S 49・4・1	330	2
72	玄 界 公 民 館	〒819-02 西区大字玄界島21-3	809-1243	S 49・4・1	195	2
73	筑 紫 丘 公 民 館	〒815 南区筑紫丘2丁目22-15	512-6477	S 49・10・15	288	2
74	早 良 公 民 館	〒811-11 早良区大字東入部579	804-2420	S 50・3・1	1,064	3
75	長 丘 公 民 館	〒815 南区長丘2丁目22-23	511-0456	S 50・4・1	294	2
76	堤 公 民 館	〒814-01 城南区樋井川7丁目21-1	863-5533	S 50・4・1	276	2
77	下 山 門 公 民 館	〒819 西区下山門4丁目14-38	881-8383	S 50・4・1	281	2
78	若 宮 公 民 館	〒813 東区若宮3丁目27-1	662-5454	S 51・4・1	277	2
79	弥 永 公 民 館	〒816 南区弥永団地30-2	582-4645	S 51・4・1	276	2
80	美 和 公 民 館	〒811-02 東区美和台1丁目3-12	607-0294	S 52・4・1	277	2
81	城 浜 公 民 館	〒813 東区城浜団地32-2	671-6181	S 52・4・2	270	2
82	東 花 畑 公 民 館	〒815 南区屋形原2丁目8-3	511-6655	S 52・4・1	278	2
83	和 白 東 公 民 館	〒811-02 東区高美台2丁目3-10	607-2442	S 53・4・1	276	2
84	原 北 公 民 館	〒814 早良区南庄4丁目4-11	831-7556	S 53・4・1	272	2
85	八 田 公 民 館	〒813 東区八田2丁目16-20	681-5371	S 53・12・1	280	2
86	飯 倉 公 民 館	〒814-01 早良区飯倉7丁目29-27	846-0818	S 54・1・4	280	2
87	板 付 北 公 民 館	〒816 博多区板付2丁目2-20	574-0651	S 54・2・1	281	2
88	東 月 隈 公 民 館	〒816 “ 東月隈1丁目23-11	504-1360	S 54・4・1	289	2

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
89	美野島公民館	〒816 博多区美野島2丁目6-11	474-0070	S54・4・1	283㎡	2人
90	城南公民館	〒814-01 城南区茶山6丁目21-5	843-9418	S54・9・1	290	2
91	内浜公民館	〒819 西区小戸4丁目11-32	882-1371	S54・9・1	278	2
92	賀茂公民館	〒814-01 早良区賀茂1丁目33-7	863-7741	S55・4・1	281	2
93	有田公民館	〒814-01 “ 次郎丸2丁目21-31	861-7679	S55・4・1	280	2
94	壱岐南公民館	〒819 西区野方2丁目6-1	812-0686	S55・4・1	281	2
95	片江公民館	〒814-01 城南区片江5丁目35-20	871-1219	S55・8・11	281	2
96	金山公民館	〒814-01 “ 友丘6丁目9-36	801-2830	S55・10・1	281	2
97	舞松原公民館	〒813 東区水谷1丁目8-30	672-2199	S56・4・1	281	2
98	福浜公民館	〒810 中央区福浜2丁目1-3	761-8060	S56・4・1	285	2
99	南片江公民館	〒814-01 城南区南片江1丁目25-35	862-2453	S56・4・1	281	2
100	野芥公民館	〒814-01 早良区野芥7丁目23-20	862-3119	S56・4・1	281	2
101	西陵公民館	〒819 西区上山門3丁目5-1	891-6342	S56・5・11	281	2
102	香椎東公民館	〒813 東区香椎台1丁目3-7	672-7098	S57・4・1	282	2
103	弥永西公民館	〒816 南区弥永2丁目14-1	582-9620	S57・4・1	282	2
104	東若久公民館	〒815 “ 若久6丁目30-12	541-9548	S57・4・1	324	2
105	大原公民館	〒814 早良区原4丁目11-12	822-0428	S57・4・1	282	2
106	四箇田公民館	〒811-11 “ 大字四箇520-5	811-2180	S57・4・1	282	2
107	壱岐東公民館	〒819 西区橋本1丁目14-2	811-2185	S57・4・1	281	2
108	石丸公民館	〒819 “ 石丸2丁目37-1	881-4983	S57・9・1	281	2
109	鶴田公民館	〒815 南区鶴田3丁目7-2	566-2593	S58・4・1	292	2
110	田島公民館	〒814-01 城南区田島3丁目7-29	822-0307	S58・4・1	287	2
111	福重公民館	〒819 西区福重4丁目24-33	882-1839	S58・4・1	288	2
112	愛宕公民館	〒819 “ 愛宕4丁目11-11	891-7962	S58・11・1	280	2
113	三筑公民館	〒816 博多区三筑1丁目7-32	573-4664	S59・4・1	339	2
114	飯原公民館	〒814 早良区原7丁目3-21	864-4545	S59・4・1	290	2
115	奈多公民館	〒811-02 東区雁の巣1丁目6-8	607-4697	S60・4・1	282	2
116	青葉公民館	〒813 東区青葉3丁目10-8	691-9799	S60・4・1	282	2
117	野多目公民館	〒815 南区野多目2丁目18-31	565-4223	S60・4・1	282	2
118	堤丘公民館	〒814-01 城南区堤1丁目26-18	861-4821	S61・4・1	282	2
119	城原公民館	〒819 西区上山門1丁目27-2	891-7966	S61・4・1	283	2
120	高木公民館	〒816 南区高木3丁目11-7	585-1332	S61・12・1	293	2

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
121	有 住 公 民 館	〒814 早良区有田7丁目22-1	822-0352	S 61・12・1	295㎡	2人
122	香 椎 浜 公 民 館	〒813 東区香椎浜2丁目4-31	682-1697	S 62・4・1	332	1
123	大 池 公 民 館	〒815 南区寺塚2丁目9-11	511-4231	S 63・4・1	333	2
124	香 椎 下 原 公 民 館	〒813 東区下原1丁目4-2	682-6334	H元・4・1	331	2
125	弥 生 公 民 館	〒816 博多区那珂4丁目9-2	451-4534	H元・4・1	386	2
126	塩 原 公 民 館	〒815 南区塩原1丁目27-2	541-0547	H 2・4・1	332	2
127	田 村 公 民 館	〒814-01 早良区大字田835-7	862-7349	H 2・9・1	332	2
128	東 箱 崎 公 民 館	〒812 東区箱崎7丁目16-23	632-4127	H 3・4・1	393	2
129	千 早 西 公 民 館	〒813 東区香椎浜1丁目4-2	683-3933	H 4・4・1	303	3
130	柏 原 公 民 館	〒815 南区柏原5丁目20-10	565-8978	H 4・4・1	331	2
131	内 野 公 民 館	〒811-11 早良区内野8丁目1-5	806-8512	H 4・4・1	331	2
132	今 宿 公 民 館	〒819-01 西区今宿青木138-1	806-0242	H 4・4・1	332	2
133	飯 倉 中 央 公 民 館	〒814 早良区飯倉2丁目21-1	851-3565	H 4・9・1	331	2
134	小 田 部 公 民 館	〒814 " 小田部6丁目6-10	851-8846	H 5・4・1	332	2
135	西 長 住 公 民 館	〒815 南区西長住2丁目29-15	551-3515	H 5・9・1	331	2
136	入 部 公 民 館	〒811-11 早良区大字東入部字飛松329-18	803-1247	H 5・9・1	331	2
137	脇 山 公 民 館	〒811-11 " 大字脇山字野中2474-4	803-1815	H 6・9・14	497	2

大 牟 田 市

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大牟田中央公民館	〒836 原山町13-3	(0944) 53-1502	H 4・4・1	1,619㎡	5人
1	三川地区公民館	〒836 樋口町5-8	52-5957	S 45・4・1	495	2
2	勝立地区公民館	〒836 新勝立町4-1-1	51-0393	S 55・6・1	962	2
3	吉野地区公民館	〒837 大字白銀781-3	58-3479	S 63・7・1	1,031	2
4	三池地区公民館	〒837 大字三池629-2	53-8343	H 4・10・1	1,389	2
5	手鎌地区公民館	〒836 大字手鎌1300-42	56-6008	H 5・12・1	1,443	2
6	駛馬地区公民館	〒836 馬込町1丁目20-1	57-5443	H 6・9・30	1,376	2

久 留 米 市

	久留米市中央公民館	〒830 諏訪野町1830-6	(0942) 32-6211	S 34・10・13	2,659	9
--	-----------	-----------------	-------------------	------------	-------	---

直 方 市

	直方市中央公民館	〒822 津田町7-20	(09492) 5-2241	S 54・4・27	2,196	6
1	植木公民館	〒822 大字植木481-3	8-0143	S 29・12・28	305	(3)

飯 塚 市

	飯塚市中央公民館	〒820 西町2-58	(0948) 22-3274	S 42・3・15	3,019	3
1	鎮西公民館	〒820 大字大日寺593-16	23-3396	S 45・4・1	703	3
2	二瀬公民館	〒820 大字川津675-1	22-2196	S 46・3・31	880	3
3	幸袋公民館	〒820 大字幸袋50	22-1189	S 47・3・30	833	3
4	菰田公民館	〒820 菰田177	23-6819	S 48・3・31	805	3
5	飯塚東公民館	〒820 大字下三緒57-46	23-6028	S 49・3・31	836	3
6	鯉田公民館	〒820 大字鯉田1373	22-9293	S 51・3・1	803	3
7	立岩公民館	〒820 新飯塚20-30	23-6000	S 49・9・1	1,470	4
8	飯塚公民館	〒820 本町20-17	22-2379	S 57・8・31	935	3

田 川 市

	田川市中央公民館	〒825 大字伊田2550-1	(0947) 44-5110	S 60・8・30	2,281	6(1)
1	(田川市中央公民館分館)	〒826 千代町6-3	44-2000	S 38・11・3	1,068	(6)

柳 川 市

	柳川市中央公民館	〒832 大字本町87-1	(0944) 73-8111			(2)
--	----------	---------------	-------------------	--	--	-----

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	柳 河 公 民 館	〒832 大字新町5-2	72-5478	H 4・3・	621㎡	3人
2	城 内 公 民 館	〒832 大字本町53-1	73-9556	S 63・3・	131	3
3	矢 留 公 民 館	〒832 大字矢留本町150番地	73-8398	H 6・3・	672	3
4	東 宮 永 公 民 館	〒832 大字下宮永町132-1	73-6793	S 57・7・	1,058	3
5	両 開 公 民 館	〒832 大字有明町1490	73-6792	H 7・3・	679	3
6	昭 代 公 民 館	〒830-03 大字久々原126	73-6790	S 55・7・	753	3
7	蒲 池 公 民 館	〒832 上字矢加部251-3	73-6791	S 60・7・	765	3

山 田 市

	山田市中央公民館	〒821 大字上山田443-1	(09485) 52-1222	S 46・3・31	1,314	(8)
1	熊ヶ畑公民館	〒821 大字熊ヶ畑2173-1	52-0104	S 47・3・31	541	2
2	上山田公民館	〒821 大字上山田1515	52-1377	S 61・9・	115	2
3	大橋公民館	〒821 大字上山田443-1	52-0224	S 46・3・31	29	2
4	下山田公民館	〒821 大字下山田376	52-1369	S 50・3・31	630	2

甘 木 市

1	上 秋 月 公 民 館	〒838 大字上秋月1732-1	(0946) 25-0457	S 50・11・	595	3
2	秋 月 公 民 館	〒838 大字下秋月670	25-0458	S 31・7・	909	3
3	安 川 公 民 館	〒838 大字下淵737	22-2017	S 38・3・	669	3
4	甘 木 公 民 館	〒838 大字甘木770-3	22-2117	S 29・7・	1,096	3
5	馬 田 公 民 館	〒838 大字馬田1286	22-2140	S 60・4・	660	3
6	立 石 公 民 館	〒838 大字頓田299-1	22-2101	S 34・5・	359	3
7	福 田 公 民 館	〒838 大字小隈219-1	22-2158	S 62・4・	540	3
8	蟻 城 公 民 館	〒838 大字林田242	22-3004	S 58・4・	401	3
9	金 川 公 民 館	〒838 大字屋永3266	22-2242	S 35・5・	346	3
10	三 奈 木 公 民 館	〒838 大字三奈木4260	22-3114	S 53・10・	588	3
11	高 木 公 民 館	〒838-14 大字黒川3968-2	29-0750	S 53・3・	176	3

八 女 市

	八女市中央公民館	〒834 大字本町586	(0943) 22-5332	S 43・3・31	1,025	5
1	八女市東公民館	〒834 大字山内389-5	23-5276	S 56・3・31	738	3
2	八女市西公民館	〒834 大字新庄385-1	24-5272	S 54・3・31	731	3

筑 後 市

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	筑後市中央公民館	〒833 大字山ノ井906-3	(09425) 3-2516	S 37・3・31	841㎡	4人

大 川 市

	大川市中央公民館	〒831 大字酒見221-11	(0944) 88-0015	S 49・2・15	1,319	(4)
--	----------	-----------------	-------------------	-----------	-------	-----

行 橋 市

	行橋中央公民館	〒824 大橋1丁目9-26	(09302) 2-3911	H元・11・31	1,699	3
1	行橋公民館	〒824 大橋1丁目9-26	2-2296	H元・11・31	36	2
2	仲津公民館	〒824 大字道場寺1517-1	2-1001	H 3・2・15	655	2
3	椿市公民館	〒824 大字長尾494-1	2-1061	S 52・3・31	349	2
4	延永公民館	〒824 大字上津熊76-1	4-7401	S 55・3・31	577	2
5	稗田公民館	〒824 大字前田352-1	2-1759	S 59・3・31	540	2
6	今元公民館	〒824 大字今井2092-1	4-3039	S 60・3・31	558	2
7	泉公民館	〒824 大字西泉4-2-1	2-5022	S 60・3・31	566	2
8	今川公民館	〒824 大字寺畔41-2	5-1070	S 63・3・31	573	2
9	蓑島公民館	〒824 大字蓑島129-1	2-5010	S 63・3・31	370	2
10	行橋北公民館	〒824 大字行事3-17-50	3-5010	H元・3・31	576	2
11	行橋南公民館	〒824 南大橋2丁目3-27	3-6700	H 2・3・31	597	2

豊 前 市

	豊前市中央公民館	〒828 大字八屋1860	(0979) 82-2402	S 51・10・10	603	3
1	角田公民館	〒828 大字松江368-1	82-2701	S 36・11・16	362	2
2	山田公民館	〒828 大字四郎丸243	82-2666	S 49・3・30	353	2
3	八屋公民館	〒828 大字八屋1381-4	82-2775	S 52・6・1	421	2
4	宇島公民館	〒828 大字赤熊484-1	82-3196	S 53・3・7	418	2
5	三毛門公民館	〒828 大字三毛門914-4	82-2671	S 37・11・15	459	2
6	黒土公民館	〒828 大字久路土1179-1	82-2670	S 35・9・26	507	2
7	千束公民館	〒828 大字千束167	82-2250	S 57・3・25	480	2
8	横武公民館	〒828 大字薬師寺61-1	82-2669	S 47・11・30	185	1
9	合河公民館	〒828 大字下河内960-1	88-2001	S 34・4・10	456	2
10	岩屋公民館	〒828-01 大字岩屋143	88-2002	S 55・2・29	247	2
11	大村公民館	〒828 大字大村1534-4	82-7753	S 63・4・1	146	2

中 間 市

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	中間市中央公民館	〒809 大字中間5881-2	(093) 246-2321	S 53・3・31	1,981㎡	10人

筑 紫 野 市

	筑紫野市中央公民館	〒818 大字二日市1123-1	(092) 923-0415	S 47・3・31	1,768	11
1	二日市地区公民館	〒818 大字二日市753-1	923-1111	S 29・3・31	320	2
2	山口地区公民館	〒818 大字山口26-5	922-2551	S 33・3・31	218	(1)
3	筑紫地区公民館	〒818 大字筑紫634-1	926-2913	S 54・3・31	387	(1)
4	御笠地区公民館	〒818 大字吉木1769	922-2601	S 37・10・6	215	(1)
5	山家コミュニティセンター	〒818 大字山家2850-1	926-2809	H 6・6・24	1,476	2(1)

春 日 市

	春日市中央公民館	〒816 伯玄町2丁目24番地	(092) 575-4121	S 42・3・29	781	5(5)
--	----------	-----------------	-------------------	-----------	-----	------

小 郡 市

	小郡市中央公民館	〒838-01 小郡市255-1	(0942) 72-2111	S 45・3・31	659	1(8)
1	味坂校区公民館	〒838-01 下西鯨坂253-1	73-3858	H 3・3・31	538	2
2	御原校区公民館	〒838-01 稲吉437-11	72-9038	H 4・11・27	569	2
3	立石校区公民館	〒838-01 千瀉2056-1	73-2768	H 7・3・31	608	2

大 野 城 市

	大野城市中央公民館	〒816 曙町2丁目2-1	(092) 501-2211	S 53・12・1	市役所に設置 570	4
--	-----------	---------------	-------------------	-----------	---------------	---

宗 像 市

	宗像市中央公民館	〒811-34 大字須恵348-2	(0940) 33-2548	S 49・6・25	1,896	4
1	日の里地区公民館	〒811-34 日の里1丁目16-1	37-1587	S 54・3・1	1,049	3
2	(自由ヶ丘分館)	〒811-41 大字自由ヶ丘3-12-11	32-5594	S 47・12・1	529	3

太 宰 府 市

	太宰府市中央公民館	〒818-01 観世音寺1丁目3番1号	(092) 921-2101	S 61・11・3	3,825	7
--	-----------	---------------------	-------------------	-----------	-------	---

前 原 市

1	波多江公民館	〒819-11 大字池田577-1	(092) 322-1614	S 58・4・1	730	3
2	前原中央公民館	〒819-11 大字前原1303-1	322-2481	H 6・4・1	1,908	3
3	前原南公民館	〒819-11 大字篠原675-1	324-1763	S 60・3・31	751	3
4	加布里公民館	〒819-11 大字神在1112	322-3026	S 42・4・1	195	3
5	長糸公民館	〒819-11 大字川付876-4	323-2032	S 29・4・1	485	3

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
6	雷 山 公 民 館	〒819-11 大字蔵持838-6	323-0078	H 5・4・1	646㎡	3人
7	怡 土 公 民 館	〒819-15 大字井原916	322-7815	S 61・4・10	751	3

(筑 紫 郡)
那 珂 川 町

	那珂川町中央公民館	〒811-12 大字後野120	(092) 952-2092	S 50・3・30	1,530	3
1	南畑地区公民館	〒811-12 埋金853-11	952-7687	H 5・2・28	421	0
2	北地区公民館	〒811-12 片縄5丁目86	952-8852	S 58・2・28	400	2

(粕 屋 郡)
宇 美 町

	宇美町中央公民館	〒811-21 大字宇美4702-4	(092) 933-2607	S 54・2・28	1,453	2(4)
--	----------	--------------------	-------------------	-----------	-------	------

篠 栗 町

	篠栗町中央公民館	〒811-24 大字尾仲47-1	(092) 948-2222	H 5・3・31	4,915	(9)
--	----------	------------------	-------------------	----------	-------	-----

志 免 町

	志免町中央公民館	〒811-22 志免980	(092) 935-7100	S 54・3・24	3,570	2(9)
--	----------	---------------	-------------------	-----------	-------	------

須 恵 町

	須恵町公民館	〒811-21 大字上須恵1180-1	(092) 934-0030	H 6・6・11	4,483	(3)
	川子地区公民館	〒811-21 大字上須恵1290-34	932-4786	S 58・2・20	400	(2)

新 宮 町

	新宮町中央公民館	〒811-01 大字上府1257-1	(092) 962-3261	S 49・3・25	1,776	6(8)
--	----------	--------------------	-------------------	-----------	-------	------

久 山 町

	久山町公民館	〒811-25 大字久原3632	(092) 976-1111	S 45・10・	2,299	(4)
--	--------	------------------	-------------------	----------	-------	-----

粕 屋 郡

	粕屋町中央公民館	〒811-23 大字仲原127	(092) 938-1410	S 49・3・30	2,273	(6)
1	茶屋地区公民館	〒811-23 大字内橋381-6	939-2502	H 7・3・23	332	(1)
2	坪見地区公民館	〒811-23 大字内橋132-9	938-1207	H 7・3・23	333	(1)

古 賀 町

	古賀町中央公民館	〒811-31 中央2丁目13-1	(092) 944-1931	S 60・9・30	3,282	4
1	薙内地区館	〒811-31 大字薙内883-1	943-4948	S 42・2・7	528	(1)

(宗 像 郡)
福 間 町

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	福間町公民館	〒811-32 福間町大字手光2222	(0940) 43-2100	S 63・7・20	4,356㎡	4人

津 屋 崎 町

	津屋崎町中央公民館	〒811-33 大字津屋崎690-10	(0940) 52-1305	S 47・	821	2
1	勝浦公民館	〒811-35 大字勝浦2274-2	52-0601	S 46・	212	1
2	宮司公民館	〒811-33 大字宮司1188	52-0071		1,119	1

玄 海 町

	玄海町公民館	〒811-35 大字江口465	(0940) 62-2111			(5)
--	--------	-----------------	-------------------	--	--	-----

大 島 村

	大島村公民館	〒811-37 大島村1765	(0940) 72-2321	S 51・	916	(2)
--	--------	-----------------	-------------------	-------	-----	-----

(遠 賀 郡)

芦 屋 町

	芦屋町中央公民館	〒807-01 中ノ浜4-4	(093) 222-1681	S 53・8・31	4,097	(3)
1	(山鹿公民館)	〒807-01 山鹿2862	223-1892	S 47・4・1	595	1(1)
2	(芦屋東公民館)	〒807-01 緑ヶ丘4-22	222-1981	H 2・10・1	575	1

水 巻 町

	水巻町中央公民館	〒807 大字頃末880-5	(093) 201-0401	S 61・10・15	3,192	12
1	水巻町南部公民館	〒807 下二東3丁目3番21号	(093) 202-2472	H 5・3・31	984	4(2)

岡 垣 町

	岡垣町中央公民館	〒811-42 大字吉木1072-1	(093) 282-0162	S 47・3・15	1,307	4
1	岡垣町東部公民館	〒811-42 大字山田17	282-0035	S 49・	980	1
2	” 西部公民館	〒811-42 大字内浦145	282-7476	S 53・	652	0

遠 賀 町

	遠賀町中央公民館	〒811-43 大字今古賀513	(093) 293-1355	S 50・8・31	2,242	1(1)
--	----------	------------------	-------------------	-----------	-------	------

(鞍 手 郡)

鞍 手 町

	鞍手町中央公民館	〒807-13 大字小牧2105	(09494) 2-7200	S 56・10・31	2,667	(10)
--	----------	------------------	-------------------	------------	-------	------

小 竹 町

	小竹町中央公民館	〒820-11 大字勝野1757	(09496) 2-0452	S 54・2・20	1,647	(8)
--	----------	------------------	-------------------	-----------	-------	-----

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	小竹町北公民館	〒820-11 大字勝野2379-1	(09496) 2-6629	S 45・3・17	480㎡	0人
若 宮 町						
	若宮町中央公民館	〒822-01 大字高野572	(09495) 2-0859	S 49・4・18	1,121	4(10)
1	吉 川 支 館	〒822-01 大字脇田16	4-0301	S 35・	301	0
2	中 支 館	〒822-01 大字稲光711-1		S 35・	113	0
宮 田 町						
	宮田町中央公民館	〒823 大字宮田72-1	(09493) 2-0123	S 51・12・10	1,432	3(4)
(嘉 穂 郡)						
桂 川 町						
	桂川町公民館	〒820-06 大字土居368-2	(0948) 65-1100	S 43・8・1	866	(10)
嘉 穂 町						
	嘉穂町公民館	〒820-03 大字牛隈201	(0948) 57-0080	S 43・3・25	779	(8)
稲 築 町						
	稲築町公民館	〒820-02 大字岩崎1141	(0948) 42-0750	S 45・12・20	1,488	4(1)
碓 井 町						
	碓井町公民館	〒820-05 上臼井446-1	(0948) 62-2270	S 56・10・5	202	(5)
筑 穂 町						
	筑穂町中央公民館	〒820-07 大字長尾1340	(0948) 72-2204	S 55・10・15	2,305	2(8)
穂 波 町						
	穂波町公民館	〒820 大字秋松408	(0948) 24-7458	S 53・8・31	1,795	3(6)
庄 内 町						
	庄内町公民館	〒820-01 大字有安830-3	(0948) 82-3344	S 34・9・30	1,428	3(6)
穎 田 町						
	穎田町公民館	〒820-11 大字勢田1129-1	(09496) 2-1034	S 47・6・1	1,034	1(8)
(朝 倉 郡)						
杷 木 町						
	杷木町公民館	〒838-15 大字寒水80-1	(0946) 62-0178	S 37・3・31	1,108	5(2)
朝 倉 町						
	朝倉町公民館	〒838-13 大字宮野2047-1	(0946) 52-1111	S 39・3・20	719	1(3)
三 輪 町						
	三輪町公民館	〒838 大字新町450	(0946) 22-2770	S 49・5・	1,546	1(1)

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

夜 須 町

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	夜須町中央公民館	〒838-02 大字篠隈246	(0946) 42-3121	S 60・3・	2,515㎡	1(8)人

小 石 原 村

	小石原村公民館	〒838-16 大字小石原941-9	(0946) 74-2234	H 1・9・	676	1(1)
--	---------	--------------------	-------------------	--------	-----	------

宝 珠 山 村

	宝珠山村公民館	〒838-17 大字宝珠山6425	(0946) 72-2301	S 54・2・28	883	4
--	---------	-------------------	-------------------	-----------	-----	---

(糸 島 郡)

二 丈 町

	二丈町中央公民館	〒819-16 大字深江1145	325-0234	S 45・11・30	1,866	(3)
1	福吉公民館	〒819-16 大字吉井4017	326-5501	S 49・4・15	652	2
2	一貴山公民館	〒819-16 大字石崎81	325-0151	S 53・2・28	651	2
3	深江公民館	〒819-16 大字深江1145	325-0234	S 54・11・30	1,866	2

志 摩 町

1	中央公民館	〒819-13 大字初18	(092) 327-1734	S 60・9・13	1,553	2
2	桜野公民館	〒819-13 大字桜井5942	327-0259	S 46・4・1	446	2
3	引津公民館	〒819-13 大字御床2165-3	328-0855	H 3・1・31	763	2
4	芥屋公民館	〒819-13 大字芥屋26-7	328-2009	S 59・3・20	493	2

(浮 羽 郡)

吉 井 町

	吉井町中央公民館	〒839-13 吉井町983-1	(09437) 5-3343	S 48・3・20	1,270	3(8)
--	----------	------------------	-------------------	-----------	-------	------

田 主 丸 町

	田主丸町中央公民館	〒839-12 大字田主丸507-1	(09437) 2-2844	S 48・6・9	1,230	(5)
--	-----------	--------------------	-------------------	----------	-------	-----

浮 羽 町

	浮羽町公民館	〒839-14 大字朝田561-1	(09437) 7-7476	S 56・3・23	2,840	6(6)
1	田籠公民館	〒839-14 大字田籠1151-1	7-6776	S 54・1・31	335	2
2	山春公民館	〒839-14 大字山北783	7-4699	S 53・4・25	290	2
3	大石公民館	〒839-14 大字古川479	7-7088	S 53・1・23	343	2
4	御幸公民館	〒839-14 大字朝田589-1	7-2004	S 42・2・20	274	2
5	妹川公民館	〒839-14 大字妹川2329-5	7-6505	S 48・1・31	154	0
6	新川公民館	〒839-14 大字新川2515	7-6557	S 50・3・17	154	0
7	小塩公民館	〒839-14 大字小塩2548-1	7-4835	S 51・3・22	282	0

(三 井 郡)
北 野 町

名称の () は分館
職員数の () は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	北野町中央公民館	〒830-11 大字中273-1	(0942) 78-2308	S 63・10・31	2,822㎡	(4)人

大 刀 洗 町

	大刀洗町中央公民館	〒830-12 大字富多819	(0942) 77-2670	S 52・12・15	940	3(4)
--	-----------	-----------------	-------------------	------------	-----	------

(三 瀨 郡)
城 島 町

	城島町公民館	〒830-02 大字檜津748-1	(0942) 62-2111	S 54・4・	1,030	1(5)
--	--------	-------------------	-------------------	---------	-------	------

大 木 町

	大木町公民館	〒830-04 大字八丁牟田255-1	(0944) 32-1047	S 53・9・	1,128	1(3)
--	--------	---------------------	-------------------	---------	-------	------

三 瀨 町

	三瀨町公民館	〒830-01 大字玉満2949-1	(0942) 64-3020	H 5・3・31	2,067	1(7)
--	--------	--------------------	-------------------	----------	-------	------

(八 女 郡)
黒 木 町

	黒木町公民館	〒834-12 大字桑原244-2	(09434) 2-1111	S 47・12・12	1,972	7
--	--------	-------------------	-------------------	------------	-------	---

上 陽 町

	上陽町中央公民館	〒834-11 大字北川内483-1	(0943) 54-3131	S 47・12・30	722	7
--	----------	--------------------	-------------------	------------	-----	---

立 花 町

	立花町中央公民館	〒834 大字谷川1130	(0943) 23-5141	S 49・6・29	354	4(1)
--	----------	---------------	-------------------	-----------	-----	------

1	北山公民館	〒834 大字北山2692	23-4656	S 49・3・31	280	0
2	白木公民館	〒834 大字白木5589	35-0001	S 49・3・31	280	0
3	辺春公民館	〒834 大字上辺春394-2	36-0001	S 49・3・31	280	0

広 川 町

	広川町中央公民館	〒834-01 大字新代1804-1	(0943) 32-1111	S 43・12・	671	1(7)
--	----------	--------------------	-------------------	----------	-----	------

矢 部 村

	矢部村中央公民館	〒834-14 大字北矢部10528	(0943) 47-2122	S 63・5・1	1,105	2
--	----------	--------------------	-------------------	----------	-------	---

星 野 村

	星野村中央公民館	〒834-02 星野村13102-1	(0943) 52-3111	S 49・3・25	729	1(1)
--	----------	--------------------	-------------------	-----------	-----	------

(山 門 郡)
瀬 高 町

	瀬高町中央公民館	〒835 大字下庄792-1	(0944) 62-5201	S 52・3・20	2,266	2(9)
--	----------	----------------	-------------------	-----------	-------	------

1	北公民館	〒835 大字長田3353-9	63-8773	S 48・4・31	416	1
---	------	-----------------	---------	-----------	-----	---

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
2	上 庄 公 民 館	〒835 大字上庄185-2	63-2986	H元・7・1	202㎡	0人
3	清 水 公 民 館	〒835 大字大草L1 (仮地番)	62-5823	H 5・3・31	516	3

大 和 町

	大和町中央公民館	〒839-02 大字栄231	(0944) 76-1111	S 55・3・21	2,162	1(3)
--	----------	----------------	-------------------	-----------	-------	------

三 橋 町

	三橋町中央公民館	〒832 大字正行468	(0944) 73-4489	S 55・9・10	2,141	1(6)
--	----------	--------------	-------------------	-----------	-------	------

山 川 町

	山川町公民館	〒835-01 大字原町378-1	(09446) 7-0437	S 42・2・11	719	1(2)
--	--------	-------------------	-------------------	-----------	-----	------

(三 池 郡)

高 田 町

	高田町公民館	〒839-02 大字濃施480	(0944) 22-5595	S 45・3・31	1,169	2(4)
--	--------	-----------------	-------------------	-----------	-------	------

(田 川 郡)

香 春 町

	香春町中央公民館	〒822-14 大字高野987-1	(0947) 32-2162	S 50・10・31	517	3(1)
1	(香春校区公民館)	〒822-11 新町	2-6923	S 56・7・30	205	1

添 田 町

	添田町中央公民館	〒824-06 大字添田538-1	(0947) 82-0616	S 42・6・30	592	2(2)
	そえだ公民館	〒824-06 大字庄952	82-2559	S 63・6・30	2,201	2(2)
1	津野公民館	〒824-04 大字津野6059	84-2001	S 55・3・31	353	1(1)
2	彦山公民館	〒824-07 大字落合800	85-0702	S 56・5・30	458	1(1)
3	中元寺公民館	〒824-06 大字中元寺2465	82-3404	S 56・6・20	408	1(1)
4	野田公民館	〒824-06 大字野田1623-1		S 56・3・30	298	(1)

金 田 町

	金田町中央公民館	〒822-12 大字金田1153-1	(0947) 22-0425	S 57・3・31	588	(7)
--	----------	--------------------	-------------------	-----------	-----	-----

糸 田 町

	糸田町中央公民館	〒822-12 糸田2395	(0947) 26-0038	S 48・7・31	1,158	2(6)
--	----------	----------------	-------------------	-----------	-------	------

川 崎 町

	川崎町中央公民館	〒827 大字田原791-1	(0947) 72-3000	S 38・3・	700	1(4)
--	----------	----------------	-------------------	---------	-----	------

赤 池 町

	赤池町公民館	〒822-11 大字赤池1148、1149	(0947) 28-2004	S 48・10・31	612	1(2)
--	--------	-----------------------	-------------------	------------	-----	------

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

方 城 町

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	方城町中央公民館	〒822-12 大字伊方4480	(0947) 22-4300	S 48・7・	1,180㎡	1(3)人

大 任 町

	大任町公民館	〒824-05 大字大行事3180-1	(0947) 63-2242	S 48・4・1	1,810	3(6)
--	--------	---------------------	-------------------	----------	-------	------

赤 村

	赤村中央公民館	〒824-04 大字内田1188-1	(0947) 62-3003	S 59・	31	3(1)
--	---------	--------------------	-------------------	-------	----	------

(京 都 郡)

苺 田 町

	苺田町中央公民館	〒800-03 京町2-5	(093) 436-0061	S 54・10・12	3,834	4
1	小波瀬コミュニティセンター	〒800-03 大字新津1682-4	(09302) 3-1000	H元・8・1	1,257	3
2	西部公民館	〒800-13 大字鋤崎481-1	(09302) 3-8100	H 6・3・25	1,585	3
3	北公民館	〒800-03 若久町1丁目3-7	(093) 434-9000	H 4・2・28	1,542	3

犀 川 町

	犀川町中央公民館	〒824-02 大字本庄641-1	(09304) 2-0001	S 61・4・25	1,600	2(1)
--	----------	-------------------	-------------------	-----------	-------	------

勝 山 町

	勝山町中央公民館	〒824-08 大字黒田79	(093032) 2092	S 43・	611	2
1	(諫山分館)	〒824-08 大字岩熊1177		S 29・	103	(1)

豊 津 町

	豊津町中央公民館	〒824-01 大字豊津1118	(093033) 3115	S 46・3・16	1,734	(1)
--	----------	------------------	------------------	-----------	-------	-----

(築 上 郡)

椎 田 町

	椎田町中央公民館	〒829-03 大字高塚756	(09305) 6-0251	S 47・2・28	2,076	2
--	----------	-----------------	-------------------	-----------	-------	---

吉 富 町

	吉富町公民館	〒871 大字広津413	(0979) 22-1944	H 4・12・21	3,401	1(9)
--	--------	--------------	-------------------	-----------	-------	------

築 城 町

	築城町公民館	〒829-01 大字築城251	(09305) 2-0001	S 46・2・13	1,277	1(2)
1	下城井公民館	〒829-01 大字安武155	2-2886	S 47・2・31	547	0
2	上城井公民館	〒829-01 大字本庄2111-2	4-0823	S 51・6・8	519	0

新 吉 富 村

	新吉富村中央公民館	〒871-09 大字垂水1325-3	(0979) 72-2072	S 49・7・20	663	1(1)
--	-----------	--------------------	-------------------	-----------	-----	------

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	新吉富村コミュニティセンター	〒871-09 緒方588-1	(0979) 72-2507	H 5・4・1	578㎡	1(1)人

大 平 村

	大平村中央公民館	〒871-09 大字東下1496-1	(0979) 72-2005	S 4・8・	964	1(1)
1	金 代 公 民 館	〒871-09 大字西友枝582-1		S 40・	74	(1)
2	小 畑 公 民 館	〒871-09 " 3437		S 33・	101	(1)
3	横 川 公 民 館	〒871-09 " 2455	72-4167	S 39・	109	(1)
4	仙 代 公 民 館	〒871-09 " 2140-2	72-3120	S 42・	110	(1)
5	東 上 公 民 館	〒871-09 大字東上2792	72-4159	S 39・	169	(1)
6	土 佐 井 公 民 館	〒871-09 大字土佐井397-3	72-2781	S 41・	210	1(1)
7	下 唐 原 公 民 館	〒871-09 大字下唐原856-1	23-3498	S 31・	231	1(1)
8	小 池 公 民 館	〒871-09 " 2148-15		S 47・	127	(1)

(平成7年5月1日現在)



公民館 総合補償制度

公民館のあたたかい経営をほつらひ活動に欠けずのぞきない。

行事傷害補償
賠償責任補償
職員災害補償

●制度の問い合わせ・取扱いセンター

 0120-42-2324 (電話料金無料)

株式会社 公民館補償センター

〒150 東京都渋谷区神宮前5-38-10

●制度提供 社団法人 全国公民館連合会

●制度提携保険会社 安田火災海上保険株

